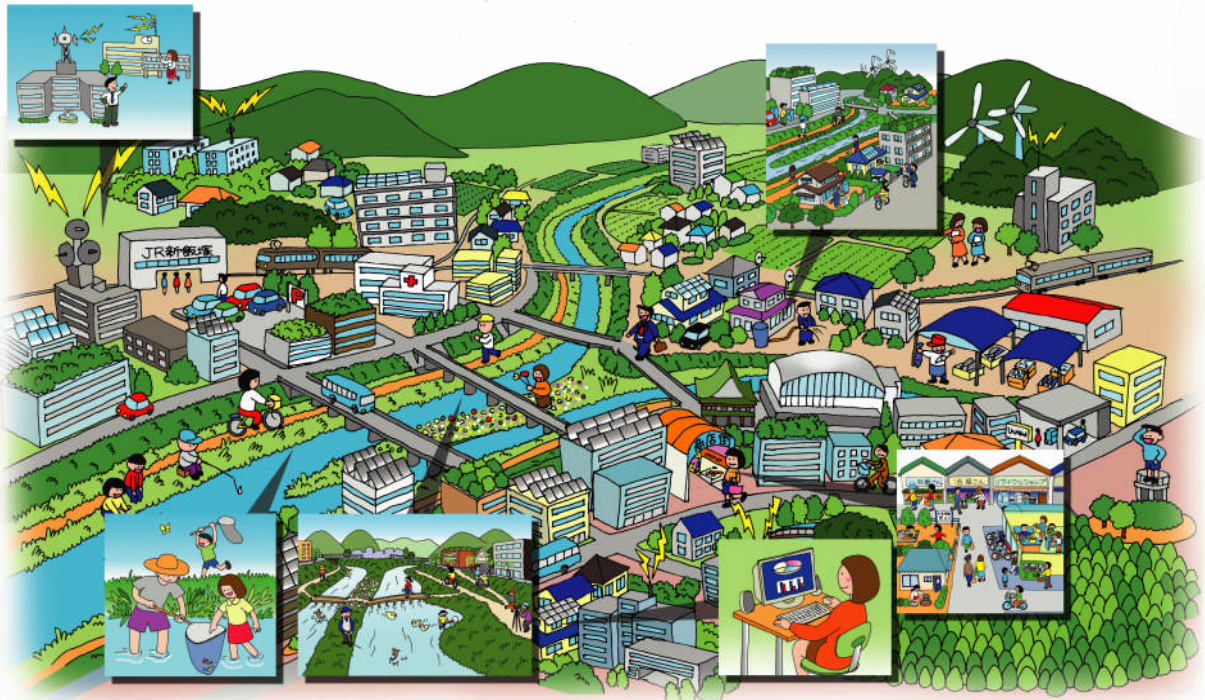


第2次飯塚市環境基本計画

(地球温暖化対策実行計画【区域施策編】含む)

～ 人 + 自然 + やさしいまち = いいづか を目指して ～

第2次 わたしたちの環境プラン



平成 24 年 3 月

飯 塚 市

はじめに

今日、私たちが暮らす社会には、河川の水質汚濁や不法投棄といった生活に身近なものから、地球温暖化やエネルギー問題などの地球規模もしくは国家規模で対応しなければならないものまで、様々な環境問題が存在しております。

このように多様で、各分野にわたる環境問題を一つひとつ解決していくためには、行政の施策・事業による対策はもちろんですが、私たち一人ひとりが日常生活の中で、環境への負荷を軽減させる取り組みを積み重ねていくことが重要です。

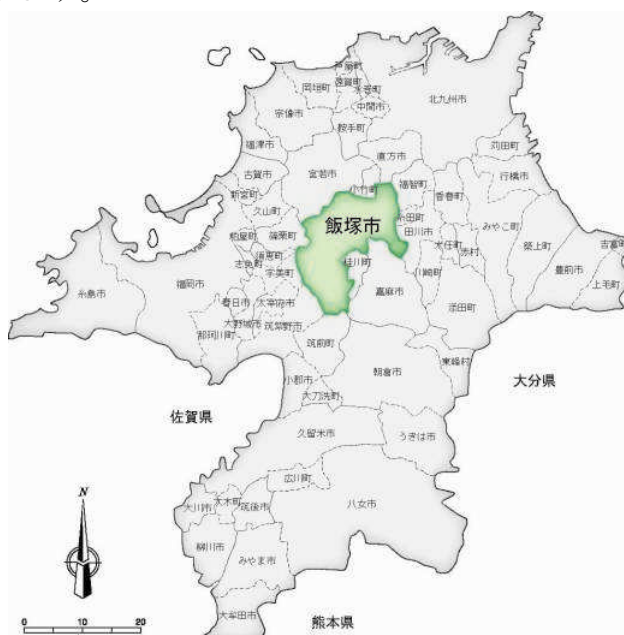
本市では、平成14年に飯塚市環境基本計画（第1次）を策定し、平成18年の1市4町合併に伴う計画の改訂を経て、今日まで環境問題に対する様々な取り組みを進めてまいりました。

しかし、本計画の目指すべき将来像である「人+自然+やさしいまち=いいづか」の実現に向けては、まだまだ多くの課題が残されていると考えます。

この度、第1次環境基本計画の計画期間が満了することに加え、省エネルギーや自然エネルギーへの急速な関心の高まりといった社会情勢の変化や、新たな課題に対応するため、「第2次飯塚市環境基本計画」を策定いたしました。

この計画に基づき、新たな情勢に対応しながら、環境の保全と創造に関する取り組みを総合的に推進していくためには、市民の皆様、並びに環境団体、事業者、学校、行政の連携・協力が何よりも重要となります。皆様方におかれましては、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめ、慎重なご審議をいただきました飯塚市環境審議会の委員の方々に厚くお礼申し上げます。



飯塚市長 齊藤 守史

はじめに

序章 本計画のあらまし

- 1. 計画の構成..... 2
- 2. 第2次飯塚市環境基本計画の策定にあたって..... 3
- 3. 取組の体系・重点プロジェクトの概要..... 8

第1章 計画策定の背景

- 1. 計画策定の背景..... 14
- 2. 飯塚市環境基本計画（改訂版）の評価..... 15
 - 2-1. 飯塚市環境基本計画（改訂版）に基づく行政施策の成果と課題..... 15
 - 2-2. 改訂版に掲げた数値目標の達成状況..... 22
 - 2-3. 「18のACTION」に対する市民の満足度と重要度..... 23
 - 2-4. 課題のまとめと評価..... 24

第2章 計画の基本的事項

- 1. 計画の基本的な考え方..... 28
- 2. 計画の位置づけ..... 29
- 3. 計画の対象範囲..... 30
- 4. 計画期間..... 31

第3章 飯塚市が目指す将来像

- 1. 将来像と、将来像を実現するための基本目標..... 34
- 2. 各主体の役割..... 35

第4章 基本目標達成のための取組

- 1. 基本目標達成のための環境目標、取組の方向性の体系..... 38
- 2. 基本目標Ⅰ：限りある資源をしっかりと循環させる、ごみゼロの社会づくり..... 41
 - 2-1. ごみ減量化..... 41
 - 2-2. 分別の徹底..... 44

3. 基本目標Ⅱ：命の源である森や水を守り、自然とともに暮らす、うるおいのある環境づくり	47
3-1. 河川等水質の改善	47
3-2. 森や川の保全	50
3-3. 農村と市街地との交流と地産地消の推進	53
3-4. 在来種を保全する活動の実践	56
3-5. 外来生物対策の実践	58
4. 基本目標Ⅲ：次世代に誇って継ぐことのできる、自然エネルギーを無駄なく使う低炭素の環境づくり	60
4-1. 地球温暖化防止の取組の実践	60
4-2. 温室効果ガス削減量や省エネ効果の見える化	67
5. 基本目標Ⅳ：豊かな資源（自然・人材等）や地域コミュニティを活かした人づくり	69
5-1. 環境教育・学習の充実	69
5-2. 市民の環境意識の向上	72

第5章 重点プロジェクト

1. 重点プロジェクトの抽出	76
2. 重点プロジェクトの内容と工程	76
2-1. 重点プロジェクト1：ごみゼロ推進プロジェクト	77
2-2. 重点プロジェクト2：みんなできれいな川をつくろうプロジェクト	78
2-3. 重点プロジェクト3：地球温暖化防止推進プロジェクト	79
2-4. 重点プロジェクト4：環境を守りつくる実践活動参画プロジェクト	80

第6章 計画の総合的推進

1. 推進体制	85
1-1. 飯塚市環境プラン推進会議	85
1-2. 飯塚市環境審議会	85
1-3. いいづか環境会議	86
2. 計画の進行管理	87
2-1. 計画の進行状況の点検・評価システムの構築	87
2-2. 環境基本計画の周知	89
2-3. 環境情報の整備と共有	89
2-4. 財源の確保	89
2-5. 計画の改善及び見直し	89

資料編

1. 飯塚市環境基本条例	92
2. 環境審議会名簿	95
3. 飯塚市環境基本計画について（答申）	97
4. 環境基本計画策定の経緯	98
5. 重点プロジェクト（市の取組）の実施状況	99
6. 市民意見募集での意見と回答	103
7. 環境基本計画ワークショップ	106
8. アンケート調査	107
9. 担当課別事務事業一覧	108
10. 評価指標一覧	112
11. 温室効果ガスの現況推計	113
11-1. 対象とする温室効果ガス	113
11-2. 推計方法	113

序章

本計画のあらまし

本章では、過去 10 年間を振り返り、これからの 10 年間の道しるべとなる環境基本計画のコンセプトと計画の概要について記述しています。

1. 計画の構成

本計画は、以下の7つの章で構成されています。

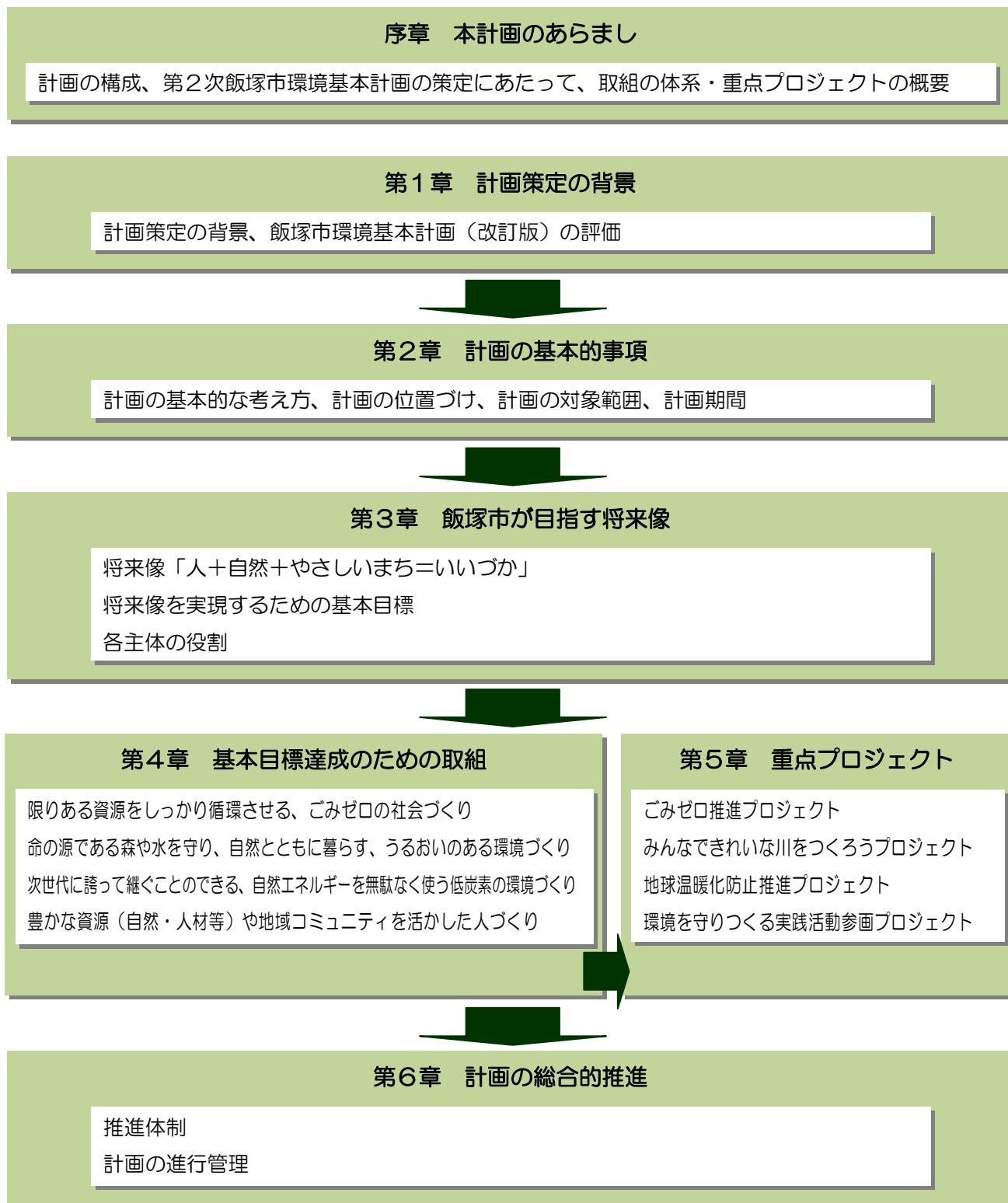


図 1 本計画の構成

2. 第2次飯塚市環境基本計画の策定にあたって

平成14年からの10年間 ～目標は達成されたか～

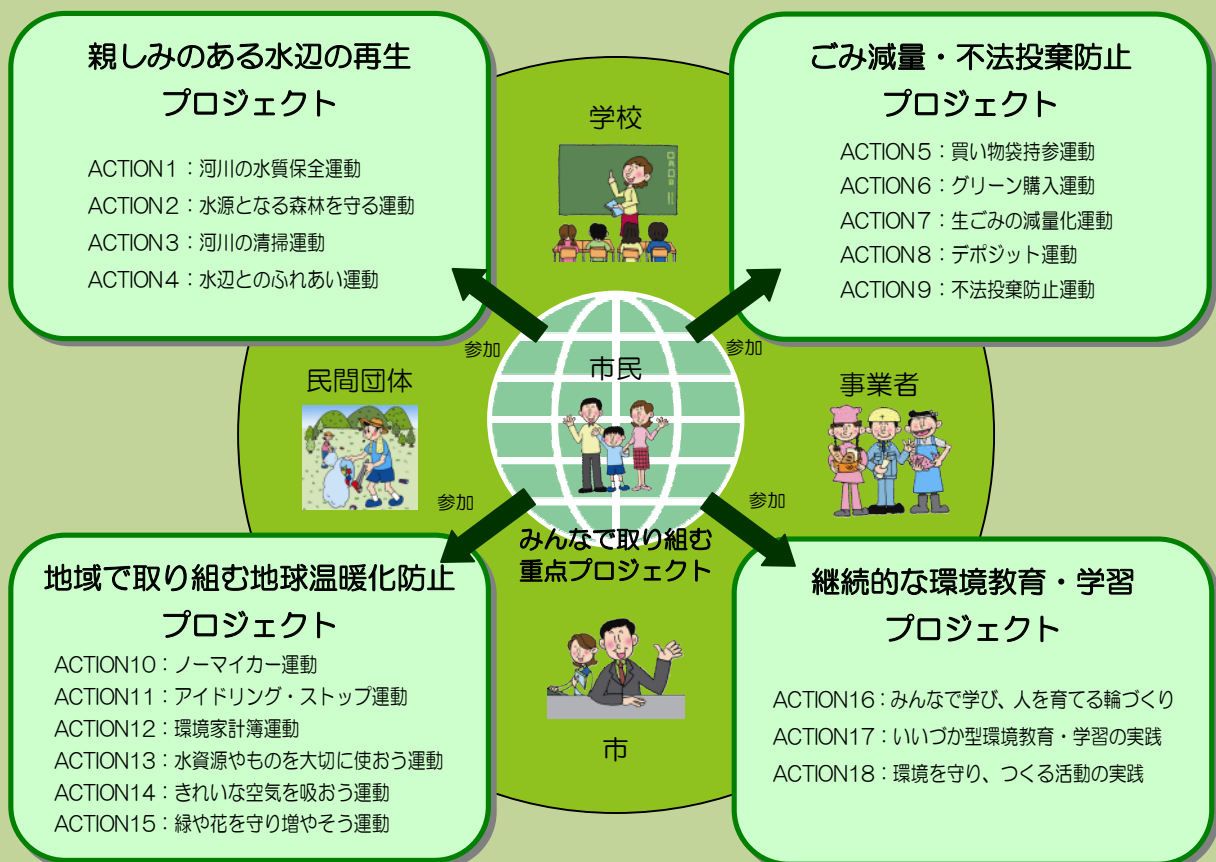
★ 目標とした数値は、残念ながら未達成

飯塚市は、今から10年前、最初の環境基本計画〈飯塚市環境基本計画（第1次）〉をつくりました。そして今日までの10年間、「人+自然+やさしいまち=いいづか」の実現を目指し、

- 「Ⅰ 空気・水・土及び資源・エネルギーの健全で効率的な循環（循環）」
- 「Ⅱ 豊かな自然と人との共生（共生）」
- 「Ⅲ 緑・水辺・風景・歴史を良好な形で将来に伝えていくこと（快適性）」
- 「Ⅳ すべての主体が環境に配慮した行動を実践すること（参加・協働）」

という4つの基本目標を立て、様々な取組（4つの重点プロジェクトと18のACTION=運動）を続けてきました。

しかしながら、目標達成の目じるしとした数値は、残念ながらほとんどが達成できていない結果となりました。



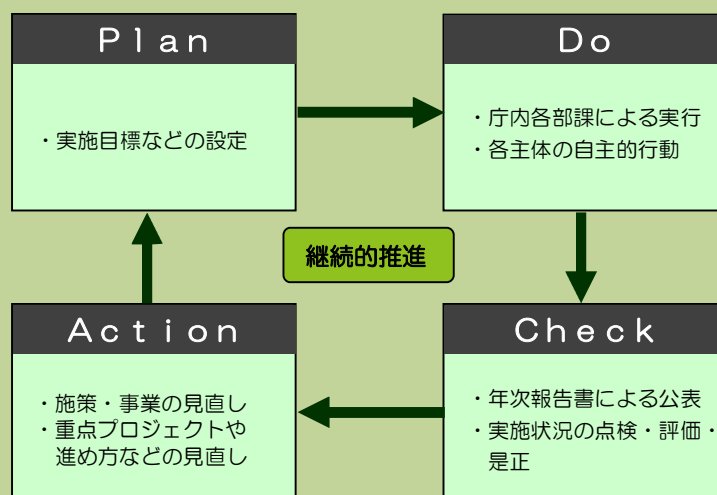
■ 4つの重点プロジェクトと18のACTION=運動（飯塚市環境基本計画（改訂版））

なぜ目標は達成できなかったのか ～指摘できるいくつかの理由～

★ P（計画）D（実施）C（点検）A（見直し）サイクルは十分に機能したか

なぜ、このような結果になったのでしょうか？ 指摘できる点がいくつかあります。

- 計画実行後4年目に市町村合併が行われ、計画の改訂作業が必要となったことから、計画の実行速度に遅れが生じた。
- 市町村合併後ただちに開始された行財政改革により、行政が配分する財源や人員に余裕がなくなったため、いくつかの施策や事務・事業が十分に実施できず、結果として数値目標の達成にマイナスの影響を与えた。
- 社会全体で環境問題に対する関心が高まり、施策や事務・事業に対する要求の水準がより高まったが、これに伴う計画の見直しが的確に行うことができなかった。



■ 進行管理システムの概念図（飯塚市環境基本計画（改訂版））

しかし、このようなことは、環境基本計画に定める進行管理・・・すなわちP（Plan＝目標などの設定）・D（Do＝計画の実施）・C（Check＝実施状況の点検）・A（Action＝計画の見直し）のサイクルがしっかりと機能していれば、乗り越えられたはずで。

10年間の努力にもかかわらず、目標が達成できなかった最大の要因は、このPDCAのサイクル・・・とりわけ、C＝実施状況の点検結果が、A＝計画の効果的な見直しに反映できなかったことによるものと考えられます。

したがって、第2次環境基本計画においては、推進体制の整備はもとより、環境プラン推進会議や環境審議会を定期的開催し、目標の達成状況を確実に把握するとともに、達成状況に応じて施策・事務事業を柔軟かつ適切に見直す必要があります。

コンパクトで機動性のある計画 ～第2次環境基本計画のコンセプト～

★ 重厚長大を避け、確実に実行・点検ができる計画を！！

以上の反省を踏まえ、今回の第2次環境基本計画では、その基本的な考え方＝コンセプトを以下のとおりとしました。

- 市町村合併後ただちに開始された行財政改革により、市の施策については、最小の経費で最大の効果を挙げることが求められています。また市の主要な財源の一つである地方交付税も、あと4年で市町村合併に伴う算定の特例期間が終了し、さらなる経費の削減が必要になります。そこで今回の計画では、重厚長大化を避け、確実に実行する取組に絞り込むこと・・・コンパクトで機動性のある計画とすることとしました。
- 前回の反省に立ち、取組の実行状況を確実に把握できるよう、取組の目標については把握しやすく、かつ他の市町村との比較ができる数値＝指標とすることとしました。

引き続き「人＋自然＋やさしいまち＝いいづか」の実現を ～将来像と基本目標～

★ 将来像と4つの基本目標のうち3つは継続、残る一つは「低炭素社会の構築」

将来像 <人＋自然＋やさしいまち＝いいづか>（継続）

基本目標Ⅰ <循環>～循環型社会の形成（継続＋快適性を統合）

基本目標Ⅱ <共生>～自然との共生（継続＋快適性を統合）

基本目標Ⅲ <低炭素社会の構築>（新規）

基本目標Ⅳ <参加・協働>～人の環^わづくりと活動実践（継続）

- 前回の計画の将来像（環境像）には、環境にやさしいまちづくりを進めることにより、人と自然の共生を実現する、という現代社会における基本的な課題が含まれています。よって引き続き「人＋自然＋やさしいまち＝いいづか」の実現を目指します。

- 今回の計画づくりのために実施したアンケートやワークショップでは、ごみの分別の徹底やポイ捨て・不法投棄の解決について、多くの意見がありました。市民一人ひとりが毎日直面するごみの問題。まずはリサイクルの徹底やごみをできるだけ出さない日常生活をこころがけること。そして自分の暮らす地域からポイ捨てされるごみを無くす運動にみんなが参加すること。そんな「循環」の取組を基本目標の<Ⅰ>とします。



- 平成 15 年 7 月 19 日に飯塚市を襲った集中豪雨。これをきっかけに市内の河川整備が進められ、水辺に親しむことのできる場所も整備されました。遠賀川水系の水質の改善も徐々に進んでいます（ただし九州の河川全体の改善も進んでいるので、順位は相変わらずワースト上位）。遠賀川の水を守り、遠賀川とともに生きる。そんな暮らしを市民の間に根付かせる取組を進めなくてはなりません。



そして近年注目を集めている問題として、里山の荒廃や耕作放棄地の増加があります。きれいな水を守るために水源である山や森、農林業のことを考える必要があります。

そこで、自然とともに生きる「共生」の取組を基本目標の<Ⅱ>とします。

- 地球温暖化がもたらす影響は、異常気象や海面上昇などの自然現象のみならず、農林業や健康など、私たちの身近な暮らしにも及びます。そしてその原因は、エネルギーを消費し、温室効果ガスを出し続けている私たちの暮らしそのものにあると考えられています。温室効果ガスをできるだけ出さない暮らしへの転換。それはもはや、全人類の課題です。



そこで「低炭素社会の構築」に向けた取組を基本目標の<Ⅲ>とします。

- ごみを出さない暮らし、自然とともに生きる暮らし、温室効果ガスをできるだけ出さない暮らし、そんな暮らしを市民一人ひとりが実現するためには、環境に関する情報に手軽に接することができること、環境について学ぶ機会が多くあること、誰もが参加できる環境を守る取組が市内のあちらこちらで行われていること、このようなことが大切になります。



そこで「参加・協働」を基本目標の<Ⅳ>とします。

4つの重点プロジェクト ～4つの基本目標達成のために～

★ 市民にアピールする効果的なプロジェクトの確実な実行を！！

- 重点プロジェクト① ごみゼロ推進プロジェクト
- 重点プロジェクト② みんなできれいな川をつくろうプロジェクト
- 重点プロジェクト③ 地球温暖化防止推進プロジェクト
- 重点プロジェクト④ 環境を守りつくる実践活動参画プロジェクト

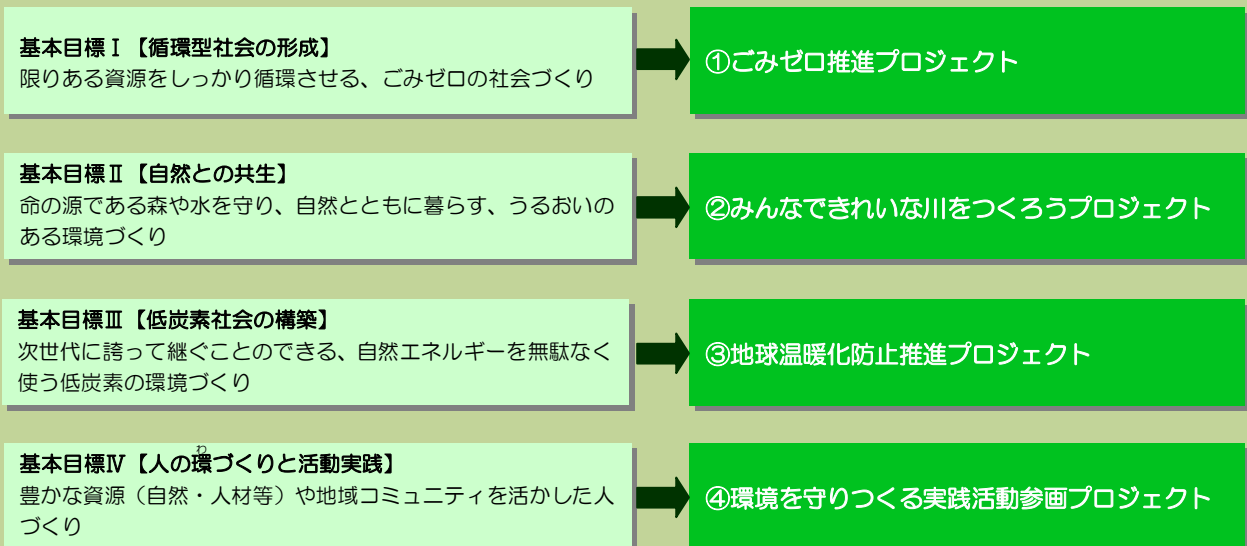
以上4つの基本目標を達成するための必須の取組として、基本目標ごとに一つずつ重点プロジェクトを設定します。

- 重点プロジェクトは、4つの基本目標の達成にとって、市民へのアピール度が高く、かつもっとも効果的と思われるもの、との視点から、

- ①ごみゼロ推進プロジェクト ～全市民一斉清掃キャンペーンの実施～
- ②みんなできれいな川をつくろうプロジェクト ～廃食用油の回収運動の拡大～
- ③地球温暖化防止推進プロジェクト ～再生可能エネルギーの利用や省エネの推進～
- ④環境を守りつくる実践活動参画プロジェクト

～環境基本計画を推進する人材の育成と地域における環境保全活動の推進～
とします。

- 重点プロジェクトについては、工程等を明確にし、確実に実行できるよう計画します。



■基本目標と重点プロジェクト（第2次飯塚市環境基本計画）

以上の枠組みに基づき、各種の取組をわかりやすく体系化し、計画を推進していきます。

3. 取組の体系・重点プロジェクトの概要

目指すべき将来像と、基本目標

将来像を実現するための取組の体系

将来像

人 + 自然 + やさしいまち = いいづか

基本目標Ⅰ

【循環型社会の形成】

限りある資源をしっかり循環させる、ごみゼロの社会づくり

基本目標Ⅱ

【自然との共生】

命の源である森や水を守り、自然とともに暮らす、うるおいのある環境づくり

基本目標Ⅲ

【低炭素社会の構築】

次世代に誇って継ぐことのできる、自然エネルギーを無駄なく使う低炭素の環境づくり

基本目標Ⅳ

【人の環^わづくりと活動実践】

豊かな資源（自然・人材等）や地域コミュニティを活かした人づくり

飯塚市が抱える課題

ごみの排出量は増減を繰り返しており、ごみ減量化が課題です。また、山間部、河川敷への不法投棄が目立ちます。

リサイクル率は福岡県の平均値を上回っていますが、今後も一人ひとりが「資源の循環」を意識した取組を行う必要があります。

水質の汚濁がみられる河川があり、定期的に水質汚濁に関する苦情が発生しています。

広葉樹の植林などが行われていますが、遠賀川流域全体での自然環境保全、里地・里山の保全、空き地や耕作放棄地の管理が十分に実施されていません。

農村と市街地の交流については、市民の関心はやや低くなっています。食については、地産地消による食の安全の推進と、農業の生産環境の整備を求めています。

開発や水質の悪化などによる植物・動物の生育・生息域の消失により、昔は普通にみることができた生き物が減少しています。

外来生物の侵入が確認されており、本来の生態系への影響が懸念されます。

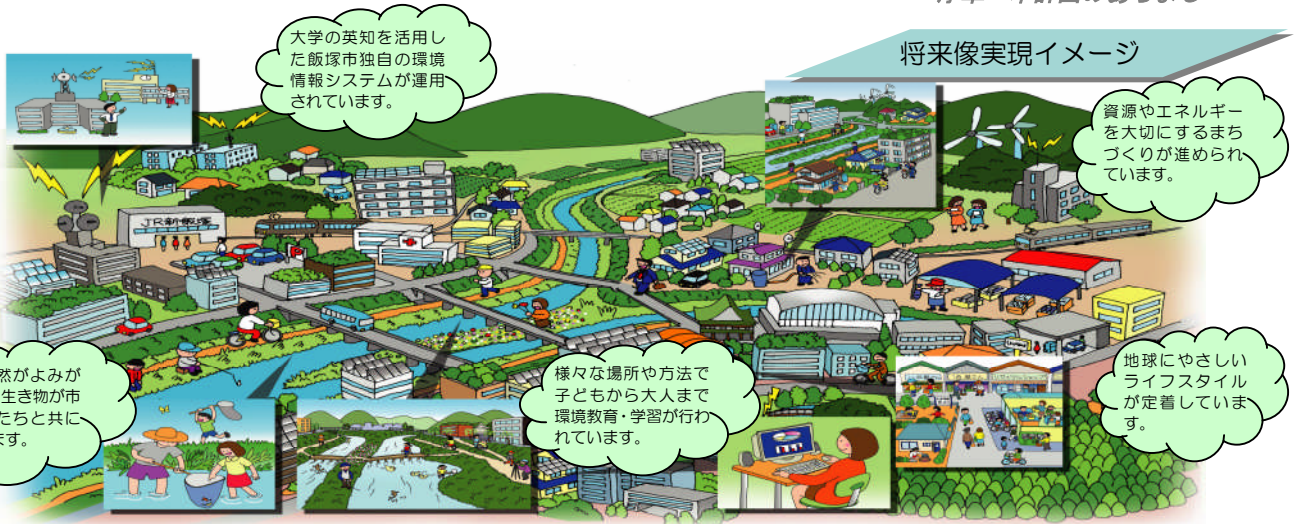
飯塚市の温室効果ガス排出量は、横這いの状況にあり、減っていません。

市民や事業者の取組に対する、温室効果ガス削減量や省エネ効果の見える化を図る必要があります。

環境教育・学習は行われていますが、飯塚市の資源を活かした、継続できる環境づくりや、教育内容の拡充が必要です。

環境団体や一部の市民によって環境保全活動は行われていますが、関心のある市民のみが参加しています。活動の継続のための支援や、より多くの市民の参加を促す仕組みづくりが求められています。

将来像実現イメージ



基本目標ごとの取組

※地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に相当するものに“地球”を付けています。

基本目標Ⅰ	ごみ減量化 P. 41	●ごみの発生抑制のための取組の普及●ごみ出しルールの徹底●不法投棄防止のための美しい環境整備●市民一斉ごみ拾い日等、市民参画の促進●環境配慮市民、事業所の表彰制度の創設と運用
	分別の徹底 P. 44	●リサイクル率向上のための施策●拠点ボックスのさらなる活用●生ごみの資源としての活用
基本目標Ⅱ	河川等水質の改善 P. 47	●排水の指導と意識啓発●下水道普及率（接続率）の向上と未整備区域への対応●廃食用油の資源としての活用
	森や川の保全 P. 50	●森や川の回復や保全、適正な保護●里地・里山の保全●開発時の適正な評価と保全措置
	農村と市街地との交流と地産地消の推進 P. 53	●農村部と都市部との交流を図る取組●自然とふれあうための景観要素や場所の整備●地産地消の活性化による農業の振興・食の安全の確保
	在来種を保全する活動の実践 P. 56	●水質の改善と自然配慮型への再整備
	外来生物対策の実践 P. 58	●「入れない・捨てない・拡げない」対策の徹底
基本目標Ⅲ	地球温暖化防止の取組の実践 P. 60	●省エネ行動の普及・啓発●バイオマスエネルギー利用●太陽光発電システム等の機器導入による再生可能エネルギー利用普及●緑のカーテン運動の継続と拡充●異常気象に伴う災害等に備えた雨水貯留タンク・雨水浸透枳等の普及促進など適応策の検討
	温室効果ガス削減量や省エネ効果の見える化 P. 67	●省エネナビ等「見える化」ツールの学校等への導入●広報による、CO ₂ 等削減状況に関する情報提供
基本目標Ⅳ	環境教育・学習の充実 P. 69	●飯塚市の特性を活かした環境教育・学習と実践活動の充実●学校や公民館などの学習の場の利便性向上
	市民の環境意識の向上 P. 72	●自治会や公民館の活用による地域コミュニティの活性化●誰もが参加できるイベントによるコミュニケーションの向上●マナー、モラルに関する大人の意識改革●自分の生活と環境問題とのつながりが見える機会の拡充●環境配慮市民、事業所の表彰制度の創設と運用（再掲）

重点プロジェクト

1 ◆ごみゼロ推進プロジェクト

P. 77

具体的取組 全市民一斉清掃キャンペーンの実施

評価指標

1人1日あたりのごみ排出量を、2021年までに904g以下にする。

2 ◆みんなできれいな川をつくろうプロジェクト

P. 78

具体的取組 廃食用油の回収運動の拡大

評価指標

廃食用油の年間回収量を、48,000L以上にする。

3 ◆地球温暖化防止推進プロジェクト

P. 79

具体的取組 再生可能エネルギーの利用や省エネの推進

評価指標

公共施設、学校等への太陽光発電システムの設置を、2021年までに30件以上に
する。
温室効果ガス排出量を、2030年までに1990年度水準まで減らす。

4 ◆環境を守りつくる実践活動参画プロジェクト

P. 80

具体的取組 環境基本計画を推進する人材の育成と地域における環境保全活動の推進

評価指標

環境アドバイザー派遣件数を、年間50件以上にする。
エコ工房の来館者数を、年間8,000人以上にする。

※ 飯塚市環境基本計画（改訂版）からの変更点について

本計画のあらまちは以上のとおりですが、現在の環境基本計画（改訂版）からの主要な変更点を以下に示します。

【計画全体に関わること】

◎前回の計画で定めた目指すべき環境像「人＋自然＋やさしいまち＝いいづか」には、環境にやさしいまちづくりを進めることにより、人と自然の共生を実現する、という現代社会における基本的な課題が含まれているため、変更は行いません。但し、「環境像」という用語は一般的でないと思われるため「将来像」という用語に置き換えています。

◎将来像の実現に向けての体系は、大項目＝基本目標、中項目＝施策、小項目＝事務・事業として構築し、これに基本目標の実現に向けた重点プロジェクトを加えた形とします。

【基本目標の設定に関わること】

◎「地球温暖化対策の推進に関する法律」により、策定が努力義務とされている「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を、一体化して策定します。このため、基本目標に「低炭素社会の構築」が加えられています。

◎計画の重厚長大化を避けるため、基本目標は従来どおり4項目としますが、「低炭素社会の構築」を加えるため、従来の基本目標Ⅲ「快適性」は基本目標Ⅱ「共生」に統合します。

◎従来の基本方針であった「遠賀川に目を向けた環境づくり」は、河川の整備や水質の改善が比較的進んできていること、清掃活動が活発に行われていることから基本方針としては取り上げませんが、「基本目標Ⅰ 循環」及び「基本目標Ⅱ 共生」に関わる施策として、事務・事業の中に取組を盛り込みました。

【課題の整理に関わること】

◎飯塚市が抱える課題については、改訂版の評価、市民アンケートやワークショップの結果をもとに、新たに11の課題に絞り込みを行いました。

【施策、事務・事業の設定に関わること】

◎アンケート・ワークショップの結果を踏まえて、基本目標に関わる取組の優先順位を「★★★★・★★・★」で表示し、かつ施策に関わる市の事務・事業について「継続して実施・5年以内を目処に実施・計画期間内に実施」を表示しました。このことにより施策及び事務・事業の優先度を明確化しました。

◎施策、事務・事業の選定は、アンケート・ワークショップの結果及び社会情勢を勘案して、適宜選択しました。

【重点プロジェクトに関わること】

◎重点プロジェクトの設定は、重厚長大化を避ける観点から、従来の「ACTION」を廃し、4つの基本目標の達成に向け、市民へのアピール度が高く、かつ、もっとも効果的と思われる取組を基本目標ごとに一つずつ、計4つを選択し構成しました。

【進行管理に関わること】

◎施策の実施状況の点検を確実に実施するため、施策ごとの達成度の指標を、すべて把握しやすく、かつ、できる限り他自治体との比較が可能な数値「評価指標」で設定しました。

◎施策及び事務・事業の成果は、5年目を目途に実施する見直しの際に、今回策定にあたって実施したものと同様の内容・手法でアンケートを実施し、市民の意識の変化を測定することにより把握します。

◎飯塚市プラン推進会議、飯塚市環境審議会、いいづか環境会議の位置付けや運営の基本について、現状を踏まえ、従来の記述を変更しました。

◎計画の推進にあたっては、市民への周知が重要との観点から、計画の周知に関する項目を追加しました。

第1章

計画策定の背景

本章では、計画策定の背景、飯塚市環境基本計画（改訂版）の振り返りからみえる課題と評価について記述しています。

1. 計画策定の背景

飯塚市は、平成14年3月14日に「飯塚市環境基本条例」を公布・施行しました。その中には、「すべての者が、互いに協力し連携を保ちながら、環境の保全及び創造を図り、環境にやさしいまち飯塚を実現するため、ここに、飯塚市環境基本条例を制定する」と、定められています。

平成14年3月に策定した飯塚市環境基本計画（総合版）はその後、平成18年3月26日に飯塚市、穂波町、筑穂町、庄内町、颯田町が合併したことに加え、新しい飯塚市環境基本条例の公布・施行、「環境・経済・社会の好循環」を柱とする国の第三次環境基本計画策定など、地理的・社会的条件や環境施策の背景が変わったことから、平成20年3月に改訂を行って参りました。

現行の飯塚市環境基本計画（以下、改訂版）の計画期間は、平成23年度で終了します。そこで、今後10年の飯塚市を見据えた、新しい「第2次飯塚市環境基本計画（地球温暖化対策実行計画【区域施策編】含む）」を策定しました。策定にあたっては、飯塚市をとりまく環境の変化や、地球温暖化問題の深刻化への対応はもとより、これまでの目標の達成状況や取組について問題点の抽出を行い、将来像の実現に向けての取組を体系的にとりまとめました。

2. 飯塚市環境基本計画（改訂版）の評価

2-1. 飯塚市環境基本計画（改訂版）に基づく行政施策の成果と課題

市の取組については、資料編「重点プロジェクト（市の取組）の実施状況」に詳細を記載しています。

ここでは、以下にその概要を示し、今後取り組むべき課題について整理します。

〔ACTION1 河川の水質保全運動〕

【市の取組・成果】

- 公共下水道、合併浄化槽等の整備により、普及率は、72.2%となっています。
(平成22年度末)
- 国交省遠賀川河川事務所を中心に、遠賀川水系水質汚濁防止連絡協議会が組織され、広域的な連携・協議が行われています。
また「I LOVE 遠賀川」や「リーダーサミット」など、民間団体と連携した取組も展開されています。
- 廃食用油のリサイクルシステムづくりにおいて、回収拠点が拡大され、回収量が増加しています。(平成20年度 1,078.7L → 平成22年度 2,361.2L)
- 生活排水の正しい流し方の指導については、環境整備課による啓発チラシの回覧や、上下水道部による学校での出前講座が実施されています。



【課題】

- ◇ 公共下水道の整備区域内における未利用者への指導
- ◇ 法令に該当しない小規模施設からの排水対策
- ◇ 廃食用油の自治体単位での回収とBDFの利用拡大
- ◇ 出前講座の拡大

〔ACTION2 水源となる森林を守る運動〕

【市の取組・成果】

- 市有林の間伐や、私有林での荒廃森林再生事業による間伐・侵入竹の除去が実施されています。(平成20年～22年度 386.8ha)
- 開発申請にあたっては、各所管課による指導が実施されています。
- 緑化や緑地の保全については、平成22年度に「緑の基本計画」が策定されました。



【課題】

- ◇ 適切な森林管理の継続的实施
- ◇ 開発申請時の指導事項の的確な実施
- ◇ 「緑の基本計画」の着実な実施

〔ACTION3 河川の清掃運動〕

【市の取組・成果】

- 河川の清掃活動は、「I LOVE 遠賀川」をはじめとする民間団体の清掃活動や、遠賀川水質汚濁防止連絡協議会の提唱による一斉清掃、県の提唱による「川の大そうじ」が実施され、市も参加・支援を行っています。



【課題】

- ◇ 民間団体や各自治体との連携の継続

〔ACTION4 水辺とのふれあい運動〕

【市の取組・成果】

- 河川整備においては、生態系や自然景観に配慮した整備が一部で実施されました。
- 民間団体による「流域住民交流集会」や「水もり自慢」などの取組に参加・支援を行っています。
また、河川事務所や市の生涯学習課・エコ工房で、バードウォッチング、水生生物調査など、自然にふれあう催し物・教室が開催されています。



【課題】

- ◇ 防災と自然環境への配慮が両立した河川整備
- ◇ 自然にふれあい、学ぶ機会の充実・拡大

〔ACTION5 買い物袋持参運動〕

【市の取組・成果】

- 市報、啓発チラシ、HPにより、啓発が実施されました。
- エコ工房のリサイクル教室において、マイバッグづくりが行われています。



【課題】

- ◇ 啓発の強化・拡大
- ◇ 協力店の募集など、全市的・広範的な実施と市民の参加状況の把握

〔ACTION6 グリーン購入¹⁾運動〕

【市の取組・成果】

- 市においてグリーン購入指針が策定されています。
- 環境月間には市役所ロビー等でグリーン製品の展示が行われました。
- 平成19年度に地産地消推進計画が策定されました。
- 食育推進計画に基づき、学校・保育所の給食で、一部地元食材が使用されています。



【課題】

- ◇ 啓発の強化・拡大
- ◇ 地産地消計画の着実な実施と地産品の利用拡大

〔ACTION7 生ごみの減量化運動〕

【市の取組・成果】

- エコ工房においてエコ・クッキング教室が継続的に開催されています。
- 生ごみ処理容器・生ごみ処理機の購入費補助が行われています。(平成18年度～平成22年度累計 処理容器：57台 処理機：346台)



【課題】

- ◇ 生ごみの活用方法の検討

〔ACTION8 デポジット²⁾運動〕

【市の取組・成果】

- 平成18年度エコ工房祭りにおいて、社会実験が実施されました。



【課題】

- ◇ 実現に向けた広域・広範な連携

1) **グリーン購入**：購入するときに、まずは必要かどうかをよく考え、必要なときは環境の事を考えて環境負荷ができるだけ小さいものを選んで購入すること。循環型社会形成推進基本法の個別法の一つとして「国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）」が制定されている。

2) **デポジット**：製品価格に一定の「デポジット（預託金）」を上乗せして販売し、製品や容器が使用後に返却された時に預託金を返却することにより、製品や容器の回収を促進するシステム。

〔ACTION9 不法投棄防止運動〕

【市の取組・成果】

- 啓発看板や監視カメラの設置が行われています。
- 行政機関によるパトロールが実施されています。



【課題】

- ◇ 防止対策の強化
- ◇ 防止月間などのキャンペーンの実施

〔ACTION10 ノーマイカー運動〕

【市の取組・成果】

- 市職員は月1回のノーマイカーデーを実施しています。
- 自転車が安心して通行できる道路空間の整備が一部で実施されました。
- コミュニティバスの運行が行われています。
- 公共交通拠点として、新飯塚駅の周辺の整備が実施されました。



【課題】

- ◇ ノーマイカーデーの普及促進
- ◇ 自転車利用の促進
- ◇ コミュニティバスの利便性向上と利用拡大
- ◇ 公共交通機関の利用拡大

〔ACTION11 アイドリング・ストップ運動〕

【市の取組・成果】

- 公用車への啓発用マグネットシールの貼付が実施されました。
- 平成22年度に、市職員に対するエコドライブ講習会が実施されました。
- 啓発チラシによる啓発が実施されています。



【課題】

- ◇ 市全体への普及促進
- ◇ 公用車での効果の把握

〔ACTION12 環境家計簿運動〕

【市の取組・成果】

- 市の窓口や環境教育推進大会等で配布を行っています。(県からの購入数約 200~300部)
- 市職員の省エネルギー率先行動を実施しています。



【課題】

- ◇ エコファミリー参加世帯の拡大
- ◇ 市役所の全庁的なエネルギー使用量削減目標の達成（改正省エネ法、地球温暖化対策実行計画に基づく取組）

〔ACTION13 水資源やものを大切に使う運動〕

【市の取組・成果】

- 水資源に関する広報は、啓発チラシや上下水道局による出前講座により実施されています。
- 市職員による分別・回収、節水の啓発、マイ箸・マイボトル運動が実施されています。
- 資源回収団体に対する奨励補助金が交付されています。(平成 22 年度回収実績 3,562t)
- 雨水貯留タンクの購入補助が実施されています。



【課題】

- ◇ もったいない運動の全市的な展開
- ◇ リサイクル率の向上

〔ACTION14 きれいな空気を吸おう運動〕

【市の取組・成果】

- 公共施設へのクリーンエネルギー導入、公用車への低公害車の導入、BDF 利用は漸次実施されています。
- 住宅用太陽光発電システムの導入に対する補助金が交付されています。(平成 22 年度実績 334 件)



【課題】

- ◇ 野外焼却の防止
- ◇ 小型焼却炉の回収
- ◇ 低公害車、クリーンエネルギーの普及・拡大

【ACTION15 みどりや花を守り増やそう運動】

【市の取組・成果】

- 平成22年度に緑の基本計画が策定されました。
- 公園の整備事業が実施されています。
- 花いっぱい運動が継続的に実施されています。(現在122カ所で実施)
- 開発指導要綱により緑地の保全が指導されています。



【課題】

- ◇ 「緑の基本計画」の着実な実施
- ◇ 花いっぱい運動の継続・拡大
- ◇ 指導事項の的確な実施

【ACTION16 みんなで学び、人を育てる輪づくり】

【市の取組・成果】

- 地球温暖化防止活動推進員と連携して、緑のカーテンエコプロジェクト、打ち水大作戦、環境教育推進大会(エコスタいいづか)が実施されています。
- 環境教育の副読本や冊子の配布が行われています。
- 施設見学会が開催されています。
- エコ工房で各種の教室が開催されています。
- 環境アドバイザー制度が制定されました。(現在6名が登録)



【課題】

- ◇ 環境学習システムや人材データベースの構築
- ◇ 環境アドバイザー制度の強化・拡大
- ◇ エコ工房の利用者拡大

【ACTION17 いいづか型環境教育・学習の実践】

【市の取組・成果】

- 市のホームページにより、啓発が実施されています。



【課題】

- ◇ 環境情報システムなどの各種システムの構築

【ACTION18 環境を守り、つくる運動の実践】

【市の取組・成果】

- 平成21年度に、市の「環境デー」、「環境月間」が制定されました。
- エコ工房で各種の教室が開催されています。
- 市内の民間団体への支援が行われています。
- こどもエコクラブは4団体登録されています。



【課題】

- ◇ 各主体の連携の強化
- ◇ エコ工房の利用者拡大
- ◇ こどもエコクラブの拡大と活性化
- ◇ ITを活用した学習システムの構築
- ◇ 民間団体のデータベース化とネットワーク化

【市民活動の事例】

- | | |
|--|------------------|
| ○社会教育の推進 | ○浄化槽フォーラム |
| ○遠賀川カヌー駅伝大会 | ○打ち水大作戦 |
| ○サケの稚魚放流 | ○小学校との環境学習交流 |
| ○「遠賀川流域だより」の編集及び発送等 | ○源流の森への植樹と下草刈り |
| ○I LOVE 遠賀川流域住民交流会 | ○遠賀川流域一斉清掃活動 |
| ○いつでもどこでも笑顔でゴミ拾い | ○二瀬中学校周辺建花寺川沿い清掃 |
| ○源流である龍王山麓・里山の保全 | ○緑のカーテンエコプロジェクト |
| ○エコスタいづか ¹⁾ への学校、環境団体、市民の参加 | |

1) **エコスタいづか**：環境教育推進大会のこと。市民が環境についての関心を深め、無理なく実践できる行動を広めるため、毎年開催されている住民参加型の大会。エコスタとは、エコスタディ（環境学習）、エコスタイル（エコ生活）、エコスタジアム（環境教育推進大会）、エコスター（あなたが主役）等の意味を込めて環境教育推進大会の愛称としている。

2-2. 改訂版に掲げた数値目標の達成状況

「18のACTION」のうち、数値目標を掲げた項目の達成度合いについて、年次報告書や各課へのヒアリング結果を参考に、表1に示します。徐々に目標数値に近付いている項目もありますが、「全市的な河川清掃運動を毎年1回以上行おう」という数値目標以外は、未だ達成されていません。

表1 改訂版に掲げた数値目標の達成状況

ACTION	数値目標	年次報告書等による最新値	達成度合
河川の水質保全運動	河川水質測定全点のBOD 3mg/L以下をめざそう。	16% (H23.2) 観測地点割合	△
	川や池のきれいさについて満足と感じる人の割合を50%まで高めよう。	19% (H22)	×
水源となる森林を守る運動	身近な山の自然について満足と感じる人の割合を50%まで高めよう。	34% (H22)	×
河川の清掃運動	全市的な河川清掃活動を毎年1回以上行おう。	2回開催 (H22)	○
	川や池のきれいさについて満足と感じる人の割合を50%まで高めよう。	19% (H22)	×
水辺とのふれあい運動	水辺とのふれあいについて満足と感じる人の割合を50%まで高めよう。	20% (H22)	×
不法投棄防止運動	不法投棄ゼロをめざそう。	15,407件 (H22)	×
ノーマイカー運動	周辺の静かさについて満足と感じる人の割合を70%まで高めよう。	47% (H22)	×
環境家計簿運動	エネルギーの使用量を平成17年度(一人あたり1,934kWh/年*)比で10%削減しよう。	2,005kWh/年 (H21)	×
水資源やものを大切にしよう運動	1人1日最大給水量を県平均レベル(339L)に抑えよう。	360L (H22)	×
きれいな空気を吸おう運動	空気のさわやかさについて満足と感じる人の割合を70%まで高めよう。	45% (H22)	×
緑や花を守り増やそう運動	緑とのふれあいについて満足と感じる人の割合を70%まで高めよう。	34% (H22)	×
みんなで学び、人を育てる輪づくり	環境アドバイザーの登録者数50人以上をめざそう。	7名 (H22)	×
いいつか型環境教育・学習の実践	出前講座や学習会の開催回数50回以上をめざそう。	1回 (H22)	×
環境を守り、つくる活動の実践	こどもエコクラブの登録団体数を10団体に増やそう。	4団体 (H22)	×

備考) 達成状況は、○：達成している、△：場所によって達成している、×：達成していない、の3段階で表示

最新値は、年次報告や各課へのヒアリング値など、飯塚市調べの値

※：算定方法変更に伴い、改訂版の目標値(1,542kWh/年)と異なります。

2-3. 「18のACTION」に対する市民の満足度と重要度

18のACTIONについて、本計画策定のための基礎調査として実施したアンケートのうち、重要度と満足度についての結果を点数化し、それぞれについて相対的に比較しました。

18のACTIONに対する市民の満足度はいずれも低くなっていますが、重要度指数が高い「ごみや不法投棄に関すること」、「自然環境や水質の保全に関すること」、「環境を守るための人材づくりや実践に関すること」が、今後重要な取組と言えます。

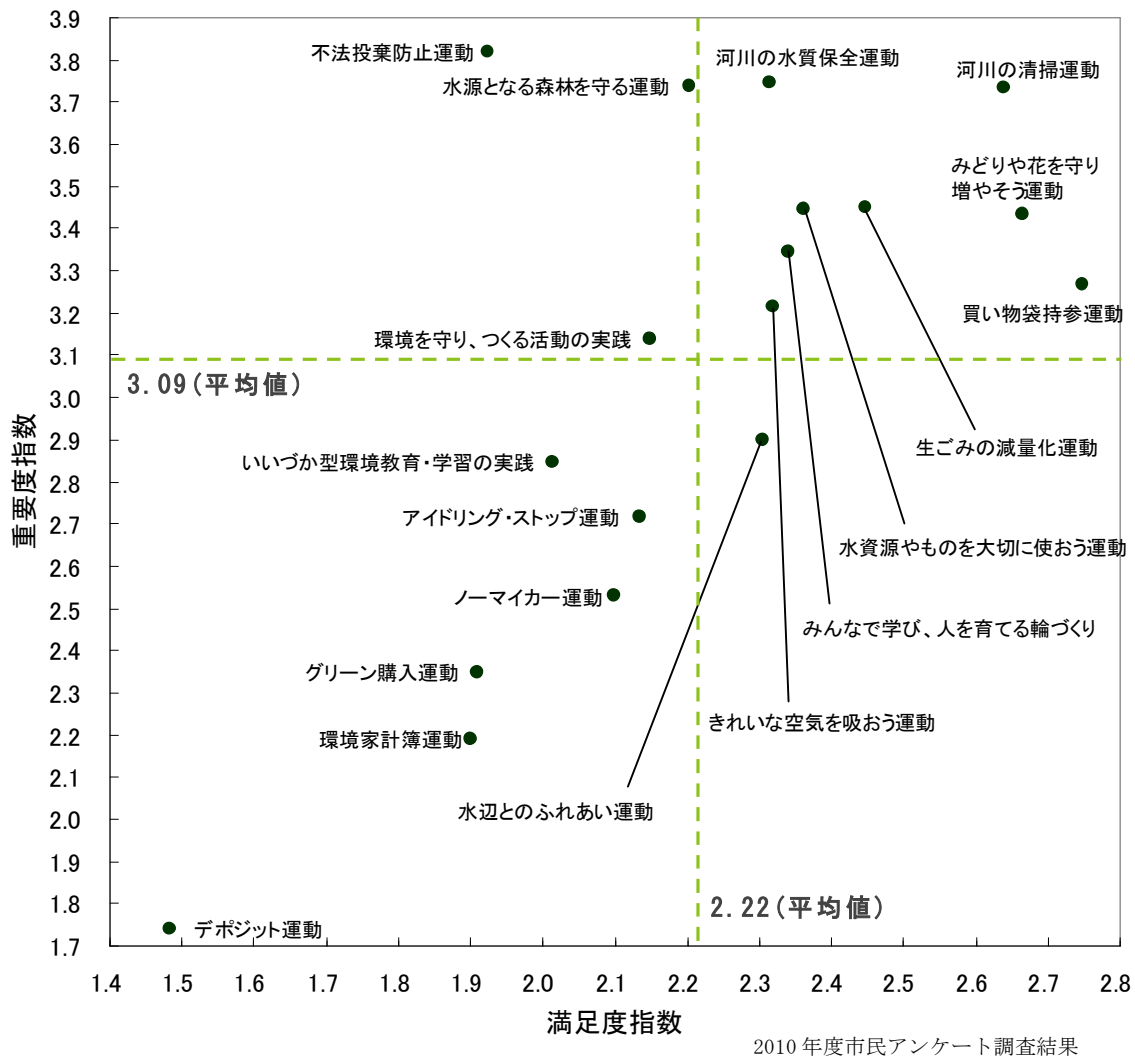


図2 施策の重要度と満足度の関係¹⁾

1) 18のACTIONに対する「満足度」と「重要度」を、以下の表に基づいて点数化し、相対的に各ACTIONの重要度、満足度を比較しています。

満足度	かなり満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	かなり不満	不明
重要度	かなり重要	やや重要	どちらともいえない	あまり重要ではない	重要でない	不明
点数	5点	4点	3点	2点	1点	0点

2-4. 課題のまとめと評価

改訂版の評価を踏まえると、以下の課題がみえてきます。

◎ごみの減量化、不法投棄への対応

ごみの減量化については、「買い物袋持参運動」を普及させるための協力店の募集、全市民の「買い物袋持参運動」への取組が望まれます。また、大学や事業所などとの連携・協力により、生ごみの活用方法の検討を進める必要があります。

不法投棄については、改訂版の数値目標の達成度合いが低い状況です。「不法投棄防止運動」について市民は最も重要と考えており、監視を強化する不法投棄防止月間を設け、重点的に取り締まりを行っていく必要があります。また、不法投棄の様々な情報を、市民に公開することも、不法投棄を防止する対策の一つです。

◎分別（リサイクル）への取組の向上

分別（リサイクル）について、市の施策は資源回収団体補助や啓発チラシの配布にとどまっており、取組の拡充が必要です。また、市民のデポジット運動に関する認識を高める必要があります。

◎排水による河川の汚れや、洗剤等の水質への影響

下水道未整備区域では、法規制のかからない事業所からの排水や生活排水が河川へ流入し、水が汚れている場所があります。川や池のきれいさや水辺とのふれあいについては、改訂版の数値目標の達成度合いが低い状況です。総合的な水質改善対策が必要です。

◎森や川の保全

「水源となる森林を守る運動」について市民は重要と考えていますが、身近な山の自然については、改訂版の数値目標の達成度合いが低い状況です。飯塚市は多自然型・近自然型の河川整備や水源を涵養するための森づくり、地域の緑化推進、森林保全のための施業を支援する事業に取り組んできましたが、取組のさらなる進展が求められています。

◎地球温暖化防止に向けての取組の推進と、温室効果ガス削減量の見える化

「水資源やものを大切に使おう運動」の啓発が市職員までにとどまっており、率先行動としての、庁舎等における節水型設備が未導入です。また、飯塚市は、もったいない運動（マイ箸持参運動など）を推進し、実践していますが、数値目標の達成度合いは低い状況です。

このほか、「ノーマイカー運動」、「環境家計簿運動」、「きれいな空気を吸おう運動」、「緑や花を守り増やそう運動」についても、数値目標の達成度合いは低い状況です。

飯塚市は、地球温暖化防止に関する多くの啓発活動を行い、さらに率先して省エネに取り組んできましたが、取組のさらなる進展が求められています。

◎飯塚市ならではの環境教育・学習の推進

大学やIT特区¹⁾を活用する「いづか型環境教育・学習の実践」については、改訂版の数値目標の達成度合いが低い状況です。このため、産・官・学・民・団体に環境情報を共有化・情報提供するためのシステムやITを活用した環境学習システムの構築が課題となっています。

また、飯塚市は、森や川など自然にあふれた環境を有していますが、身近な山の自然や、水辺とのふれあい、「環境を守り、つくる活動の実践」については、改訂版の数値目標の達成度合いが低い状況です。こうした環境を活かした出前講座や講習会の拡充が求められています。

◎環境保全活動に参加する機会の向上

「みんなで学び、人を育てる輪づくり」、「環境を守り、つくる活動の実践」について、改訂版の数値目標の達成度合いが低い状況です。人材育成のための講座、専門知識を持った環境教育・学習指導員の人材データベースの改善や、こどもエコクラブの普及などが課題となっています。

このように、改訂版に基づくこれまでの様々な取組においては、飯塚市の環境に対する市民等の満足度は低く、掲げた目標もほとんどが達成できていません。また、残された課題も多いと判断できます。つまり、多くの有志を巻き込んで環境活動を推進してきたものの、いま一つ成果が出せなかったと評価できます。

そこで、第2次環境基本計画ではこれを糧とし、確実に実行する、コンパクトで機動性のある計画を目指します。

ここに整理した改訂版の評価結果に、市民アンケートやワークショップなどの結果を加えて課題を再整理し（P.30 参照）、10年後の飯塚市の姿を見据えて、基本目標、環境目標、取組の方向性、各主体の取組を体系化（P.38以降）しました。

1) **IT特区**：福岡県と飯塚市が申請し、2003年4月に構造改革特区に認定された。特区の区域は飯塚市の全域。飯塚市を中心に産学官で取り組む「飯塚トライバレー構想」の推進にあたり、IT分野における外国人研究者の受け入れや産学連携推進等に関する規制の特例を活用し、IT関連の内外企業の集積を加速化することにより、アジアにおけるITビジネスの拠点を形成することを目的とする。正式には飯塚アジアIT特区という。

第2章

計画の基本的事項

本章では、計画の基本的な考え方、対象とする分野、計画の期間について記述しています。

1. 計画の基本的な考え方

改訂版の反省を踏まえ、今回の第2次環境基本計画では、その基本的な考え方を以下のとおりとしました。

市町村合併後ただちに開始された行財政改革により、市の施策については、最小の経費で最大の効果を挙げることが求められています。また市の主要な財源の一つである地方交付税も、あと4年で市町村合併に伴う算定の特例期間が終了し、さらなる経費の削減が必要になります。そこで今回の計画では、重厚長大化を避け、確実に実行する取組に絞り込むこと、つまり、「コンパクトで機動性のある計画」とすることとしました。

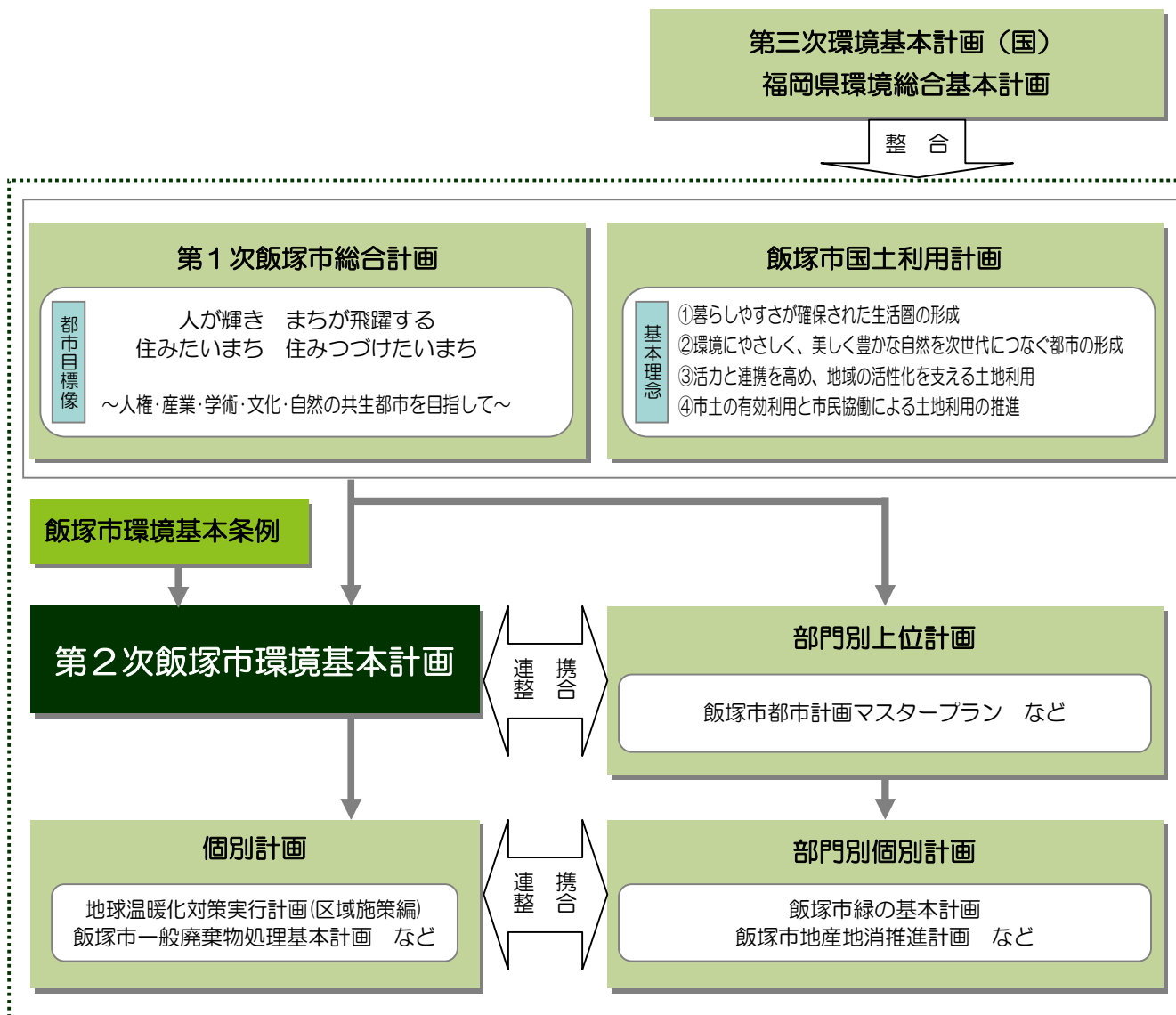
そして、取組の実行状況を確実に把握できるよう、取組の目標については把握しやすく、かつ他の市町村との比較ができる数値＝指標とすることとしました。

改訂版と異なる点として、個別計画である「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を含めることとしました（以下、該当項目には“”を付けます）。

2. 計画の位置づけ

飯塚市環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。

環境面では、最も基本となる計画であり、国や県、本市の法制度や各種計画などとの関連性に配慮するとともに、市民、環境団体、事業者、学校のほか、遠賀川流域の各行政組織との連携を図りながら施策を進めていきます。



備考) 第2次飯塚市環境基本計画には、個別計画に相当する「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を含みます。


図3 環境基本計画の位置づけ

3. 計画の対象範囲

改訂版の評価、市民アンケートやワークショップなどの結果を整理し、本計画で対象とする環境分野と、飯塚市が抱える課題を、表 2 にまとめました。

なお、本計画の対象地域は、飯塚市全域とします。

表 2 対象とした環境分野・環境要素と飯塚市が抱える 11 の課題


環境分野	環境要素	飯塚市が抱える課題
生活環境	ごみ、排水の処理 公園、レクリエーション 観光、文化財 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化、不法投棄への対応 ・分別（リサイクル）への取組の向上 ・排水による河川の汚れや、洗剤等の水質への影響
自然環境	きれいな河川、ため池 森林 農村部と都市との交流 動植物の保全 等	<ul style="list-style-type: none"> ・森や川の保全 ・農村と市街地の交流と地産地消の推進 ・在来種の保全と外来生物対策
地球環境 	地球温暖化 省エネルギー 再生可能エネルギー 3R 等	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化防止に向けての取組の推進と、温室効果ガス削減量の見える化
環境保全活動	環境学習 地域コミュニケーション 住民参加 等	<ul style="list-style-type: none"> ・飯塚市ならではの環境教育・学習の推進 ・環境保全活動に参加する機会の向上 ・自然景観や、歴史的・伝統的景観の活用 ・市民の意識（モラル）の向上

4. 計画期間

本計画の対象期間は、平成24年度から平成33年度までの10年間とします。環境基本計画に掲げる具体的な施策については、社会情勢や計画の進捗・達成状況などを勘案し、必要に応じて中間見直しを行います。

また、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）における温室効果ガス削減目標については、平成42（2030）年度を中期目標年度、平成62（2050）年度を長期目標年度とし、その期間において、適宜施策を評価・見直ししながら、計画を進めていきます。

表3 計画の期間

計画の種類	年度(西暦)													
	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	平成32 (2020)	平成33 (2021)	平成42 (2030)	平成62 (2050)		
飯塚市環境基本計画	取組の実行(適宜見直しが必要) 中間見直し 期間終了										~	次期計画	~	次期計画
地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) 	取組の実行(適宜見直しが必要)										~	中期目標	~	長期目標

※：以降、すべて西暦で示します。

第3章

飯塚市が目指す将来像

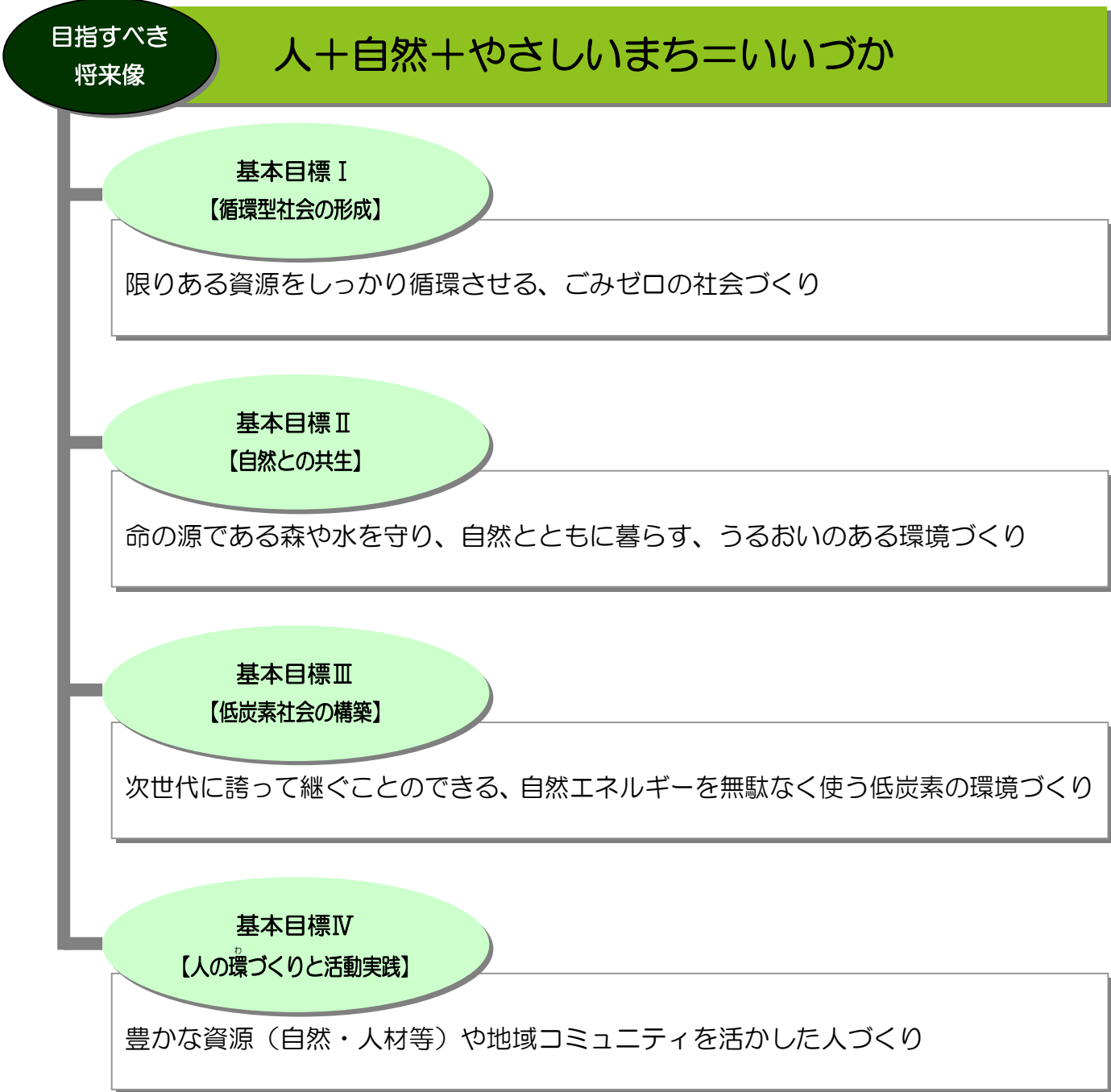
本章では、飯塚市が目指す将来像と、将来像を実現するための基本目標を体系的に整理し、将来像の実現に向けた、市民、環境団体、事業者、学校、行政の基本的な役割について記述しています。

1. 将来像と、将来像を実現するための基本目標

目指すべき将来像は、環境にやさしいまちづくりを進めることにより、人と自然の共生を実現する、という現代社会における基本的な課題が含まれているため、変更は行いません。

本市に集うすべての人々が、自らの生活と環境との関わりを認識し、日頃から環境に配慮した行動を行うとともに、人と自然とが共生した、うるおいとやすらぎのある環境や人にやさしいまちづくりを行います。

将来像を実現するために、「循環型社会の形成」、「自然との共生」、「低炭素社会の構築」、「人の環^わづくりと活動実践」を基本目標として掲げ、市民、環境団体、事業者、学校、行政が連携・協力して取組を進めていきます。



2. 各主体の役割

基本目標を着実に達成していくためには、飯塚市に関わるすべての人が責任と役割を担い、互いに連携・協力して取組を進めていくことが大切です。

これらの取組により、循環型社会、自然共生社会、低炭素社会を目指していきます。

市民の役割

市民は、飯塚市の環境づくりに関して主体的な役割を担います。そのため、生活様式の見直しや、様々な活動を自発的、積極的に行います。なかでも、環境意識を高め、地域のコミュニケーションを活性化していくことが大切です。

環境団体の役割

環境団体は、専門的技術を活かして積極的に情報を発信し、多くの市民や事業者を巻き込む組織的な環境づくりの運動を通して、環境改善に努めます。また、市に対しては環境づくりの意見や具体的なアイデアの提供なども行います。

事業者の役割

事業者は、事業活動が地域の環境に与える影響が大きいことを十分認識し、省資源や省エネルギーなど環境に配慮した取組を積極的に進めていきます。また、地域に開かれた企業として、積極的に情報を公開し、良好な環境の形成に努めます。

学校の役割

学校は、教育現場で様々な環境教育・学習を実践し、子どもたちの環境意識やモラルの向上を図ります。また、大学などでは、環境保全に関する科学技術の研究開発や情報の収集・発信、市に対する政策提案、市民環境講座の実施など、保有するハード、ソフトの資産を活用して、主体的かつ積極的な地域の環境づくりに努めます。

行政の役割

行政は、地域の環境づくりを進める指導的な役割を担います。自ら率先して事務・事業における環境配慮に取り組むとともに、構想、計画、実施のそれぞれの段階において、国・県との連携や地域の環境特性を考慮するなど事前の調整を行い、良好な環境の形成に努めます。また、市民や事業者の行う良好な環境づくりの適切な支援や指導に努めます。

飯塚市環境基本条例（平成18年3月26日施行）

私たち飯塚市民は、母なる川・遠賀川とみどり豊かな自然に恵まれ、先人が築いた歴史と文化などの貴重な財産を活かし、潤いと安らぎのある良好な環境のもと、まちの繁栄を享受してきた。しかしながら、社会経済の発展とともに、より一層の豊かさや利便性を追求してきた結果、資源やエネルギーの大量消費により、地域の環境のみならず、人類の生存基盤である地球全体の環境をも脅かすに至っている。私たちは、健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有するとともに、身近な自然環境や生活環境、更にはかけがえのない地球環境を保全するため、環境に負荷を与えている社会経済活動や生活様式を見直すことにより、自然と人間が共生する循環型社会を形成し、良好な環境を将来の世代に引き継ぐ責務を負っている。

第4章

基本目標達成のための取組

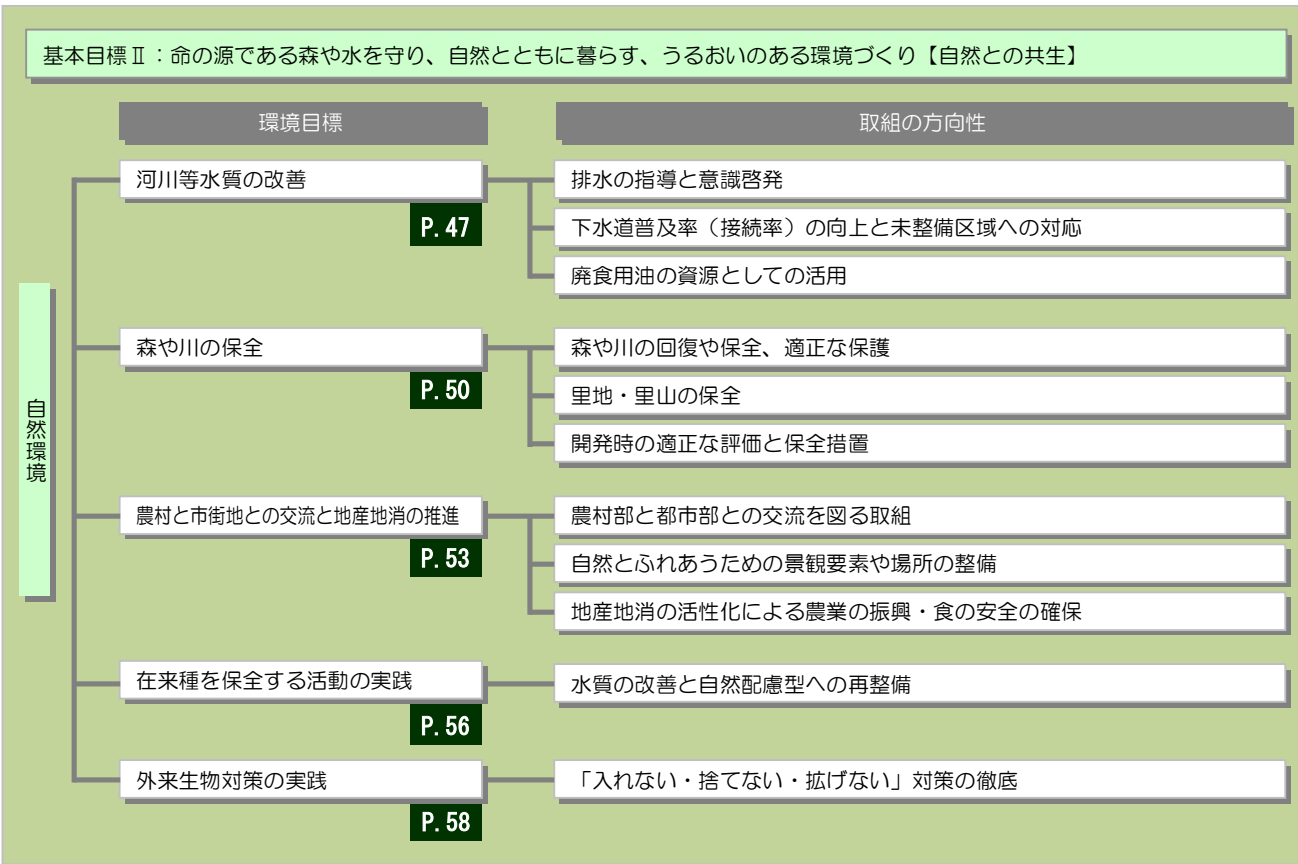
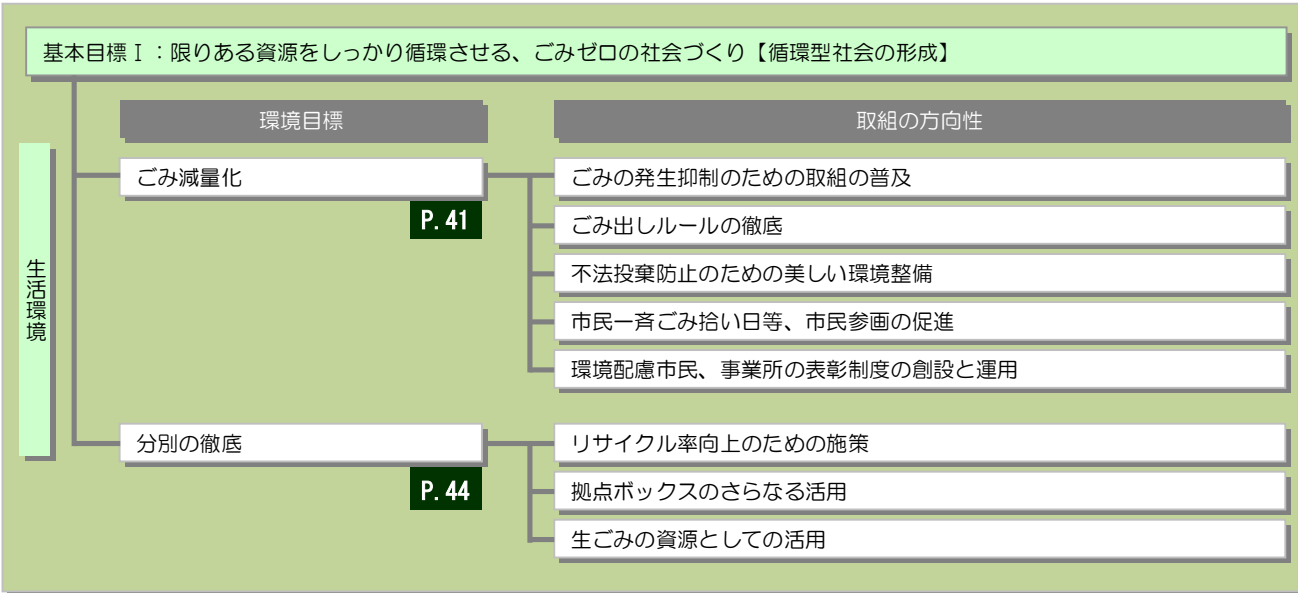
本章では、第3章に掲げた基本目標を達成するための環境目標、取組の方向性の体系と、環境目標ごとの取組の方向性、現況と課題、評価指標、各主体の取組について記述しています。

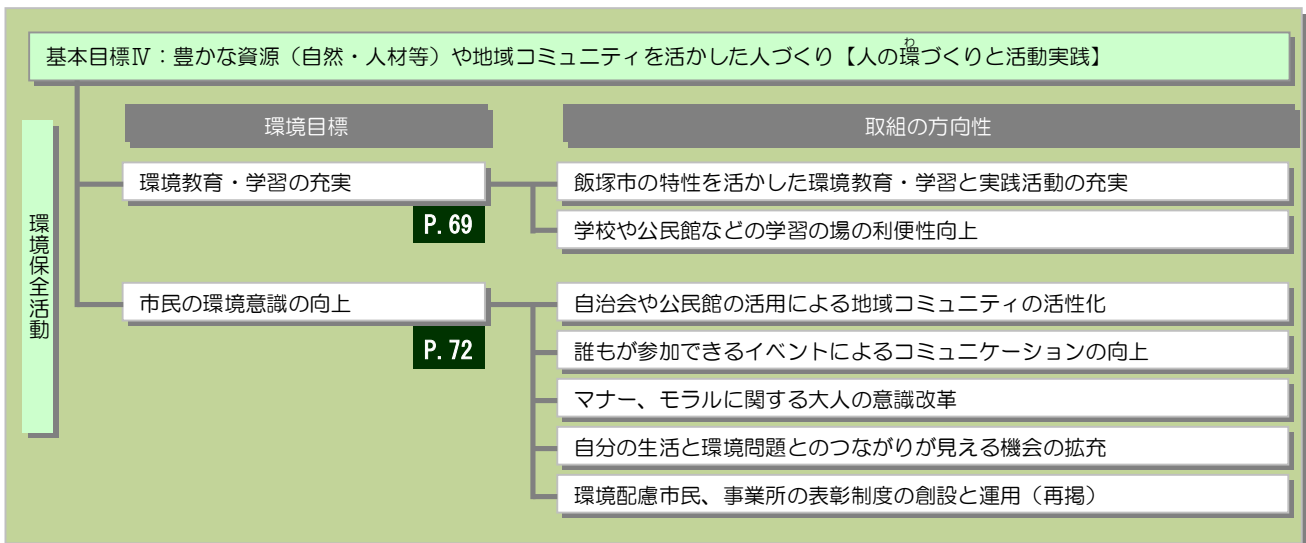
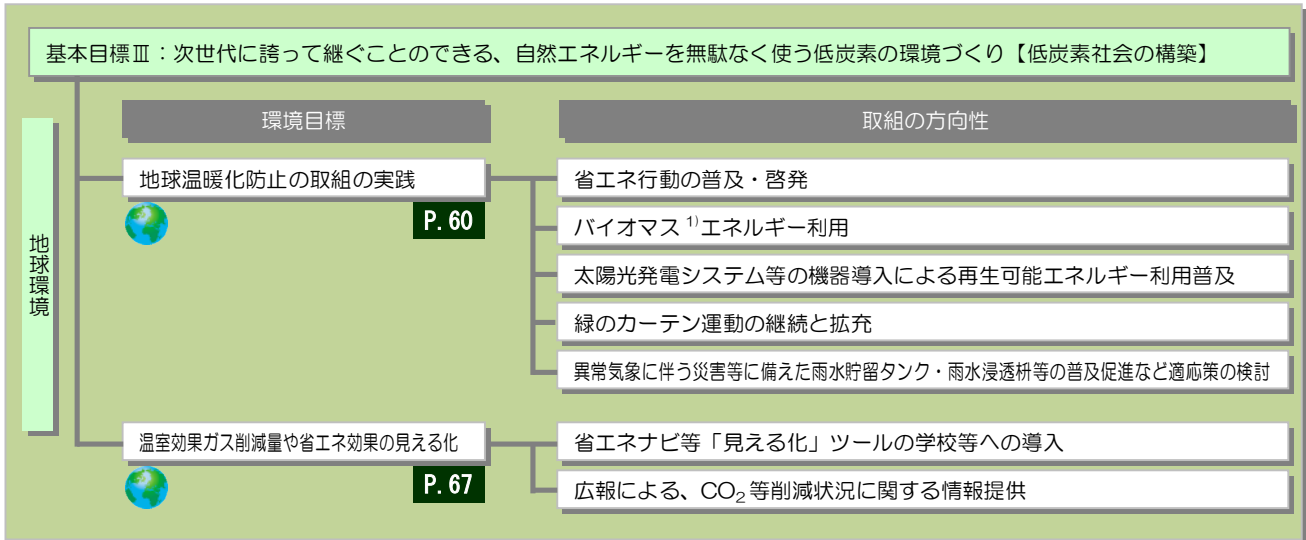
※将来像を実現するための基本目標には、
取組の優先順位をつけており、★の数で表現しています。

- ★★★：現在の施策の強化や拡充が必要な、緊急度が高いもの
- ★★：現在の施策を継続し、引き続き改善効果を向上していくもの
- ★：長期的に施策を検討、実施するもの

1. 基本目標達成のための環境目標、取組の方向性の体系

将来像：人＋自然＋やさしいまち＝いいづか





1) **バイオマス**：太陽のエネルギーが植物の光合成によって生体内に蓄積されたもので、エネルギー資源として利用できる生物由来のものを指す。例えば、竹炭や薪、おがくず、動物のふん尿などがある。

2. 基本目標Ⅰ： 限りある資源をしっかりと循環させる、ごみゼロの社会づくり

2-1. ごみ減量化【★★★】

ごみの発生抑制や減量化について、各家庭や事業所で、主体的に取り組むことはもちろんのこと、ごみ出しルールを徹底し、回収されないごみをなくすこと、また、環境に配慮している優良市民に対する表彰制度が求められています。

同時に、不法投棄防止の取組もあわせて進めなければなりません。

そこで、ごみの発生抑制や減量化のための取組の普及、ごみ出しルールの徹底、不法投棄防止のための美しい環境整備、市民一斉ごみ拾い日等の市民参画の促進、環境配慮市民、事業所の表彰制度の創設と運用により、ごみ減量化を進めていきます。

限りある資源をしっかりと循環させる、ごみゼロの社会づくり

ごみ減量化

- ごみの発生抑制のための取組の普及
- ごみ出しルールの徹底
- 不法投棄防止のための美しい環境整備
- 市民一斉ごみ拾い日等、市民参画の促進
- 環境配慮市民、事業所の表彰制度の創設と運用

(1) 現状と課題

ごみの排出量は増減を繰り返しており、ごみ減量化が課題です。また、山間部、河川敷への不法投棄が目立ちます。

平成18年の市町村合併以降、市内の家庭や事業所から排出される一般廃棄物の処理は、飯塚市、飯塚市・桂川町衛生施設組合、ふくおか県央環境施設組合によって実施されています。

平成15年度は、7.19大水害により廃棄物の直接搬入量が例年に比べて多く、総排出量や1人1日あたり排出量が多くなっています。平成21年度は、総排出量及び1人1日あたり排出量が前年度に比べて減少していますが、これはごみ袋の値上げによる市民・事業者のごみ減量の努力や、近年の節約志向、リサイクル意識の高まりなどが要因と考えられます。

一方、空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨てや、山間部、河川敷への不法投棄が目立ちます。また、分別が不十分であったり、ごみを出す時間が守られていなかったりということもあるようです。

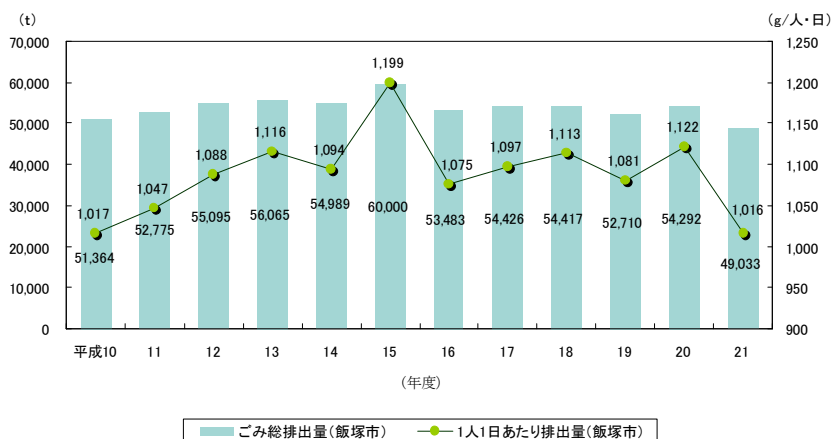


図4 廃棄物の処理状況

(2) 評価指標

指標	目標値
1人1日あたりごみ排出量（現状：1,004g/人・日、2010年度現在）	904g/人・日以下

※不法投棄ゼロをめざそう。【参考：改訂版での目標値】

(3) 各主体の取組

<市民>

- 買い物袋（マイバッグ）の持参や生ごみの減量化など家庭から出るごみの減量化に取り組むとともに、ごみ出しルールを守ります。
- ペットの散歩時の糞は持ち帰るなど、ペットの適正な飼養を心がけます。
- 市民一斉清掃等に参加し、美しい環境整備に協力します。

<事業者>

- ごみ出しルールを守り、事業系ごみの排出削減に努めます。また、店舗等では簡易包装や買い物袋（マイバッグ）持参の奨励により、ごみの減量化に協力します。
- 事業所周辺の清掃を行うとともに、市民一斉清掃等に参加し、ごみを捨てさせない環境づくりに協力します。

<学校>

- 給食などでの食べ残しをできるだけ少なくするとともに、生ごみのコンポスト¹⁾化を実践し、子ども自らごみ減量を体験することで、環境意識を高めます。
- ごみ減量に関する学習会や清掃遠足等を開催し、保護者も含めて意識の啓発に努めます。

1) **コンポスト**：生ごみ等の有機性廃棄物からできた堆肥、又は堆肥化手法。

<飯塚市>

取組の方向性	事業名	内容	担当課	実施時期		
				実	前	後
ごみの発生抑制のための取組の普及	買い物袋（マイバッグ）持参運動の促進	ホームページ・市報掲載により、買い物袋（マイバッグ）持参を全市的に広報します。	環境整備課	●	→	→
	生ごみ処理容器等の普及促進	生ごみ処理容器及び生ごみ処理機（手動式を含む）の普及を促進し、生ごみの減量化を進めます。	環境整備課	●	→	→
	生ごみ減量化運動の普及・啓発	エコ工房でのエコ・クッキング教室や、食生活改善推進会との連携、学校・保育所で食べ残しを出さないように指導を行うこと、コンポスト化の学習を行うことなどにより、生ごみの減量化を啓発します。	環境整備課 健康増進課 学校教育課	●	→	→
	ごみ減量に関する啓発冊子・DVDの作成・配布	ごみ減量に関する知恵を示した啓発冊子・DVDを作成し、市民に配布します。	環境整備課	●	→	→
	施設見学会の実施	クリーンセンター施設見学を行い、ごみ減量意識の向上を図ります。	環境施設課 学校教育課	●	→	→
	デポジット制度の実現に向けた活動	デポジット制度の実現に向け、活動団体等の支援を行います。	環境整備課		●	→
ごみ出しルールの徹底	事業者に対する指導	ごみの適正排出について訪問及びチラシの配布により、事業者を指導します。	環境施設課	●	→	→
	ごみの分け方・出し方の作成・配布	「家庭ごみの分け方・出し方」、「事業ごみの分け方・出し方」を作成・配布します。	環境施設課	●	→	→
	ごみ出しルールの啓発	自治会や公民館を通じて、ごみ出しルールの徹底を図ります。	環境施設課		●	→
不法投棄防止のための美しい環境整備	ポイ捨て禁止モデル地区の検討	ポイ捨て禁止モデル地区の設定を検討します。	環境施設課 環境整備課		●	→
	監視パトロールの強化	関係機関との連携により、監視パトロールを強化します。	環境施設課	●	→	→
	監視カメラ・不法投棄防止看板の設置	不法投棄多発地点に監視カメラや不法投棄防止看板を設置します。	環境施設課	●	→	→
	産業廃棄物の適正処理	産業廃棄物の不適正処理や不法投棄を防止するため、関係機関と連携して、事業者を指導します。	環境整備課 環境施設課	●	→	→
	ペットの糞害防止	ペットの糞害を防止するために、具对应的な対策を検討します。	環境整備課			●
	環境美化活動の促進	衛生自治連合会による環境美化活動を促進します。	環境整備課	●	→	→
等、市民参画の促進	市民一斉清掃日の実施	市民一斉清掃日を設定・実施し、ごみを捨てさせない環境づくりを進めます。	環境整備課 環境施設課		●	→
環境配慮市民、事業所の表彰制度の創設と運用	ごみ拾いボランティアの紹介	ボランティアでごみ拾いを実施している事例を広報等で紹介し、啓発します。	環境整備課		●	→
	環境優良者表彰制度の創設と運用	市民やボランティア団体、事業者で優良な取組を行っている方への表彰を行い、意欲を高めます。	環境整備課		●	→
	環境ポイント制度の導入	環境イベントや学習会への参加に対するポイント制度を導入します。ポイントはごみ袋等に交換できることが望ましいですが、まずは高ポイント取得者を市の環境イベントなどで発表するなど、やり甲斐感の促進を図ります。	環境整備課			●

実施時期 実：現在実施中
 前：5年以内を目処に実施するもの
 後：計画期間内に実施するもの

2-2. 分別の徹底【★★★】

3Rという言葉に表わされる「循環型社会」。3Rを推進するため、分別の周知徹底、拠点ボックス利用について市民の理解をさらに得ること、コンポスト普及による生ごみの活用、廃油をしっかりと回収して燃料として利用すること等を、広く浸透させることが求められています。

限りある資源をしっかりと循環させる、ごみゼロの社会づくり

分別の徹底

リサイクル率向上のための施策

拠点ボックスのさらなる活用

生ごみの資源としての活用

以上のことから、リサイクル率向上のための施策、拠点ボックスのさらなる活用、生ごみや廃油の資源としての活用により、分別の徹底を進めていきます。

(1) 現状と課題

リサイクル率は福岡県の平均値を上回っていますが、今後も一人ひとりが「資源の循環」を意識した取組を行う必要があります。

飯塚市のリサイクル率は、過去には福岡県の平均値を上回っていましたが、平成15年度をピークに徐々に減少し、平成20年度は福岡県の平均値を下回りました。平成21年度には市全域での7分別開始によりリサイクル率が増加し、福岡県の平均値を上回りましたが、今後もリサイクル率の向上が課題です。

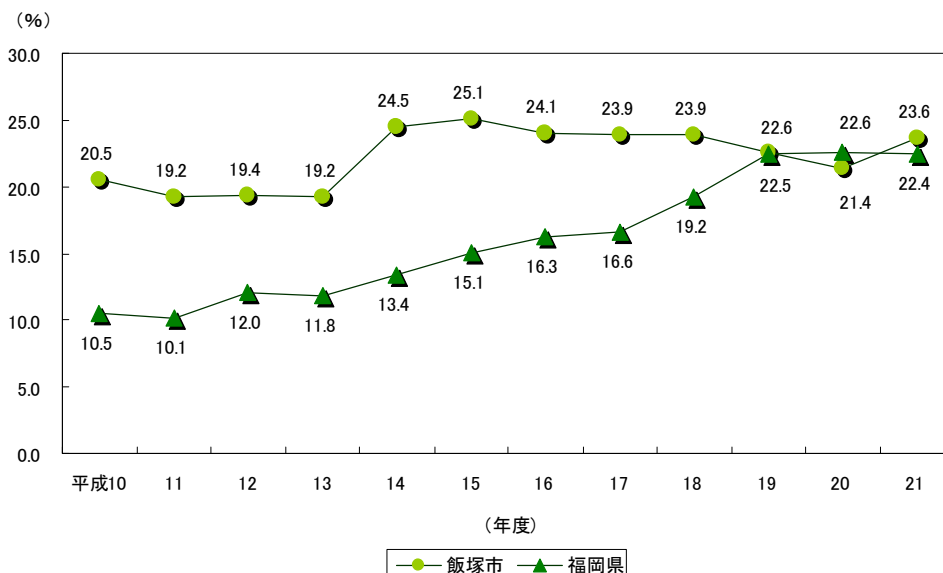


図5 リサイクル率の推移¹⁾

1) 一般廃棄物処理実態調査結果より作成

リサイクル率 = (直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量) ÷ (ごみ処理量 + 集団回収量) × 100

(2) 評価指標

指標	目標値
リサイクル率（現状：23.7%、2010年度現在）	33.7%以上
資源回収量（現状：4,416 t/年、2010年度現在）	4,858 t/年以上

(3) 各主体の取組

<市民>

- 拠点回収ボックスによる資源回収や資源回収団体が実施する資源回収、リサイクルに協力します。また、グリーン購入に取り組みます。
- 家庭の庭や植木鉢、自治会の花壇等でコンポスト肥料を利用します。

<環境団体>

- 資源回収団体は積極的に資源回収に取り組みます。
- 自治会等で堆肥化により生ごみを減量化する取組を検討します。

<事業者>

- 事業所での分別・リサイクルを進めます。また、資材や事務用品等のグリーン購入に取り組みます。

<学校>

- 牛乳パックなど、学校で発生する廃棄物の再利用を徹底します。また、紙ごみなど資源化できるものは分別し、廃品回収等を活用することでリサイクルを促します。
- 資源には限りがあることを教え、それを循環させながら活用していく社会づくりを啓発します。
- 文房具等を購入する際は、グリーン購入法適合品を推薦します。

第4章 基本目標達成のための取組

<飯塚市>

取組の方向性	事業名	内容	担当課	実施時期		
				実	前	後
リサイクル率向上のための施策	ごみ分別・リサイクルの啓発	リサイクルの目的やごみ分別の必要性・方法などを市民に理解しやすい内容で啓発します。また、学校では廃棄物の再利用・リサイクルに取り組むとともに、循環型社会づくりに向けた学習を行います。	環境施設課 環境整備課 学校教育課	●	→	→
	ごみ減量化・リサイクル推進啓発事業	啓発チラシの配布やイベントなどにより、リサイクルに関する啓発を行います。	環境施設課 環境整備課	●	→	→
	分別の細分化の検討	リサイクル率の向上や処理場での作業者の安全面を考慮しつつ、分別の細分化を検討します。	環境施設課		●	
	資源回収に対する補助と指導	資源回収団体に対する補助を行うとともに、活動のない団体への呼びかけを行います。	環境整備課	●	→	→
	グリーン購入の推進	飯塚市環境物品調達方針に基づき、グリーン購入を進めるとともに、市民や事業者のグリーン購入を啓発します。	契約課 環境整備課	●	→	→
	公共事業におけるリサイクルの推進	公共事業における建設副産物のリサイクルや資材・設備への環境配慮型製品の導入を進めます。	建築住宅課 土木建設課 農業土木課	●	→	→
	フリーマーケットやエコ工房事業の拡大	誰でも参加しやすいフリーマーケットやエコ工房事業を拡大します。	環境整備課		●	→
拠点ボックスのさらなる活用	拠点回収ボックスの利用促進	拠点回収ボックスを周知するとともに、有効に活用されるための方策を検討します。	環境施設課		●	→
生ごみの活用として資源の活用	生ごみ処理容器の普及促進	生ごみ処理容器及び生ごみ処理機（手動式を含む）の普及を促進し、生ごみの減量化を進めます。	環境整備課	●	→	→
	生ごみの活用方法検討	生ごみの有効活用方法を検討します。	環境整備課		●	→

実施時期 実：現在実施中
前：5年以内を目処に実施するもの
後：計画期間内に実施するもの

3. 基本目標Ⅱ： 命の源である森や水を守り、自然とともに暮らす、うるおいのある環境づくり

3-1. 河川等水質の改善【★★★】

水質汚濁の要因としては、家庭排水による河川水の汚れ、強い洗剤等による水質への影響、中小飲食業などの排水の流入、たんぼなど農場からの、農薬を含む排水などがあげられます。

命の源である森や水を守り、自然とともに暮らす、うるおいのある環境づくり

水質の改善
河川等

排水の指導と意識啓発

下水道普及率(接続率)の向上と未整備区域への対応

廃食用油の資源としての活用

汚水処理人口普及率の向上と下水道未整備区域の排水処理、農業での減農薬・無農薬、中小企業の排水監視の徹底などが求められています。

そこで、排水の指導と意識啓発、汚水処理人口普及率の向上と未整備区域への対応により、河川等の水質の改善を進めます。

(1) 現状と課題

水質の汚濁がみられる河川があり、定常的に水質汚濁に関する苦情が発生しています。

飯塚市は、ほぼ全域に支流河川が網の目のように流れており、山間部から市街地を經由して、飯塚市の中央を流れる穂波川、遠賀川に合流し、海へと流下しています。

市内の遠賀川には公共用水域調査地点が3カ所あり、有機物汚濁の指標であるBODが測定されています。穂波川上流(天道橋)で基準値前後の値を示すほかは、環境基準を下回っています。

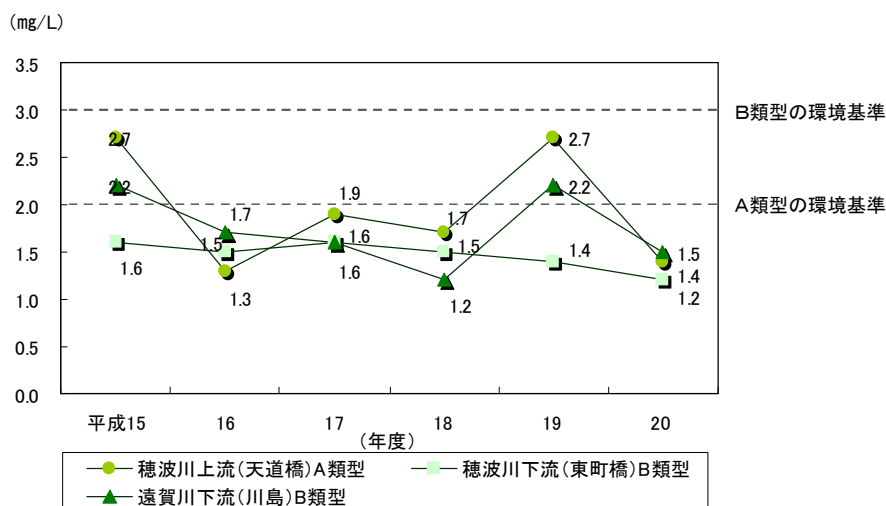


図6 公共用水域調査結果 (BOD、福岡県)

1) BOD：生物化学的酸素要求量。バクテリアが水中の有機物を分解するのに必要な酸素量で、水質汚濁の指標。

第4章 基本目標達成のための取組

一方、遠賀川本流及び支流河川については、飯塚市が45カ所についてBODの測定を行っています。平成22年度の測定結果によると、3mg/L（改訂版の目標値）を上回る測定カ所が9カ所あります。

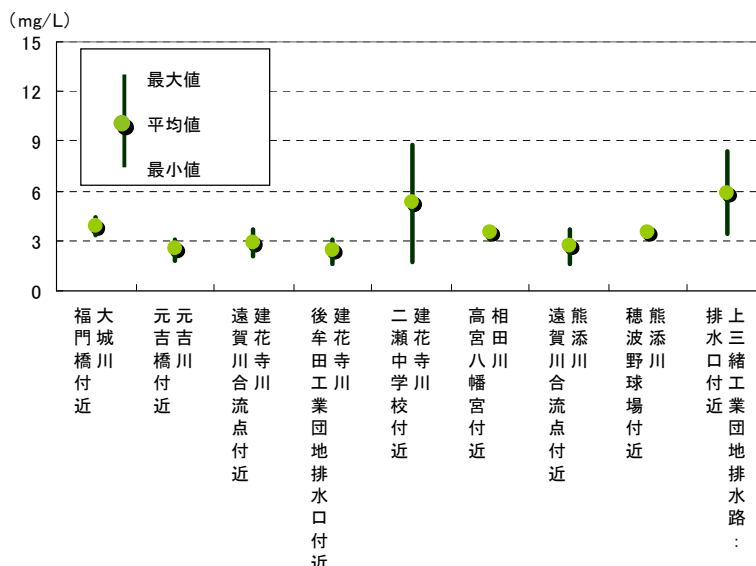


図7 BODが3mg/Lを超える9カ所（平成22年度）¹⁾

水質汚濁に関する苦情は、毎年数件発生しています。河川の水質改善に向けては、汚水処理人口普及率の向上と下水道未整備区域の排水処理、農業での減農薬・無農薬、中小企業の排水監視の徹底などが課題であり、水質汚濁のないまちづくりが必要です。

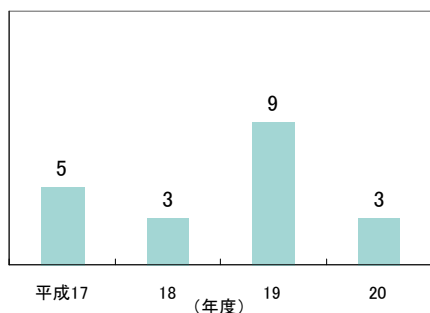


図8 水質汚濁の苦情件数



(2) 評価指標

指標	目標値
廃食用油の年間回収量（現状：4,800L、2010年度現在）	48,000L以上
汚水処理人口普及率（現状：72.2%、2010年度現在）	81.1%以上

※河川水質測定全点のBOD 3mg/L以下を目指そう。【参考：改訂版での目標値】

※川や池のきれいさについて満足と感じる人の割合を50%まで高めよう。【参考：改訂版での目標値】

1) 平成22年度遠賀川水系水質調査結果（飯塚市）より作成。BODの他、大腸菌群数等「生活環境の保全に関する環境基準項目」や重金属など「人の健康の保護に関する環境基準」についても測定している。

(3) 各主体の取組

<市民>

- 公共下水道整備区域では、下水道に接続します。また、農業集落排水事業区域を除く、公共下水道未整備区域では浄化槽を設置します。
- 廃食用油の回収に協力し、家庭からの排水、特に台所からの排水に気をつけます。

<事業者>

- 事業所からの排水は適切に処理します。農薬や化学肥料は、過剰な利用を避け、適正量を使用します。

<学校>

- 水質の悪化による河川環境への影響や、自分たちの生活と水質汚濁との関係を理解させる授業を行います。また、河川の水質保全運動への積極的な参加・協力を、子どもたちに促します。
- 大学などでは、公開講座での水質浄化に関する研究成果や、最新技術の情報発信に努めます。

<飯塚市>

取組の方向性	事業名	内容	担当課	実施時期		
				実	前	後
排水の指導と意識啓発	生活排水対策のための普及活動の推進	啓発チラシの隣組回覧や水辺教室の開催、市施設での料理教室における啓発、学校での水質汚濁に関する授業や子どもたちの河川水質保全活動への積極的な参加の促進など、様々な場面で生活排水への意識向上を図ります。	環境整備課 健康増進課 学校教育課	●	→	→
	農薬・化学肥料の適正使用の促進	農薬や化学肥料の適正使用について、農協への指導、通知を行います。	農林課	●	→	→
	水質管理体制の強化	汚水を排水するおそれのある事業所の把握に努めるとともに、違反した場合は厳重に指導します。	下水道課	●	→	→
	小規模施設の監視・指導	法令に該当しない小規模施設に関する監視・指導を強化します。	環境整備課		●	→
下水道普及率(接続率)の向上と未整備区域への対応	公共下水道整備の推進	飯塚市汚水処理基本構想に基づき、公共下水道整備を推進します。	下水道課	●	→	→
	公共下水道へ接続による水洗化の普及促進	市報や冊子による啓発を行うとともに、戸別訪問により、公共下水道接続の普及促進を図ります。	下水道課	●	→	→
	浄化槽の設置に対する補助	浄化槽の設置に対する補助金交付を行います。	環境整備課	●	→	→
	農業集落排水事業の推進	公共下水道未整備地域における農業集落排水事業を推進します。	農業土木課	●	→	→
資源としての廃食用油の活用	廃食用油のリサイクル ¹⁾	廃食用油の回収、BDF ²⁾ の公用車への利用を促進・拡大します。	環境整備課	●	→	→

実施時期 実：現在実施中
前：5年以内を目処に実施するもの
後：計画期間内に実施するもの

1) 例えば、牛乳びん1本分の廃食用油を台所から川に流した場合、魚が住める環境に戻すためには、家庭のお風呂の水が300日分必要になる。廃食用油を回収できれば、川を汚さず、エネルギーとしても活用できる。
2) BDF：バイオディーゼルフューエルの略。廃食用油から精製される、軽油の代わりになる燃料。

3-2. 森や川の保全【★★★】

市民は、田畑や森林の環境整備・保全や、遠賀川水源となる森林を守ることをとても重要視しています。飯塚市という枠を越えて、遠賀川流域全体のすべての人々の努力が必要であると考えています。特に山間部では、自然環境保全面での法指定も含め

て、自然に対する配慮と、開発のあり方を考えることを求めています。また、休耕田などの有効利用は、二次的な自然（人間活動によって創出されたり、人が手を加えることで管理・維持されてきた自然環境）を守ることにとなり、防災面でも役立ちます。そこで、適切な森林管理、遠賀川流域の環境の保全、休耕田や耕作放棄地対策、開発時の適正な評価と措置などにより、森や川の保全を進めます。

命の源である森や水を守り、自然とともに暮らす、うるおいのある環境づくり

森や川の保全

森や川の回復や保全、適正な保護

里地・里山の保全

開発時の適正な評価と保全措置

(1) 現状と課題

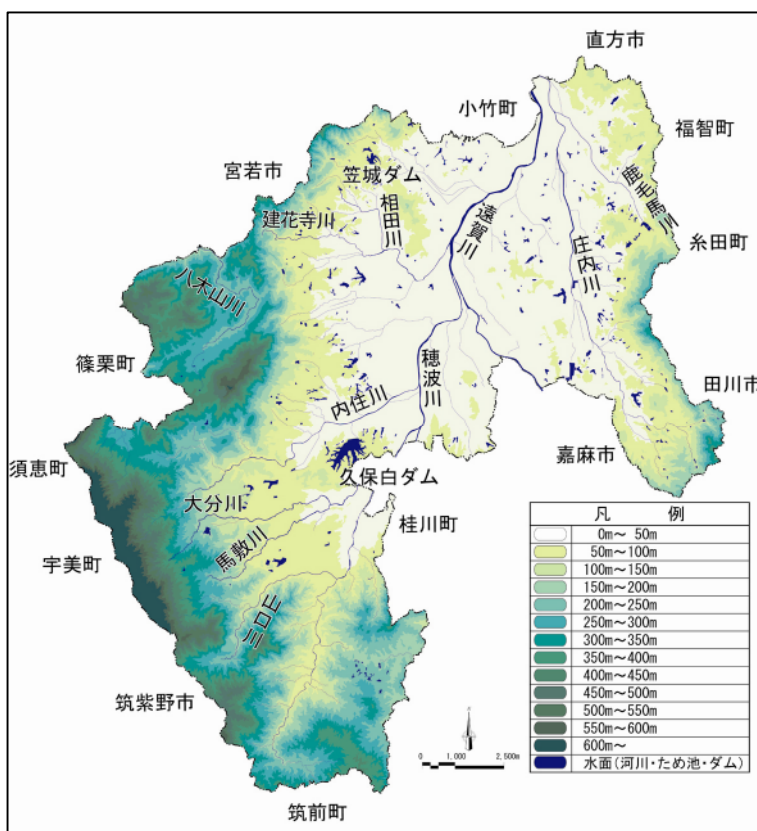
広葉樹の植林などが行われていますが、遠賀川流域全体での自然環境保全、里地・里山の保全、空き地や耕作放棄地の管理が十分に実施されていません。

飯塚市は、山が水を育み、その水がやがて集まり、支流となって遠賀川へと流れ込み、海へと到達する一連の「水の循環」が観察できる環境を持っています。森や川の環境を守ることは、人間の生活を安全かつ快適にし、この大切な環境を、世代から世代へと引き継いでいく義務があります。

また、里地・里山などの二次的な自然は生態系も豊かで、災害の防止機能も有しています。

近年においては、環境団体などが広葉樹の植林を行っていますが、飯塚市という枠を超えての、遠賀川流域全体のすべての人々の手による自然環境の保全が必要です。

また、農業従事者の高齢化や後継者不足など担い手が減少した結果、耕作放棄地が増えています。二次的な自然の保全や、防災面でも、空き地や耕作放棄地の適切な管理が必要です。



(2) 評価指標

指標	目標値
再生した森林の面積（現状：421.49ha、2010年度現在）	2,000ha 以上

※身近な山の自然について満足と感じる人の割合を50%まで高めよう。【参考：改訂版での目標値】

※緑とのふれあいについて満足と感じる人の割合を70%まで高めよう。【参考：改訂版での目標値】

(3) 各主体の取組

<市民>

- 源流域の保全など、森や川を守る活動に積極的に参加するとともに、日々努力を重ね、豊かな自然を次世代に引き継ぎます。

<環境団体>

- 市と協力して市民が現地の自然をみて気づく体験活動を増やし、自然環境保全意識の向上を図ります。

<事業者>

- 開発時には適正な環境配慮を行います。
- 植林・間伐など適切な森林管理を行います。

<学校>

- 市内の水辺や森林を活用した現地での体験型授業を行います。
- 地元の専門家を招き、森や川のつながりと水の大切さについて、学びます。

<飯塚市>

取組の方向性	事業名	内容	担当課	実施時期		
				実	前	後
森や川の回復や保全、適正な保護	自然を学ぶ機会の充実	市民が現地の自然環境をみて気づく機会を増やし、自然環境保全意識の向上を図ります。	環境整備課 生涯学習課 学校教育課		●	→
	源流環境の保全	源流域に広葉樹を植樹するなど、源流の環境の保全を推進します。	農業土木課		●	→
	河川の浄化対策	石や竹炭を利用した河川浄化対策を進めます。	環境整備課		●	→
	水質浄化実験に基づく有効な対策の活用	公園の池などを利用して水質浄化実験を行い、有効な対策は水質浄化に活用します。	環境整備課			●
	適切な森林の管理	森林組合と連携して、植林・間伐など適切な森林管理を進めます。	農業土木課	●	→	→
	遠賀川流域の環境の保全	遠賀川流域の自治体と連携して、環境の保全を進めます。	環境整備課	●	→	→
	他県の産業廃棄物受け入れ停止の要望	県に対して他県の産業廃棄物受け入れの停止について要望を検討します。	環境整備課		●	→
里地の保全・里山の保全	森林の保全・農業の振興	森林や農地の多面的機能を発揮させるため、森林の保全・農業の振興を進めます。	農業土木課 農林課	●	→	→
	荒廃林対策	森林環境税の活用などにより、荒廃した人工林の再生を進めます。	農業土木課 環境整備課	●	→	→
開発時の適正な評価と保全措置	自然環境保全条例に基づく指導	自然環境保全条例に従った適正な開発を指導します。	環境整備課	●	→	→
	公共事業における環境配慮の推進	多自然型護岸等、公共事業の際には環境配慮を常に意識し、事業を実施します。	事業所管課		●	→

実施時期 実：現在実施中
前：5年以内を目処に実施するもの
後：計画期間内に実施するもの

3-3. 農村と市街地との交流と地産地消の推進【★★】

自然とふれあうための環境整備は進んでいますが、川や山に人が集まる、さらなる仕掛けづくりが求められています。また、公園や遊歩道に、自然景観要素を盛り込み、まちの整備、改修の際には、自然の保護を優先させることが求められています。

命の源である森や水を守り、自然とともに暮らす、うるおいのある環境づくり

農村と市街地との交流と地産地消の推進	農村部と都市部との交流を図る取組
	自然とふれあうための景観要素や場所の整備
	地産地消の活性化による農業の振興・食の安全の確保

食については、早い段階で、地産地消や食の安全の推進と、農業の生産環境を整備することが必要です。そうすることで、農村部と都市部との交流が生まれ、相互協力し、まちが活気づくことが期待されます。

そこで、自然とのふれあいに関する活動の充実、自然とふれあうための場所や景観の整備、地場食材の利用促進などにより、農村と市街地との交流や地産地消を進めていきます。

(1) 現状と課題

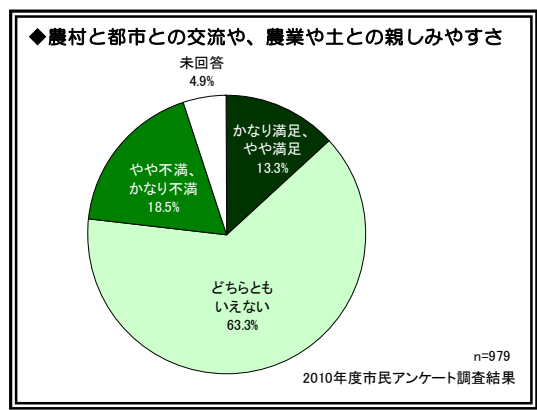
農村と市街地の交流については、市民の関心はやや低くなっています。食については、地産地消による食の安全の推進と、農業の生産環境の整備を求めています。

農村部との交流については、シルバー農園を活用した、土とのふれあいの確保、庄内生活体験学校での農作業体験などが行われています。

食については、平成19年度に「飯塚市地産地消推進計画」が策定され、生産者、農協、教育委員会、直売所などが連携した、地産地消の仕組みづくりを進めています。地産地消による食の安全確保や食育の推進、農業の活性化が必要です。そうすることで、農村部と都市部との絆が生まれ、相互協力し、まちを活気づけることも可能となります。

●市民はどう感じているのか・・・

アンケート結果では、農村と都市との交流や、農業や土との親しみやすさについて「どちらともいえない」と回答した市民が6割強と多く、関心の低さが伺えます。



(2) 評価指標

指標	目標値
花いっぱい推進事業による緑化カ所数 (現状：122カ所、2011年度現在)	132カ所以上
給食での地場食材の占める割合 (現状：学校12.3%、保育所12.2%、2011年度現在)	18%以上

※水辺とのふれあいについて満足と感じる人の割合を50%まで高めよう。【参考：改訂版での目標値】

(3) 各主体の取組

<市民>

- 自然とふれあう活動や花いっぱい推進事業へ積極的に参加します。また、地場食材を選んで購入するよう努めます。

<環境団体>

- 山や川などの自然とふれあう活動を開催します。
- 花いっぱい推進事業へ積極的に参加します。
- 市と協力して各地区において地場食材を利用した料理教室などを開催します。

<事業者>

- 市と協力し、自然や水にふれる場の提供、米づくりを通じて水の循環について学ぶ機会の提供を進めていきます。
- 花いっぱい推進事業へ積極的に参加します。

<学校>

- 農村体験授業を開催し、農業を経験することによって食料の安全や大切さを学びます。
- 花いっぱい推進事業へ積極的に参加します。

＜飯塚市＞

取組の方向性	事業名	内容	担当課	実施時期		
				実	前	後
農村部と都市部との交流を図る取組	自然とのふれあいに重点を置いた環境整備	自然とのふれあいを重視して農村部における環境整備を進めます。	農林課		●	→
	直売所の整備	地元産の農産物や製品などを販売する直売所の整備を検討します。	農林課			●
	公民館活動等における自然とのふれあいの充実	団体等と協力して公民館活動等での自然とのふれあいの機会を増やします。	中央公民館		●	→
	森を守る活動の仕組みづくり	団体と連携して森を守る活動の仕組みづくりを行います。	農業土木課		●	→
	自然とのふれあいに関する副読本の作成・充実	大学や地元専門家と協力して自然とのふれあいに関する副読本を作成し、適宜見直し・充実を行います。	環境整備課		●	→
自然とふれあうための景観要素や場所の整備	自然とのふれあいの場、機会の充実	自然とのふれあいに重点をおいた環境整備を進めます。	都市計画課			●
	花いっぱい推進事業の拡大	ボランティア団体との協力により、花いっぱい推進事業の取組を広げていきます。	都市計画課 学校教育課	●	→	→
地産地消の活性化による農業の振興・食の安全の確保	農業体験学習の充実	生産者と協力し、米づくりを通じて水の循環について学ぶ機会を提供します。	農林課 学校教育課	●	→	→
	学校等における地場食材の利用促進	生産者、農協、流通事業者等と連携し、小中学校や幼稚園、保育所での地場食材の利用を促進します。	農林課 学校給食課 保育課		●	→
	農畜産物情報の提供（食の安全）、地産地消のPR	旬の農産物や農産物直売所等の情報提供を行い、地産地消をPRします。	農林課		●	→

実施時期 実：現在実施中

前：5年以内を目処に実施するもの

後：計画期間内に実施するもの

3-4. 在来種を保全する活動の実践【★★】

身近な河川でメダカが泳ぎ、ホタルの舞うまちに再生するため、水質汚濁の防止、自然配慮型の整備・開発が求められています。このためには、地元の生物にくわしい方との連携による正しい知識の習得や、環境改善に対する地域ぐるみでの市民の取組が必要です。また、保全すべき貴重な動植物の分布状況を詳細に調べる必要もあります。

命の源である森や水を守り、自然とともに暮らす、うるおいのある環境づくり

在来種を保全する活動の実践

水質の改善と自然配慮型への再整備

そこで、水質の改善や自然配慮型の再整備等により、在来種を保全する活動を実践していきます。

(1) 現状と課題

開発や水質の悪化などによる植物・動物の生育・生息域の消失により、昔は普通にみることができた生き物が減少しています。

希少な動植物として国内希少野生動植物種、環境省 RDB（「日本の絶滅のおそれのある野生生物」、福岡県 RDB「福岡県の希少野生生物」に指定され、飯塚市に生息するものの例を以下に示します。生育・生息域の消失（人による開発）や、水質悪化などの影響により、個体数が減少し、今後、保全等の措置を行わなければ絶滅するおそれがあるものです。また、これらの生物とともに、昔からいたメダカやホタルなどの生息環境も縮小しています。

地元の生物の専門家などへの協力を得て、開発行為を行う時には、詳しい調査を実施し、保全措置（影響の回避、軽減、代償措置）を行うなど、これらの動植物を守っていかねばなりません。



(福岡県 RDB : 絶滅危惧 I B 類)



(福岡県 RDB : 絶滅危惧 I A 類)

1) 福岡県の希少野生生物 (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/kankyo/rdb/>) より引用

(2) 評価指標

指標	目標値
現地観察会の開催回数（現状：0回、2010年度現在）	2回/年以上

(3) 各主体の取組

<市民>

- 在来種に関する理解を深め、川や山などの自然を大切にします。

<環境団体>

- 自然環境調査に協力します。

<事業者>

- 開発時には適正な環境配慮を行います。事業活動で川や山などの自然を汚さないよう配慮します。

<学校>

- 生徒達に呼びかけ、メダカやホタルがいる場所を自由に記入できる地図を作製します。そして、在来種の保全の大切さ、植物の生育域・動物の生息域が縮小した理由、外来生物の存在による脅威について、学習する機会を与えます。
- 可能であれば、学校ビオトープ¹⁾などを創り、子どもたちの手で管理させる仕組みを導入します。また、専門家等を招いて、授業や観察会を開催します。

<飯塚市>

取組の方向性	事業名	内容	担当課	実施時期		
				実	前	後
水質の改善と自然配慮型への再整備	在来種の保全に関する普及啓発	在来種の保全に関する情報等を提供し、自然環境保全意識の向上を図ります。	環境整備課 学校教育課		●	→
	自然環境調査の実施	地元専門家等と連携して、定期的に自然環境調査を実施し、現状を把握します。	環境整備課		●	→
	公共工事における環境影響の評価	大型の公共工事における環境影響を事前評価し、情報を公開します。	事業所管課		●	→
	公共事業における環境配慮の推進【再掲】	多自然型護岸等、公共事業の際には環境配慮を常に意識し、事業を実施します。	事業所管課		●	→
	遠賀川流域環境の保全【再掲】	遠賀川流域の自治体と連携して、環境の保全を進めます。	環境整備課	●	→	→

実施時期 実：現在実施中

前：5年以内を目処に実施するもの

後：計画期間内に実施するもの

1) **ビオトープ**：生物の生息環境を意味する用語であるが、学校教育では、子どもたちへの環境教育の一環で取り入れられる、人為的に再生された自然生態系の観察モデルのことを指す。

3-5. 外来生物対策の実践【★★】

飯塚市においても、外来生物¹⁾が多種類確認されています。

外来生物は、もともといた日本固有種との競合や交配により、もともとその場所に成立していた生態系を攪乱しています。

命の源である森や水を守り、自然とともに暮らす、うるおいのある環境づくり

外来生物対策の実践

「入れない・捨てない・拡げない」対策の徹底

そこで、外来生物については、「入れない」「捨てない」「拡げない」の3原則を遵守し、分布状況等の実態を正確に把握するとともに、市民に正しい情報を発信して、既存生態系への影響を最小限にとどめます。

(1) 現状と課題

外来生物の侵入が確認されており、本来の生態系への影響が懸念されます。

飯塚市には、オオキンケイギク、オオクチバスなど、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」で指定されている外来生物の増加がみられます。在来種との競合や交配など、もともとその地域にある生態系に対して影響を及ぼしています。



オオキンケイギク



オオクチバス²⁾

- ◆入れない：悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本に入れない。
- ◆捨てない：飼っている外来生物を野外に捨てない。
- ◆拡げない：野外にすでにいる外来生物は他地域に拡げない。

1) **外来生物**：意図的、非意図的を問わず人の活動によって海外から国内に入り、地域間の移動を繰り返し、国内に定着した種（卵や種子も含みます）のこと。

2) 環境省自然環境局 HP (<http://www.env.go.jp/nature/intro/loutline/asimg.html>) より引用

(2) 評価指標

指標	目標値
現地観察会の開催回数（現状：0回、2010年度現在）	2回/年以上

(3) 各主体の取組

<市民>

- 外来生物の生息域を広めないために、「入れない・捨てない・拡げない」対策を徹底します。
- 行政の施策に参加し、正しい知識と理解を得て、日頃から身近な自然環境に目を向けます。
- 外来生物が成育、生息している場合は、その情報を市へ提供し、分布拡大が最小限になるよう努めます。

<環境団体>

- 外来生物とその分布状況に詳しい専門家は、行政に情報の提供を行い、外来生物の分布拡大が最小限になるよう努めます。
- 行政と協力して、外来生物に関する学習会や、現地での観察会等を行い、市民の理解を深めます。

<学校>

- 生徒達に呼びかけ、オオクチバスやブルーギルなど外来生物がいる場所を自由に記入できる地図を作製します。そして、外来生物の存在による脅威について、学習する機会を与えます。
- 専門家等を招いて、授業や観察会を開催します。

<飯塚市>

取組の方向性	事業名	内容	担当課	実施時期		
				実	前	後
「入れない・捨てない・拡げない」対策の徹底	正しい情報の発信	市民に関心を持ってもらうため、外来生物に関する様々な情報発信を行います。	環境整備課 学校教育課		●	→
	定期的な現状把握の実施	地元で調査をされている専門家などとタイアップした、定期的な現状把握を行います。	環境整備課		●	→
	外来生物分布マップの作成	市民や専門家からの情報提供に基づき外来生物の分布状況マップを作成し、生息域を拡げないための施策を検討します。	環境整備課		●	→
	学習会、現地観察会の開催	専門家と協力して、外来生物に関する学習会、現地観察会を行い、市民に正しい知識と対応方法を啓発します。	環境整備課		●	→

実施時期 実：現在実施中
 前：5年以内を目処に実施するもの
 後：計画期間内に実施するもの

4. 基本目標Ⅲ： 次世代に誇って継ぐことのできる、自然エネルギーを無駄なく使う低炭素の環境づくり

4-1. 地球温暖化防止の取組の実践【★★★】

地球温暖化の影響により、飯塚市でも気温の上昇がみられ、集中豪雨による浸水被害など異常気象の影響も受けています。

地球温暖化や、それに伴う異常気象については、市民の関心は高い状況にありますが、市域からの温室効果ガス排出量は、特段の対策を講じなければ減ることはありません。

そこで、まずは、市民一人ひとりが意識をもって、省エネ等の取組を実践することが大切です。可能なことから取り組むことの啓発、市民の手本として、行政での省エネ設備や再生可能エネルギーの導入、異常気象に伴う災害等に備えた雨水貯留タンク・雨水浸透枡等の普及促進など、適応策の検討を進めます。

次世代に誇って継ぐことのできる、自然エネルギーを無駄なく使う低炭素な環境づくり

地球温暖化防止の取組の実践	省エネ行動の普及・啓発
	バイオマスエネルギー利用
	太陽光発電システム等の機器導入による再生可能エネルギー利用普及
	緑のカーテン運動の継続と拡充
	異常気象に伴う災害等に備えた、雨水貯留タンク・雨水浸透枡等の普及促進など適応策の検討

(1) 現状と課題

飯塚市の温室効果ガス排出量は、横這いの状況にあり、減っていません。

まず、地球温暖化のメカニズムについて、簡単に説明します。

産業革命以降、人間は化石燃料を大量に使用し、大気中への二酸化炭素（以下、CO₂）排出量を急速に増加させました。CO₂は温室効果ガスの大部分を占め、空気中の濃度が上昇することで、「地球温暖化」が進行しているといわれています。

地球温暖化は、気温上昇ばかりでなく、海面上昇や異常気象、生態系の破壊など人類の存続に関わる深刻な問題を引き起こすといわれています。すでに北極の氷山や山岳の氷河の減少、動植物の生息域の変化などが、世界各地で見られるようになっています。

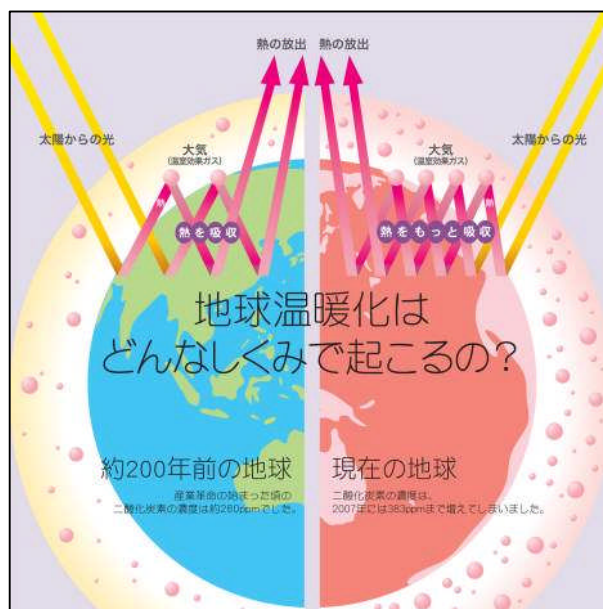


図9 温室効果ガスと地球温暖化のメカニズム¹⁾

1) 全国地球温暖化防止活動推進センターHP (<http://www.jccca.org/>) より作成

ここで、飯塚市の気温の上昇を、図 10 に示します。

暑かった年、寒かった年など、年度によって気候変動があるため、年平均気温には若干の高低があります。そこで、平年値（1981～2010 の平均値）と各年との差をとってみますと、飯塚市でも、1990 年度と比較して 2010 年度では約 0.6℃の気温上昇がみられます。

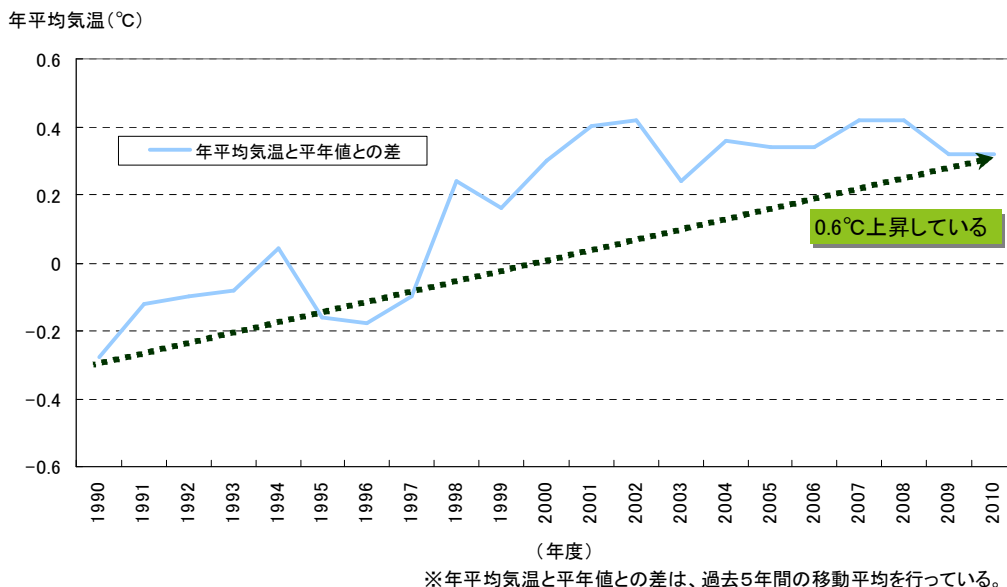


図 10 飯塚市の気温の上昇

次に、飯塚市の温室効果ガス排出量の推移を、図 11 に示します。温室効果ガスの総排出量は、2008 年度には 28%増加（1990 年度比）しています。2006～2008 年度にかけては、おおむね横這いの状況にあります。

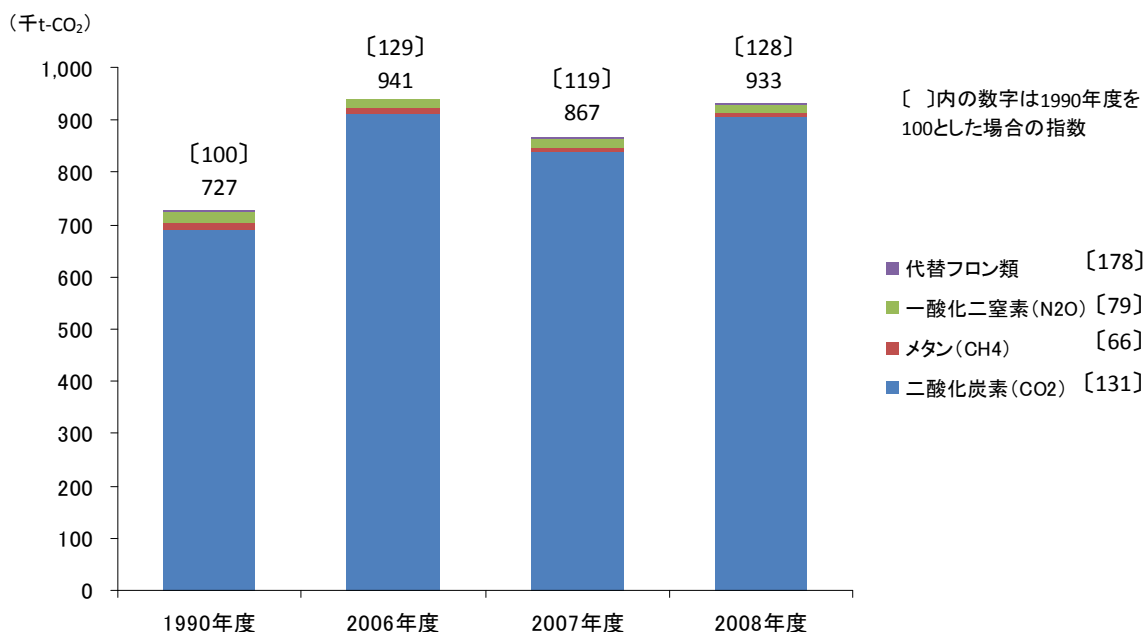


図 11 飯塚市の温室効果ガス排出量の推移

飯塚市における、2008年度のCO₂排出量の内訳を図12に示します。製造業からの排出量が多く、次いで運輸部門（自動車）、民生部門（業務）、民生部門（家庭）となっています。

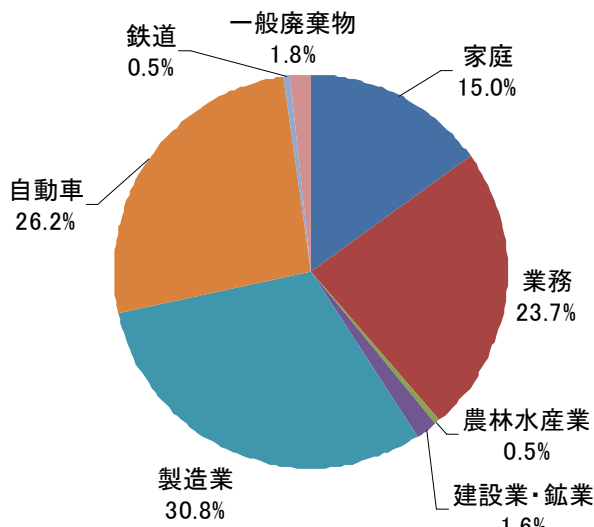


図12 飯塚市のCO₂排出量の内訳

<参考>

CO₂の国別排出割合と一人あたりの排出量を、図13に示します。

国別排出量（図中の左）をみると、中国やアメリカのCO₂排出量の割合が高いですが、日本も比較的上位に位置しています。また、一人あたり排出量（図中の右）をみると、日本は世界10位であり、世界平均の2倍以上のCO₂を排出していることがわかります。

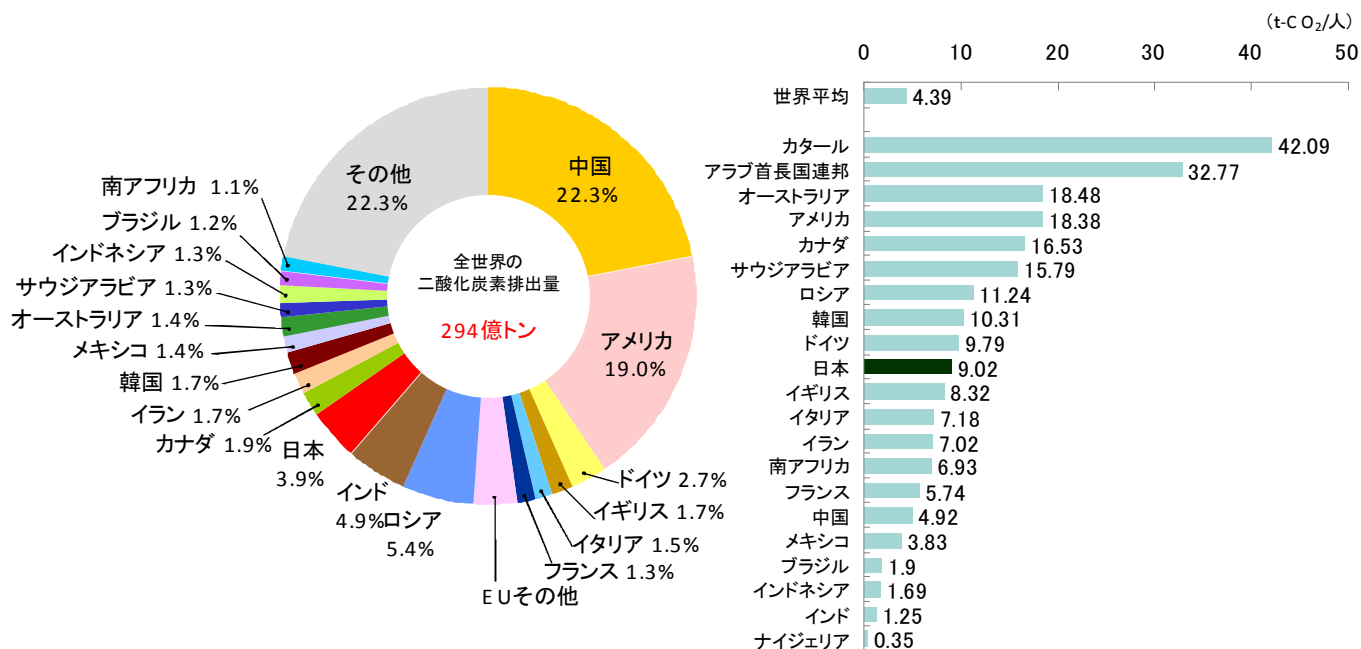


図13 CO₂の国別排出割合と一人あたりの排出量¹⁾

1) IEA、CO₂ EMISSIONS FROM FUEL COMBUSTION, 2010 EDITION より作成

2030年度における、飯塚市の温室効果ガス排出量算定結果を図14に示します。

飯塚市では、特段の対策を講じなかった場合、温室効果ガス排出量は、2030年度には2.6%増加(2008年度比)することになります。一方、次頁に示している各取組を多くの市民が実践した場合、1990年度とほぼ同水準まで排出量を抑制できる可能性があります。

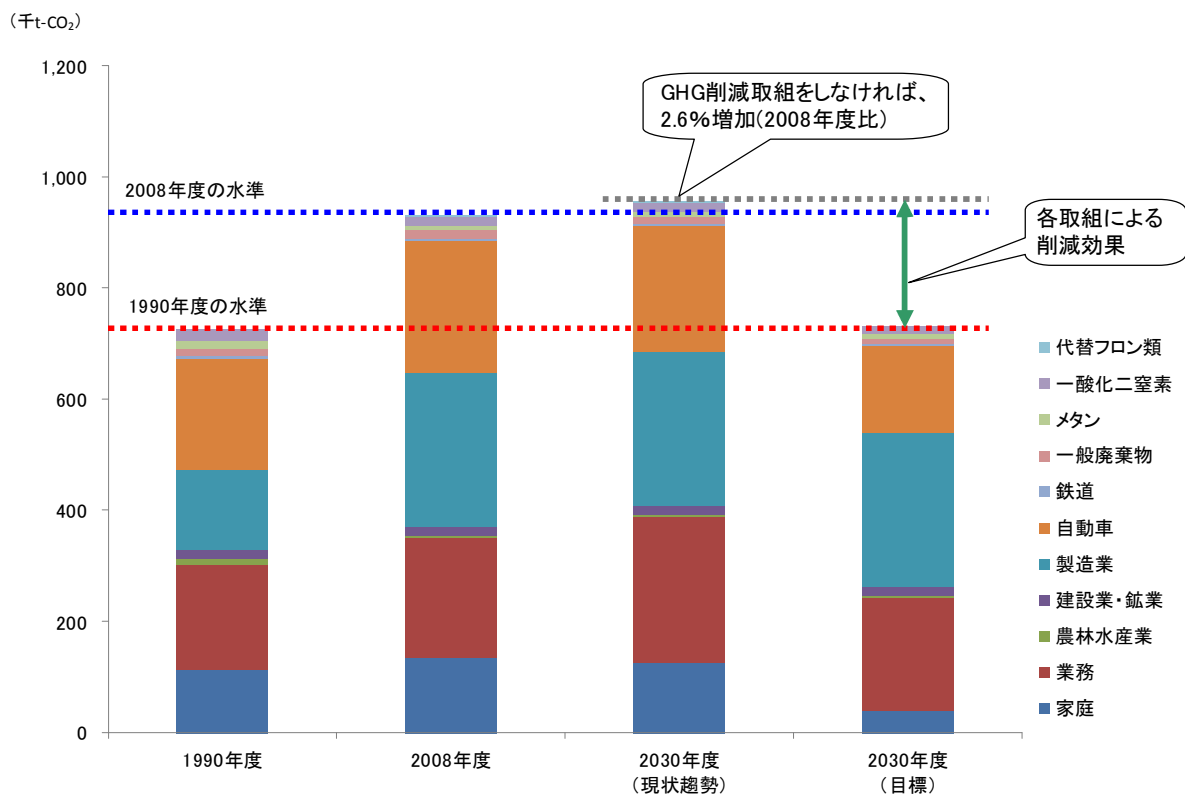


図14 2030年度における飯塚市の温室効果ガス排出量算定結果

飯塚市で地球温暖化防止を推進していくためには、

- ・各取組の効果を定量的に把握できる情報を提供し(見える化)、やる気に繋げること
- ・市民の手本として、省エネ設備や水の再利用等に関する行政の率先行動と成果の公表
- ・異常気象に伴う災害等に備えた、適応策の検討
- ・市民や事業所への省エネ・新エネ設備設置に関する助成や優遇措置
- ・国、福岡県、飯塚市が連携した地球温暖化対策

等が考えられます。

＜市民や事業者の地球温暖化対策の一例＞

【日常生活における省エネルギー行動の実践（家庭部門）】

◆冷暖房の設定温度（冷房 28℃、暖房 20℃）を目安に設定 ◆電気こたつや電気カーペットの設定温度のこまめな調節 ◆省エネ型の蛍光灯などの使用 ◆テレビを見ないときはできるだけ消す ◆常時使用しない家電製品はコンセントを抜く、スイッチ付きコンセントで待機電力をカットする ◆冷蔵庫のドアの開閉は少なくし、開けている時間を短くする ◆冷蔵庫の中は整理整頓し、ものを詰め込み過ぎないようにする ◆洗い物をする時の給湯器の温度設定を細かくする ◆シャワーはお湯を出しっぱなしにしない ◆お風呂は、間隔をあけずに入るなど、追い焚きをしない ◆洗濯物はできるだけ、まとめて洗う

【再生可能エネルギー、高効率なエネルギー機器の導入（家庭部門）】

◆太陽光発電システムの導入 ◆太陽熱温水器の導入 ◆自然冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）の導入 ◆高効率ガス給湯器（エコジョーズ）の導入 ◆電球を LED に付け替える

【日常業務における省エネルギー行動の実践（業務部門）】

◆エアコンの冷暖房温度は適正温度（冷房 28℃、暖房 20℃）に設定 ◆昼休みの消灯

【再生可能エネルギー、高効率なエネルギー利用機器の導入（業務部門）】

◆太陽光発電システムの導入 ◆太陽熱温水器の導入 ◆高効率空調機の導入 ◆電球を LED に付け替える ◆コンビニエンスストアへの業務用省エネ型冷蔵・冷凍機・空調一体システムの導入 ◆省エネ型自然冷媒冷凍装置の導入

【バイオマスエネルギーの導入（業務部門）】

◆温泉施設へのバイオマスボイラーの導入

【エコドライブの促進（自動車部門）】

◆トランクの中に無駄な荷物を積まない ◆タイヤの空気圧は適正を保つ ◆アイドリング・ストップ ◆ふんわりアクセル「e スタート」 ◆加減速の少ない運転 ◆早めのアクセルオフ

【建設業での省エネ化の推進（産業部門）】

◆低燃費型建設機械（バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザ）の導入

【農業における省エネ設備の導入】

◆穀物遠赤外線乾燥機の導入 ◆高速代かき機の導入 ◆高効率暖房機の導入 ◆多段変温装置の導入 ◆空気循環装置の導入 ◆多層被覆装置の導入

(2) 評価指標

指標	目標値
公共施設、学校等への太陽光発電システムの設置 (現状：7件、2010年度現在)	30件以上
2030年度までに、温室効果ガス排出量を、1990年度の水準まで減少 (現状：933千t-CO ₂ /年、2008年度現在)	727千t-CO ₂ /年以下

※1人1日最大給水量を県平均レベル(339L)に抑えよう。【参考：改訂版での目標値】

※エネルギーの使用量を平成17年度(一人あたり1,934kWh/年)比で10%削減しよう。

【参考：改訂版での目標値】

(3) 各主体の取組

<市民>

- 行政施策や環境団体の活動に積極的に参加するとともに、各家庭で電気の使い方を工夫するなど、小さなことでも意識をもって実行し、お金がかからず簡単で長続きする、エネルギーの「もったいない」対策に取り組みます。
- 国や市の補助制度を活用し、太陽光発電システムや雨水貯留タンクの設置、住宅の省エネ改修などを進めます。

<環境団体>

- いづか環境会議などでは、「緑のカーテンエコプロジェクト」や「打ち水大作戦」等を実施しており、行政との連携を図りながら、市民や事業者の実践へとつなげていきます。

<事業者>

- 行政施策や環境団体の活動に積極的に参加するとともに、クールビズ等の導入により、事業活動において、エネルギーの「もったいない」対策を徹底していきます。
- 病院や大規模事業所については、太陽光発電システムや雨水貯留タンクを設置し、ハード面での省エネ対策を進めます。この他にも、緑のカーテン運動に取り組み、総合的な省エネ効果等をホームページ等で公表していきます。

<学校>

- エネルギーや水の無駄使いを無くします。
- 太陽光発電システムなどを積極的に導入し、子どもたちのエネルギーに関する関心を高めます。学校単位での電力消費量が把握できれば、省エネ率コンテスト等を検討します。
- 学内でのアイデア、取組を紹介し、他校へ広まるよう努めます。

第4章 基本目標達成のための取組

<飯塚市>

取組の方向性	事業名	内容	担当課	実施時期		
				実	前	後
省エネ行動の普及・啓発	クールビズ等の実施	クールビズ等を実施し、省エネに努めます。	環境整備課	●	→	→
	省エネ意識啓発	省エネは経費の削減にもつながるため、各種取組と、削減経費の目安を広報などで啓発します。	環境整備課	●	→	→
	身近な省エネの実践	節電やエコドライブ、公共交通機関・徒歩・自転車利用、学校における児童・生徒の省エネ行動の促進など、身近な省エネの啓発活動を行います。	環境整備課 学校教育課	●	→	→
	雨水有効利用	雨水の有効性などの普及啓発を進めます。	環境整備課		●	→
バイオマスエネルギー利用	木質バイオマスエネルギー利用	放置竹林や、人工林や農地へ侵入している竹を伐採して竹炭化し、エネルギーとして活用できる仕組みを創ります。	環境整備課			●
	BDF（バイオディーゼル燃料）の利用推進	廃食用油を回収し、BDFを公用車で使用します。廃食用油の回収については、市民の回収活動を拡大します。	環境整備課	●	→	→
太陽光発電システム等の機器導入による再生可能エネルギー利用普及	公共施設への再生可能エネルギー設備等の導入	公共施設に、太陽光発電システムや太陽熱温水器の設置を促進します。	施設所管課	●	→	→
	太陽光発電システムの市民への普及	家庭での太陽光発電システム設置補助金を行います。	環境整備課	●		
	高効率給湯器等の市民への普及	高効率給湯器等の設置に対する補助制度を検討します。	環境整備課		●	
緑のカーテン運動の継続と拡充	公共施設で緑のカーテンを実施し、効果を公表 栽培法など農家との連携	公共施設で緑のカーテンを実施し、効果（室温など）をHP上で追跡・公表します。緑のカーテン普及に際し、栽培法など農家との連携を図ります。	環境整備課		●	→
	緑のカーテンエコプロジェクトの推進・拡大	緑のカーテン運動について、いづつか環境会議、事業者と連携し、苗を配布するなど全市民を巻き込みます。	環境整備課	●	→	→
異常気象に伴う災害等に備えた、雨水貯留タンク・雨水浸透枡等の普及促進など適応策の検討	適応策の検討	地球温暖化の緩和策とともに、適応（気候変動の影響に対し自然・人間システムを調整することにより、被害を防止・軽減し、あるいはその便益の機会を活用すること）策を検討・整理します。	環境整備課 総務課		●	
	耕作放棄地対策	災害防止や地球温暖化防止のため、田に水をためるなど、休耕田や耕作放棄地の有効利用（事業者とタイアップ）を促進します。	農林課		●	→
	透水性舗装への切り替え	舗装の工夫による地面保水効果を向上させます。	土木管理課			●
	雨水貯留タンク・雨水浸透枡等の市民への普及	「雨水貯留タンク」設置補助制度（H23から実施）等を実施します。	都市計画課	●	→	→
	公共施設への雨水利用施設の導入	公共施設の新規建造物がある時は、雨水利活用を行う施設を積極的に導入します。	施設所管課		●	→

実施時期 実：現在実施中
前：5年以内を目処に実施するもの
後：計画期間内に実施するもの

4-2. 温室効果ガス削減量や省エネ効果の見える化【★】

各取組の効果を定量的に把握することで、省エネに取り組むやる気に繋げることができます。

そこで、各取組の効果を定量的に把握できるツールや情報を提供して、省エネやCO₂削減量の見える化を進めます。

次世代に誇って継ぐことのできる、自然エネルギーを無駄なく使う低炭素な環境づくり

温室効果ガス削減量や省エネ効果の見える化

省エネナビ等「見える化」ツールの学校等への導入

広報による、CO₂等削減状況に関する情報提供

(1) 現状と課題

市民や事業者の取組に対する、温室効果ガス削減量や省エネ効果の見える化を図る必要があります。

現状では、省エネ効果等を視覚的に確認できるスマートメーターや省エネナビ等の各種システム、ツール、エコアクション21認証取得等はあまり普及していません。また、飯塚市の温室効果ガス削減に対する取組の成果や、市内でのごみ焼却に要するエネルギー量などのデータが未公開です。努力した成果が見え、その実績を視覚的に確認する手法が必要です。

(2) 評価指標

指標	目標値
見える化ツールの設置学校数（現状：3校、2010年度現在）	全校

(3) 各主体の取組

<市民>

- CO₂削減量、省エネ効果が定量的に見えるようなツールを使用して、省エネへの取組努力が見てわかるようにし、省エネルギーへの取組の関心を深めます。

第4章 基本目標達成のための取組

<事業者>

- CO₂削減量、省エネ効果が定量的に見えるようなツールを使用して、省エネへの取組努力が見てわかるようにし、省エネルギーへの取組の関心を深めます。また、CO₂削減量、省エネ効果の定量的把握と取組成果を公開することで、飯塚市全体の事業者の環境意識の向上を図ります。
- ISO14001¹⁾やエコアクション 21²⁾の認証取得、CSR への取組と活動報告書を公表できるよう努めます。

<学校>

- 市内でのごみの焼却に要するエネルギー量や、温室効果ガス排出量などをまとめ、子どもたちが読める資料として作成・活用します。
- 太陽光発電システム等の発電量モニタなど（見える化ツール）を活用し、設備導入によってどれだけの温室効果ガスが削減できたかを、子どもたちや保護者に向けて情報発信します。

<飯塚市>

取組の方向性	事業名	内容	担当課	実施時期		
				実	前	後
省エネナビ等「見える化」ツールの学校等への導入	見える化ツールの紹介	市民、事業者に対するスマートメーター、省エネナビ等の各種システム、ツールを紹介します。	環境整備課		●	→
	環境活動レポートの公表の推進	ISO14001 や EA21 の認証取得、CSR への取組と活動報告書の公表を促進し、エネルギーやCO ₂ 排出量の定量化を図ります。	環境整備課		●	→
	見える化ツールの学校への導入	見える化ツールを学校へ導入し、エネルギーへの関心を深めます。	教育総務課 教育施設課 学校教育課		●	→
広報による、SD等削減状況に関する情報提供	市報による削減量データ提供	省エネへの取組による CO ₂ 削減量や金額等を、定期的に市民に向けて発信します。	環境整備課		●	→
	飯塚市役所の取組とCO ₂ 削減量の公表	行政の率先行動によるCO ₂ 削減量、省エネ効果の定量的把握と取組成果を公開し、市民、事業者へ働きかけます。	環境整備課	●	→	→
	ごみ焼却に要するエネルギー等のデータの公表	市内で発生するごみ量のデータや、焼却に必要なエネルギーなどの情報を開示します。子ども向けの情報発信として、環境読本などに盛り込みます。	環境整備課 環境施設課		●	→

実施時期 実：現在実施中
前：5年以内を目処に実施するもの
後：計画期間内に実施するもの

1) **ISO14001**：事業者が環境保全への取組を継続的に進めていくための仕組みとして「環境マネジメントシステム」が注目されている。環境マネジメントシステムとは、「事業所ごとに環境保全に関する方針を作成し、実施し、達成し、見直しかつ維持するための組織の体制、計画活動を含むシステム」のことで、これを規格化したものがISO（国際標準化機構）の環境マネジメント規格 ISO14001 である。

2) **エコアクション 21**：環境省では ISO14001 より実施が簡単な環境マネジメントの方法として、「環境活動評価プログラム（エコアクション 21）」の普及を進めている。エコアクション 21 は、環境とエネルギーのマネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を統合したものであり、エコアクション 21 に取り組むことで、中小事業者でも自主的・積極的な環境配慮に対する取組が展開でき、その取組結果を「環境活動レポート」として公表できるように工夫されている。

5. 基本目標Ⅳ： 豊かな資源（自然・人材等）や地域コミュニティを活かした人づくり

5-1. 環境教育・学習の充実【★★★】

環境教育は単発的ではなく、継続させることが重要であり、そのためには、「いつでもどこでも学習できるシステムづくり」、「地域における学習活動の充実と人材の育成」、「自然にふれ、環境を守る体験活動の実践」といった仕掛けづくりが求められています。

そのためには、学園都市、情報産業都市、IT 特区といった特徴を活かした環境情報を共有するためのサイトの構築や、e-Learning システムの構築など大学や企業と連携した環境教育を進めていきます。また、飯塚市は、山が水を育み、それが支流となって大きな遠賀川へと流れ込む一連の流れが観察できる環境を持ち合わせています。こうした、飯塚市ならではの特性を活かした、環境教育も進めていきます。

豊かな資源（自然・人材等）や地域コミュニティを活かした人づくり

環境教育・学習の充実

飯塚市の特性を活かした環境教育・学習と実践活動の充実

学校や公民館などの学習の場の利便性向上

（1）現状と課題

環境教育・学習は行われていますが、飯塚市の資源を活かした、継続できる環境づくりや、教育内容の拡充が必要です。

飯塚市では、環境団体による活動のほか、行政では「こどもエコクラブ」の設立、出前型環境講座の開催、環境アドバイザー制度¹⁾設置などを行い、積極的に環境教育・学習に取り組んでいます。また、飯塚市クリーンセンター内の「エコ工房」においても、様々な企画や展示がなされています。

一方で市民は、アンケート結果では「環境問題がなぜ起きるのか広く教育されていない」、「家庭で環境教育を実践するほか、学校での教育も必要」と感じています。



エコ工房

1) **環境アドバイザー制度**：市が公募し、登録した「環境アドバイザー」を、市民、民間団体、事業者、学校、市民団体（市民グループ、町内会、PTA、公民館サークル）などが主催する環境に関する学習会等に派遣するもの。

(2) 評価指標

指標	目標値
飯塚市役所ホームページの、環境に関するページへの年間アクセス件数	対前年度比で増加
こどもエコクラブ登録団体数（現状：4団体、2010年度現在）	10団体以上
環境アドバイザー派遣件数（現状：1件、2010年度現在）	50件/年以上

※環境アドバイザーの登録者数50人以上をめざそう。【参考：改訂版での目標値】

※こどもエコクラブの登録団体数を10団体に増やそう。【参考：改訂版での目標値】

※出前講座や学習会の開催回数50回以上をめざそう。【参考：改訂版での目標値】

(3) 各主体の取組

<市民>

- 環境教育では、未来の大人に期待し、今からやれることにしっかりと取り組むことが大切です。幼稚園、小・中学校での環境教育をしっかりと受け、エコ工房などの環境活動拠点、公民館等での環境講座を積極的に活用し、一人ひとりが地球のことについて考えて行動します。
- 環境教育・学習は、実際に体験することがとても重要です。現場に出て、体や心で自然を感じましょう。この際、経験と知識が豊かな方が指導にあたると、より深くおもしろい経験になります。
- 子どもたちが環境への関心を深めれば、大人（親）への波及効果も期待できます。そして、地域の大人たちが環境リーダーとなり、草の根的に活動を継続することが必要です。家庭など身近なところから無理せずに行える、取り組みやすい事項から実践してみることも大切です。

<環境団体>

- 環境団体の活動は、環境教育的要素を大きく含んでいます。より多くの市民が参加できるような働きかけを行います。

<事業者>

- 環境教育は、社員教育としても有効です。事業所内のコミュニケーションの場を積極的に活用し、一人ひとりが地球のことについて考えて行動するよう促します。地球にやさしい取組を実践できるようになれば、社員が家庭にも伝え、様々な面で経済効果等にもつながります。
- 事業活動を通じて、積極的な地域貢献を行います。

<学校>

- 環境教育推進大会などに積極的に参加を促し、子どもたちや保護者も一緒に参加できる環境教育・学習の場を提供します。
- 太陽光発電システム等を設置している学校では、保護者見学会などを開催します。

＜飯塚市＞

取組の方向性	事業名	内容	担当課	実施時期		
				実	前	後
飯塚市の特性を活かした環境教育・学習と実践活動の充実	教育委員会との連携	教育委員会と一体となって、環境教育を継続・拡充し、進めていきます。	環境整備課 学校教育課	●	→	→
	大学や企業と連携した環境教育の実施	学園都市、情報産業都市、IT特区といった特徴を活かし、環境情報を共有するためのサイトの構築や、e-Learning システムの構築など大学や企業と連携した環境教育を進めていきます。	環境整備課 情報推進課	●	→	→
	環境アドバイザー制度の強化と活用	環境アドバイザー制度を強化し、知識と経験を活用した環境学習を拡大します。	環境整備課	●	→	→
	環境団体の活動情報の広報	既存の環境団体との連携を深め、知られていないような小さな活動まで内容を広報し、より多くの市民の参加を促します。	環境整備課		●	→
	家庭でできる実践活動の啓発	家庭（身近なところから）でできる、取り組みやすいことからの啓発を実施します。	環境整備課		●	→
	環境基本計画の周知	環境基本計画を周知し、意識を高めて、環境教育を推進します。	環境整備課	●	→	→
	こどもエコクラブの推進	こどもエコクラブの登録を促進し、飯塚市の自然を活用した様々な環境教育に参加する機会を増やします。	環境整備課	●	→	→
学校や公民館などの学習の場の利便性向上	公民館等での環境講座の開催・拡充	公民館等での環境講座を開催・拡充し、飯塚市の自然を活用した様々な環境教育に参加する機会を増やします。	環境整備課 中央公民館		●	→
	農業体験学校の設立	JA 等や、農村部との連携により、水の循環と、食料となる米ができるまでの一連の流れを認識できる仕組みづくりを進めます。	農林課	●	→	→
	校庭（園庭）の緑化、ビオトープ整備	校内（園内）に自然を感じることができる緑地やビオトープを整備します。	教育施設課 保育課		●	→
	エコ工房の利便性向上	エコ工房を環境活動拠点として活用するための交通手段の整備を行います。	環境整備課		●	→

実施時期 実：現在実施中

前：5年以内を目処に実施するもの

後：計画期間内に実施するもの

5-2. 市民の環境意識の向上【★★★】

市街地や河川敷におけるごみのポイ捨て、ペットの散歩時の糞害などが多くみられます。こうした状況を改善するためには、市民一人ひとりの意識改革が必要です。そのために、人と人との絆を大切にしながら、みんなで飯塚市のより良い環境づくりを

目指す雰囲気づくりを進めます。清掃活動などに一度でも参加すれば、環境意識は向上します。また、地域でコミュニケーションを図るため、地域ぐるみで参加してもらうことを視野に入れた、人が集まる公民館でのイベントの拡充を進めます。

豊かな資源（自然・人材等）や地域コミュニティを活かした人づくり

市民の
環境意識
の向上

自治会や公民館の活用による地域コミュニティの活性化

誰もが参加できるイベントによるコミュニケーションの向上

マナー、モラルに関する大人の意識改革

自分の生活と環境問題とのつながりが見える機会の拡充

環境配慮市民、事業所の表彰制度の創設と運用（再掲）

（1）現状と課題

環境団体や一部の市民によって環境保全活動は行われていますが、関心のある市民のみが参加しています。活動の継続のための支援や、より多くの市民の参加を促す仕組みづくりが求められています。

市街地では歩きたばこが多く、また、吸い殻や空き缶、ごみなどのポイ捨てがとても多い状況です。また、河川敷など雑草が生い茂る場所では、特にごみが目立ちます。さらには、ペットの散歩時の糞害なども多く見受けられます。市民アンケートでも、マナーやモラルについて「やや不満、かなり不満」と回答した市民は44.7～68.0%であり、大きな課題として捉えることができます。

モラルを向上させるためには、まずは大人一人ひとりの意識改革が必要です。特に、親が子どもに、しっかりと手本を見せることが大事です。また、ごみなどをポイ捨てしないよう、家庭での教育も必要です。一度ごみを拾った人は、自らごみをポイ捨てしません。地域の清掃活動などに一度でも参加してもらい、環境意識をいかに向上させるかが課題です。



「I LOVE 遠賀川」

(2) 評価指標

指標	目標値
ペットの糞害苦情件数（現状：17件、2010年度現在）	0件/年
エコ工房の来館者数（現状：4,271人/年、2010年度現在）	8,000人/年以上
環境基本計画の市民の認知度（現状：11.8%、2010年度現在）	対前年度比で増加
環境アドバイザーの公民館等への派遣件数 （5-1「環境アドバイザー派遣件数」の内数）（現状：0件、2010年度現在）	25件/年以上

※全市的な河川清掃活動を毎年1回以上行おう。【参考：改訂版での目標値】

(3) 各主体の取組

＜市民＞

- 飯塚市や環境団体が企画・主催する環境イベントに参加し、小さな子どもからお年寄りまで、身近な場所でのごみ拾いなど、自分の体を使って行動するを経験します。そして、気軽に自宅の前を掃除するなど、地域のきれいな環境・雰囲気づくりを実践します。地域コミュニティが活かされるようになれば、親や隣人がしっかり子どもに手本をみせることが可能になり、大人自身も意識が変わります。
- 自治会では、自分のまちは自分たちできれいにするための取組を進め、地域の大人や子どもの参加を促進します。また、自治会ごとに環境委員を2名程度作り、環境に関する取組や情報を自治会地域に知らせるとともに、様々な活動を地域ぐるみで実践します。
- 環境意識の向上を図るためには、第2次環境基本計画のダイジェスト版を活用したり、表彰制度やポイント制度を活用します。

＜環境団体＞

- より多くの市民が参加できる環境イベントを行政と連携して企画し、実践します。また、様々な活動を通じて、環境ボランティア人材の育成に努めます。
- 各地域とのコミュニケーションを図り、市民みんなが積極的に参加できる雰囲気をつくります。

＜事業者＞

- 公民館等で開催されるイベントに積極的に参加し、社員の環境意識を高めます。また、講師として参加することも考えられ、地域とのコミュニケーションを図り、積極的な社会貢献を進めます。
- 社員の環境意識の向上を図るために第2次環境基本計画のダイジェスト版を活用したり、表彰制度やポイント制度を活用します。

＜学校＞

- 学校区ごとに、自然環境、社会環境、生活環境の各要素について、問題点を話し合い、どのようにすれば改善するかを話し合います。

第4章 基本目標達成のための取組

- エコ工房などの環境学習施設で開催されるイベントに積極的に参加し、環境意識の向上を図ります。
- こどもエコクラブを設立・登録し、積極的に取組に参加します。

<飯塚市>

取組の方向性	事業名	内容	担当課	実施時期		
				実	前	後
自治会や公民館の活用による地域コミュニティの活性化	公民館等の活用	公民館等を活用した、積極的な社会教育（まずは環境整備課主導）を行います。環境アドバイザーによる自治会での講演など、積極的な公民館の活用を進め、多くの市民の参加を促します。	環境整備課		●	→
	環境に関する公開イベントの開催	地元市民、専門家、事業者等を講師に招いた環境に関する公開イベントを、各地区の公民館で開催することを検討します。	環境整備課		●	→
誰もが参加できるイベントによるコミュニケーションの向上	毎月5日の環境デー活用	毎月5日の環境デーに、啓発活動を実施し、市民、環境団体、事業者とともに活動します。	環境整備課	●	→	→
	地域コミュニティとの連携（環境活動、伝統行事など）	行政は地域の取組に積極的に参加し、コミュニケーションを図ります。また、誰もが参加できるイベントとするための支援や提案などを行います。	環境整備課	●	→	→
	環境団体活動支援拡充	環境団体が開催する活動に積極的に参加するとともに、成果の公表や、より多くの市民の参加を促します。	環境整備課	●	→	→
マナー、モラルに関する大人の意識改革	大人のマナー向上啓発	環境標語の募集などを行い、大人に対して、マナー向上の啓発を推進します。	環境整備課		●	
	糞害の防止	糞害対策のため、飼い主のマナーを高める啓発を行います。	環境整備課			●
	マナーキャラクター募集	河川敷等でマナーアップキャンペーンを開催し、公募型で環境マナー向上のためのキャラクターを募集し、意識改革に努めます。	環境整備課		●	
自分の生活と環境問題とのつながりが見える機会の拡充	自分の生活と環境とのつながりを示す資料の作成	自分の生活と環境とのつながりが見える資料を作成し、啓発します。	環境整備課		●	→
	環境負荷源に関する情報提供	身の回りの環境負荷源に関する情報提供をし、それがどのように環境に影響があるかわかるよう啓発事業を行います。	環境整備課		●	→
	環境基本計画ダイジェスト版作成	子どもも読める環境基本計画ダイジェスト版を作成し、配布します。	環境整備課		●	
	環境情報システム等の構築	産・官・学・民・団体で環境情報を共有化するための環境情報システムや環境学習システムを構築します。	環境整備課 情報推進課			●
環境配慮市民、事業所の表彰制度の創設と運用（再掲）	環境優良者表彰制度の創設と運用【再掲】	市民やボランティア団体、事業者で優良な取組を行っている方への表彰を行い、意欲を高めます。	環境整備課		●	→
	環境ポイント制度の導入【再掲】	環境イベントや学習会への参加に対するポイント制度を導入します。ポイントはゴミ袋等に交換できることが望ましいですが、まずは高ポイント取得者を市の環境イベントなどで発表するなど、やり甲斐感の促進を図ります。	環境整備課			●

実施時期 実：現在実施中
 前：5年以内を目処に実施するもの
 後：計画期間内に実施するもの

第5章

重点プロジェクト


本章では、これからの10年間で着実に実行・点検していく4つの重点プロジェクトを掲げ、その評価指標、具体的行動と目指すべき方向性、プロジェクトの展開、行政のバックアップ施策について記述しています。

1. 重点プロジェクトの抽出

重点プロジェクトとは、これまでに行政や市民がともに力を合わせながら取り組んできた飯塚市らしい施策を、さらに拡充し、次のステップへと進化させるための総合的な施策です。市民が考える課題解決の優先順位や、飯塚市の特徴を考慮し、より良い環境の形成を目指すために構成したものです。

重点プロジェクトは、「将来像を達成するための4つの基本目標」の筆頭に位置づけられるもので、優先的・重点的に実施していきます。

重点プロジェクト

- ◆ごみゼロ推進プロジェクト
- ◆みんなできれいな川をつくろうプロジェクト
- ◆地球温暖化防止推進プロジェクト 
- ◆環境を守りつくる実践活動参画プロジェクト

2. 重点プロジェクトの内容と工程

ここでは、4つの重点プロジェクトを掲げています。重点プロジェクトに求められるものは、実行性と実効性であるため、

- ◎各主体の役割を明確にすること
- ◎地域コミュニティを大切にし、活用していくこと
- ◎地元の専門家などと連携すること
- ◎工程を明確にすること
- ◎迅速な対応が可能であること
- ◎現場での実行が可能であること
- ◎飯塚市のバックアップ施策が必要であること
- ◎定量的な目標を掲げ、PDCAのチェック機能を確実に機能させていくこと

といった視点が必要になります。

これを前提とし、各プロジェクトを、実行していきます。

2-1.重点プロジェクト1：ごみゼロ推進プロジェクト

具体的取組

**全市民一斉清掃
キャンペーンの実施**

評価指標

- ・1人1日あたりのごみ排出量を、2021年までに904g以下にする。

具体的行動と目指すべき方向性

全市民一斉清掃キャンペーンを展開し、より多くの市民に参加して頂きます。実施にあたっては、飯塚市はもちろんのこと、環境団体や事業者の方々の協力が不可欠です。

自分の肌で感じて、取り組むことで、ごみ排出量の減量、市民モラルの向上、地域コミュニティの活性化を推進します。

プロジェクトの展開

市民	全市民一斉清掃キャンペーンに、積極的に参加します。 自治会単位で、無理なくできることから始めます。
環境団体	現在の清掃活動に、さらなる市民参加を促します。 活動内容や実態を飯塚市へ報告し、情報提供や市民への周知を依頼します。
事業者	全市民一斉清掃キャンペーンに、積極的に参加します。 事業者として、キャンペーンのバックアップに努めます。
学校	学校を通じて、キャンペーンの周知を行います。 通学路や、学校周辺の清掃を実施します。

行政のバックアップ施策

全市民一斉清掃キャンペーンの設定と計画	→ 2012年度中に実施
市民・事業者等への強い働きかけ	→ キャンペーン着手後直ちに実施
参加事業者への参加認定証の発行	→ キャンペーン着手後直ちに実施
無償での清掃ごみの回収と焼却場への受け入れ	→ キャンペーン着手後直ちに実施
市職員の各地域における積極的な参加	→ キャンペーン着手後直ちに実施

2-2.重点プロジェクト2:みんなできれいな川をつくろうプロジェクト

具体的取組

廃食用油の 回収運動の拡大

評価指標

- ・廃食用油の年間回収量を、48,000L 以上にする。

具体的行動と目指すべき方向性

河川の水質をきれいにする目的で始めた、廃食用油の回収運動です。ここ数年で、油の回収量は3倍程度に増加しており、今後も市民のみなさんの協力により、回収量増加が十分に見込めます。河川水質も、徐々にきれいになってきています。

回収した油はBDFとして精製され、自動車の燃料として利用します。限りある資源がしっかりと循環する、飯塚のまちづくりを推進します。

プロジェクトの展開

市民

家庭で発生する廃食用油を全量回収し、排水として流さないようにします。

環境
団体

これまでどおり市と協力し、廃食用油の回収協力を力を入れます。
協力団体を増やします。

事業者

BDF車やBDFボイラーなどのBDF利用設備を積極的に導入します。

学校

BDFボイラーなどのBDF利用設備を導入し、資源循環型社会の教育に活用します。

行政のバックアップ施策

- | | |
|--------------------------|--------------|
| 回収場所のさらなる拡充と回収方法の簡素化 | → 2012年中に実施 |
| 市内の廃食用油処理施設見学会の開催 | → 2012年中に実施 |
| 公用車への利用拡充・実績や技術の周辺都市への発信 | → 2016年までに実施 |
| 公共施設などへのBDF利用設備を導入 | → 2016年までに実施 |

2-3.重点プロジェクト3：地球温暖化防止推進プロジェクト

具体的取組

再生可能エネルギーの 利用や省エネの推進

評価指標

- ・公共施設、学校等への太陽光発電システムの設置を、2021年までに30件以上にする。
- ・温室効果ガス排出量を、2030年までに1990年度水準まで減らす。

具体的行動と目指すべき方向性

地球温暖化対策として進められてきた再生可能エネルギーの利用や省エネルギー行動への関心は、東日本大震災を契機として、これまで以上に社会全体で高まっています。コツコツと取り組める身近な省エネルギー行動の普及に取り組むとともに、再生可能エネルギーの利用を促進し、CO₂を出さないまちづくりを進めます。

プロジェクトの展開

市民

補助制度を活用し、再生可能エネルギー利用や高効率機器を導入します。
環境家計簿、スマートメーター・省エネナビ等を利用しながら、省エネを進めます。
身近なところから取り組める省エネ行動に努めます。
緑のカーテンエコプロジェクト、エコドライブなどを継続します。

事業者

ビルや大型店舗では、太陽光発電設備を導入します。
取組によるエネルギーの削減効果を、市民に公表します。
エコアクション21の認証取得に努めます。
クールビズやエコドライブなどを継続します。

学校

太陽光発電設備を導入します。
地球温暖化に関する環境教育を、継続的に行います。
エネルギーの削減効果を見える化して、効果量を学校間で共有し、競います。

行政のバックアップ施策

公共施設、学校等への太陽光発電システム導入計画策定と着手	→継続
高効率給湯器などの補助制度を新設	→2016年までに実施
省エネに関する情報や知恵を、市報で定期的に発信	→2013年までに実施
飯塚市の率先行動を継続し、効果を公表	→継続
事業者のエコアクション21普及に向け情報発信	→2013年までに実施

2-4.重点プロジェクト4：環境を守りつくる実践活動参画プロジェクト

具体的取組

環境基本計画を推進する 人材の育成と地域における 環境保全活動の推進

評価指標

- ・環境アドバイザー派遣件数を、年間 50 件以上にする。
- ・エコ工場の来館者数を、年間 8,000 人以上にする。

具体的行動と目指すべき方向性

環境を改善していくためには、人々が協力し合い、ともに清掃活動をしたり、知識を教え合ったりすることが重要です。そこで、地域コミュニティの活性化や環境教育・学習が大切です。飯塚市が持つ人材や自然などの資源、学園都市、情報産業都市といった特徴を活かした、多くの人が気軽に参加できる様々な活動や環境教育・学習を推進していきます。

プロジェクトの展開

市民

環境問題について学び、環境保全の取組を実践します。
自治会単位で、清掃活動などの環境保全活動を計画し、実施します。
効果が上がった取組は市へ報告し、他地域へ広めます。
性別、年齢に関わらず誰もが参加できる活動を目指し、地域コミュニティを活性化します。

環境
団体

活動を行う地区の自治会と協力し、多くの市民の参加を促します。
環境に関する情報を、活動を通じて市民に広く伝えていきます。

事業者

関係する自治会の取組に、積極的に参加します。
事業者として、自治会活動のバックアップに努めます。
環境情報共有サイトや e-Learning システムの運用に協力します。

学校

関係自治会と連携し、学校周囲の清掃活動などを、地域の方々とともにを行います。
地域に精通する方を講師として招き、環境学習を行います。
環境情報共有サイトや e-Learning システムの運用に協力します。

行政のバックアップ施策

環境アドバイザーなど人材登録の見直し・強化	→ 継続
大学や企業と連携した環境教育の実施	→ 2012 年に着手
各地区への出前講座・環境学習会の開催	→ 2013 年までに実施
各自治会の環境に関する活動情報の広報	→ 2013 年までに実施
エコ工場の利便性向上	→ 2016 年までに実施

<重点プロジェクトの工程表>

	各主体の役割					工程										
	市民	環境団体	事業者	学校	行政	2012	2013	2014	2015	2016 中間年度	2017	2018	2019	2020	2021 目標年度	
ごみゼロ推進プロジェクト																
全市民一斉清掃キャンペーンの実施																
キャンペーンの設定と計画					立案	立案										
キャンペーンの実施	参加	参加	参加	周知参加	周知参加		●	●	●	●						
プロジェクトの定着と改善																
みんなできれいな川をつくらうプロジェクト																
廃食用油の回収運動の拡大																
廃食用油の回収																
回収場所の拡充と回収方法の簡素化					立案	立案										
回収運動	参加	協力			実施	拡充・継続										
廃食用油の利用																
公用車への利用拡充					検討実施				検討	実施						
公共施設へのBDF利用設備の導入			導入	導入	導入				検討	実施						
普及・啓発																
廃食用油処理施設見学会の開催	参加	協力		参加	開催	定期開催、要望に応じた開催										
BDF利用実績や技術の情報発信					情報発信				実績・情報整理	情報発信						
地球温暖化防止推進プロジェクト																
再生可能エネルギーの利用や省エネの推進																
再生可能エネルギーの利用																
公共施設、学校等への太陽光発電システム導入計画策定と着手					検討実施	継続										
高効率給湯器などの補助制度の新設	機器導入				立案実施	立案	実施									
省エネの推進																
飯塚市の率先行動の継続と効果の公表					実践公表	継続										
普及・啓発																
市報による省エネに関する情報や知恵の発信	取組実践	取組実践	取組実践	取組実践	情報発信	情報整理	情報の更新・情報発信									
事業者のエコアクション21普及に向けた情報発信			認証取得		情報発信	情報整理	情報の更新・情報発信									
環境を守りつくる実践活動参画プロジェクト																
環境基本計画を推進する人材の育成と地域における環境保全活動の推進																
環境アドバイザーなど人材登録の見直し・強化	登録活用	登録活用	登録活用	登録活用	検討実施	見直し・強化										
大学や企業と連携した環境教育の実施	活用	活用	連携実施	連携実施	立案実施	立案・実施体制の構築					実施					
各地区への出前講座・環境学習会の開催	活用	協力	協力	協力	企画実施	定期開催、要望に応じた開催										
各自治会の環境に関する活動情報の広報	情報活用				広報	情報整理										
エコ工場の利便性向上	利用	利用		利用	環境整備	関係機関との調整					実施					
プロジェクトの定着と改善																

第6章

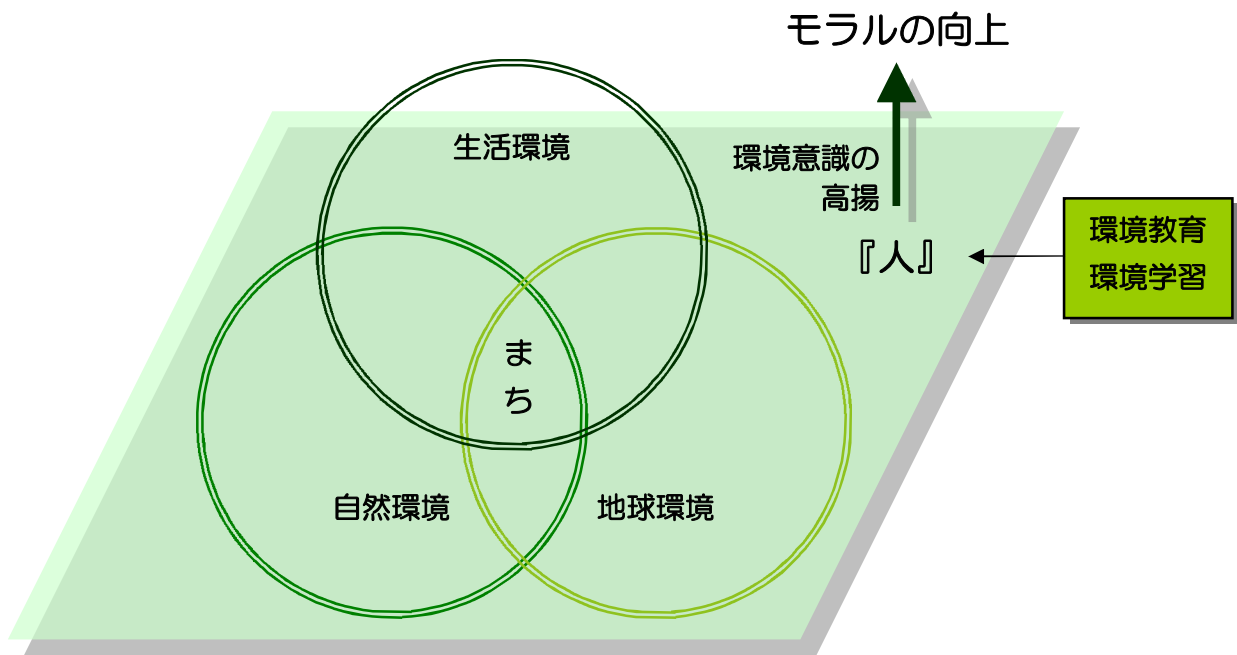
計画の総合的推進

本章では、計画を確実に進めていくために、飯塚市の環境と人との関係や、人どうしの関わり、そして推進の中核を担う組織の体系を整理し、計画がより良い方向へ進んでいるかを定期的に判断する進行管理手法について記述しています。

第6章 計画の総合的推進

飯塚市をとりまく環境要素としては、大きく分けると「生活環境」・「自然環境」・「地球環境」が挙げられます。それぞれの環境要素は複雑にからみあっており、相互に深い関係性を持っています。そして、それぞれの環境要素の中心に「まち」があります。

飯塚ならではの「まちづくり」を進めるためには、それを支える「人」という基盤が鍵となり、「人」の意識の高揚、特にモラルの向上を図るため(より良いまちづくりを進めるため)、様々な環境教育や環境学習が必要となります。



また、取組の主体を明確にするために、「人」も大きく「市民」・「環境団体」・「事業者」・「学校」・「行政」に分けていますが、すべての「人」が飯塚市に関わりのある市民であり、みんな連携・協働し合うことが大切です。



1. 推進体制

1-1. 飯塚市環境プラン推進会議

第2次飯塚市環境基本計画に掲げた環境の保全及び創造に関する施策・事業を総合的・計画的に推進するため、庁内の各部門を横断的につなぐ組織として「飯塚市環境プラン推進会議」を設置しています。飯塚市環境プラン推進会議を通して、各部各課との綿密な連携のもとに、環境基本計画を推進していきます。

また「推進 - 点検 - 見直し」を確実にを行うため、より機動性の高い組織の整備や会議の定期開催などを行います。

◆ 運営の基本 ◆

- ①前年度までの目標の達成状況の取りまとめ、年次報告書を作成するため、4月～6月期に会議を開催します。
- ②次年度の施策、事務・事業の実施計画の取りまとめのため、7月～9月期に会議を開催します。
- ③環境審議会の提言を受け、次年度以降の施策、事務・事業の見直しについて協議するため、1月～3月期に会議を開催します。

1-2. 飯塚市環境審議会

環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査・審議するため、学識経験者、市民・事業者、市民代表などで構成する「飯塚市環境審議会」を設置しています。

環境審議会は、毎年、環境基本計画の点検・評価を行うとともに、改善すべき事項などについての提言を行います。

また、会議を定期的で開催するなど、役割を確実に実行できる運営を行います。

◆ 運営の基本 ◆

- ①環境プラン推進会議で取りまとめられた目標の達成状況の点検・評価と年次報告書を審議するため、5月～7月期に会議を開催します。
- ②環境プラン推進会議で取りまとめられた次年度の施策、事務・事業の実施計画を確認するため、8月～10月期に会議を開催します。
- ③施策や事務・事業の取組状況を振り返り、見直しについて提言するため、12月～2月期に会議を開催します。

1-3. いいづか環境会議

飯塚市では、市民、民間団体、事業所、学校、市が協働し、飯塚市の良好な環境の保全と創造に関する施策・事業を推進することを目的として、「いいづか環境会議」を組織しています。

しかし現状では、事業所、学校などの参加が得られておらず、計画が目指した組織的な広がりを実現していません。

このことを踏まえ、本計画においては、いいづか環境会議は、飯塚市環境審議会からの提言や飯塚市環境プラン推進会議からの情報提供を基に、当面は、各市民運動の推進、環境保全団体との連絡・調整、運動を定着させるための普及啓発などを実践しながら、本来目指していた役割である市民・民間団体・事業所・学校・市が協働して計画の推進にあたる組織となるよう拡大・強化していきます。

◆ 運営の基本 ◆

- ①前年度の取組の総括と当年度の取組計画を決定するため、年1回（6月頃）総会を開催します。
- ②4つの重点プロジェクトごとに4つの部会を設置し、具体的な計画の推進にあたります。
- ③部会には代表者を置き、代表者会議を開催して部会間の連絡・調整を行います。
- ④必要に応じて会員全体の会議を開催し、会員間の情報共有と連絡・調整を行います。

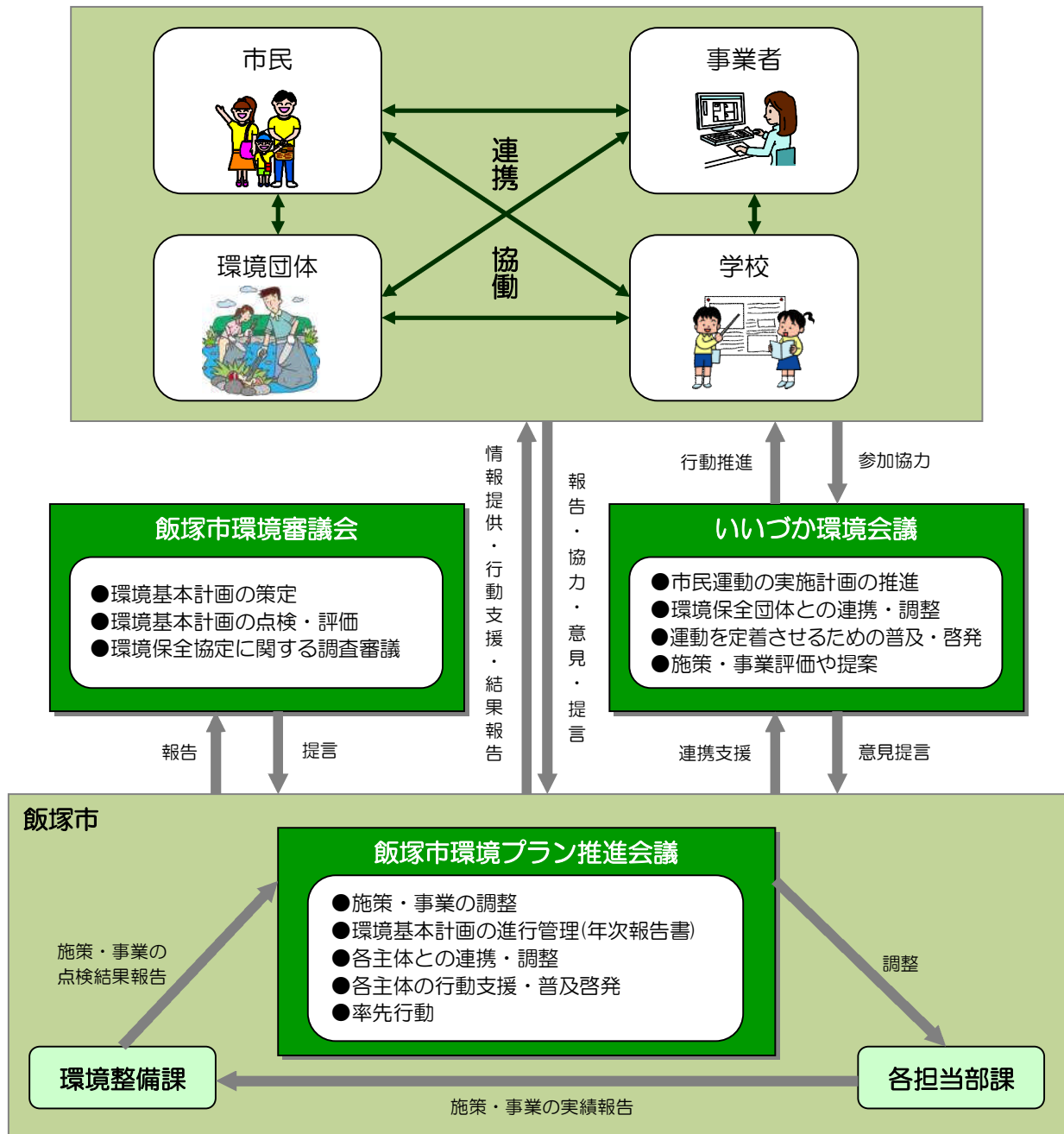


図 15 第2次飯塚市環境基本計画の推進体制

2. 計画の進行管理

2-1. 計画の進行状況の点検・評価システムの構築

環境基本計画を推進するにあたっては、環境マネジメントシステムの考え方を取り入れて、Plan、Do、Check、Action という一連の手続きによる進行管理システムを継続運用します。

環境目標を実現するため、各施策の実施状況及び指標の達成状況を継続的に点検します。点検を標準化するため、点検シートを作成します。

また、毎年の実施状況の点検結果は年次報告書で公表していきます。

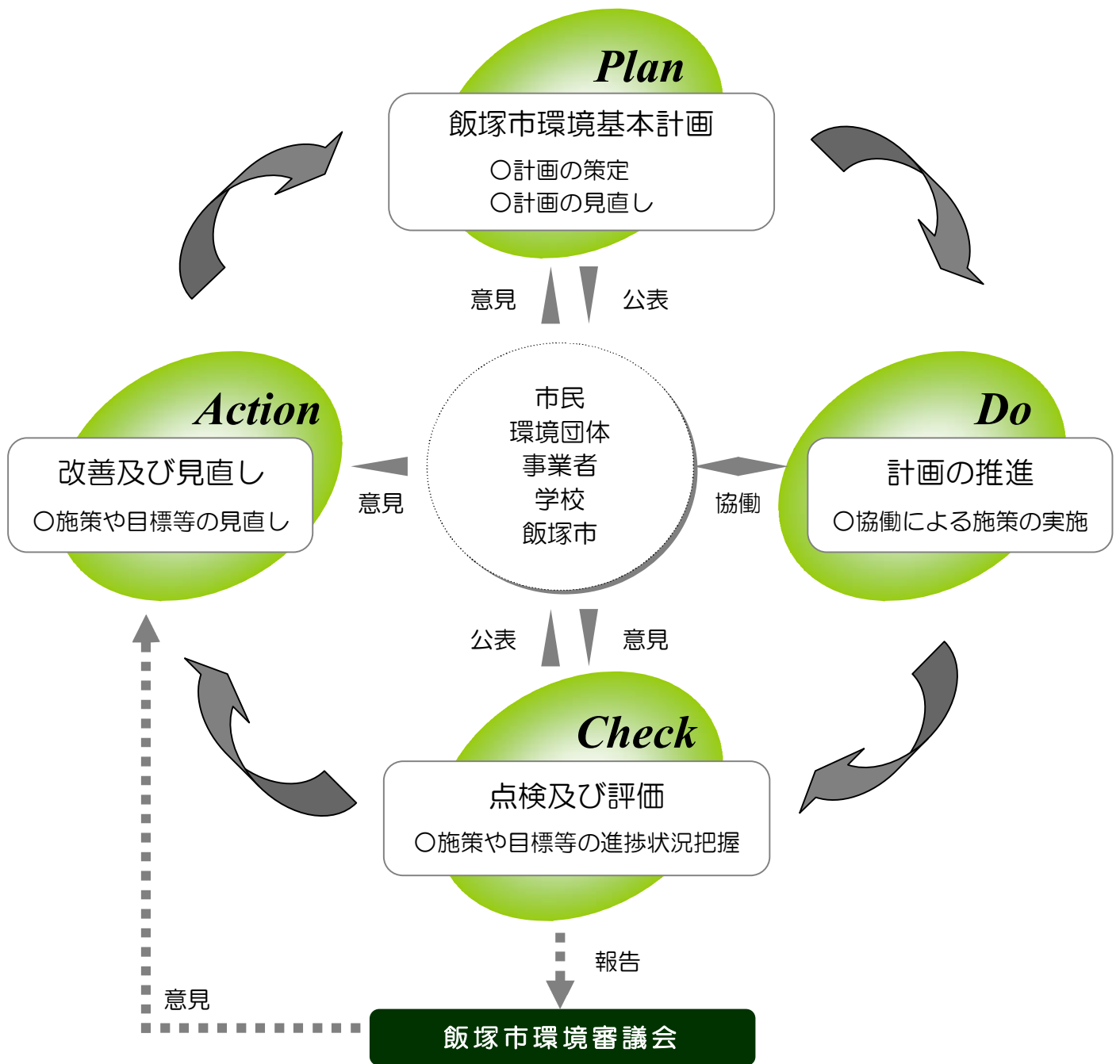


図 16 環境基本計画の進行管理

2-2. 環境基本計画の周知

計画の推進にあたっては、市民、環境団体、事業者、学校の各主体への計画の周知が重要となります。このため、計画の概要版を作成し、あらゆる機会をとらえて、計画の周知を図ります。

2-3. 環境情報の整備と共有

環境調査による科学的データをはじめ、飯塚市の環境に関する情報、さらに国内外の環境問題の動向に関する情報を整理して、有効活用を図ります。

これらの環境情報は、環境の保全及び創造に関する各種施策の総合的推進にとって有効であるばかりでなく、環境意識の啓発や環境教育・学習の推進にとっても重要な基盤となるため、情報ネットワークを計画的に整えていくとともに、様々な情報伝達媒体を活用した環境情報の共有化を進めていきます。

2-4. 財源の確保

取組の一部には、財源の確保が必要なものも含まれます。これらの取組を着実に進めていくために、具体的な目的、計画、費用を提示し、財源の確保に努めます。

2-5. 計画の改善及び見直し

本計画は、2021年度までを計画期間としていますが、社会経済情勢の変化や環境に関する状況の変化等に柔軟にかつ適切に対応するため、必要に応じて（概ね5年を目安とする）計画の見直しを行います。

資料編

もくじ

1. 飯塚市環境基本条例	92
2. 環境審議会名簿	95
3. 飯塚市環境基本計画について（答申）	97
4. 環境基本計画策定の経緯	98
5. 重点プロジェクト（市の取組）の実施状況	99
6. 市民意見募集での意見と回答	103
7. 環境基本計画ワークショップ	106
8. アンケート調査	107
9. 担当課別事務事業一覧	108
10. 評価指標一覧	112
11. 温室効果ガスの現況推計	113
11-1. 対象とする温室効果ガス	113
11-2. 推計方法	113

1. 飯塚市環境基本条例

平成18年3月26日
飯塚市条例第162号

目次

- 前文
- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 基本的施策等(第7条—第14条)
- 第3章 推進体制(第15条—第17条)
- 第4章 飯塚市環境審議会(第18条・第19条)

附則

前文

私たち飯塚市民は、母なる川・遠賀川とみどり豊かな自然に恵まれ、先人が築いた歴史と文化などの貴重な財産を活かし、潤いと安らぎのある良好な環境のもと、まちの繁栄を享受してきた。

しかしながら、社会経済の発展とともに、より一層の豊かさや利便性を追求してきた結果、資源やエネルギーの大量消費により、地域の環境のみならず、人類の生存基盤である地球全体の環境をも脅かすに至っている。

私たちは、健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有するとともに、身近な自然環境や生活環境、更にはかけがえのない地球環境を保全するため、環境に負荷を与えている社会経済活動や生活様式を見直すことにより、自然と人間が共生する循環型社会を形成し、良好な環境を将来の世代に引き継ぐ責務を負っている。

このような認識のもと、すべての者が、互いに協力し連携を保ちながら、環境の保全及び創造を図り、環境にやさしいまち飯塚を実現するため、ここに、飯塚市環境基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念及び施策の基本的な事項を定めることにより、地域の自然的及び社会的条件に応じた施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができる環境にやさしいまちの実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれがあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念により行わなければならない。

- (1) すべての市民が、健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ承継していくこと。
- (2) 自然と人間とが共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環を基調とする社会を構築すること。
- (3) 市民、事業者及び市が、環境の保全及び創造に関し、それぞれの責務を自覚し、公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組を行うこと。
- (4) 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境にも関わっていることから、すべての者が自らの課題であることを認識して、あらゆる日常生活及び事業活動において積極的に推進すること。

(市民の責務)

第4条 市民は、その日常生活において、資源及びエネルギーの節減その他環境への負荷の低減に努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、自らの責任において、公害の防止、自然環境の適正な保全、環境への負荷の低減等環境保全及び創造に係る必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、自ら行う事業の実施に当たっては、環境への負荷の低減に積極的に努めるとともに、市の施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造に配慮しなければならない。

第2章 基本的施策等

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、第3条に規定する基本理念にのっとり、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 生物の多様性を確保し、生態系の保護を図るとともに、森林、緑地、水辺地等における多様な自然環境を適正に保全し、緑化の推進を図ることにより人と自然との豊かな触れ合いを確保すること。
- (3) 良好な都市景観及び居住環境を形成することにより、潤いと安らぎのある快適な都市環境を創造すること。
- (4) 歴史的、文化的遺産を保存及び活用することにより、伝統と文化の香り高い歴史的、文化的環境を確保すること。
- (5) 人と環境との関わりについて理解を深め、廃棄物の発生の抑制、資源の循環的な利用並びにエネルギーの消費の抑制及び有効な利用等環境への負荷の少ない生活文化を形成すること。
- (6) 環境の保全及び創造を効率的かつ効果的に推進するため、すべての者が協働して取り組むことのできる社会を構築すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、前条に規定する施策の基本方針に基づき、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、第18条に規定する飯塚市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

6 市長は、環境基本計画の着実な推進を図るとともに、その適切な進行管理に努めなければならない。

(行動指針の策定等)

第9条 市は、環境基本計画に基づき、市民、事業者又はこれらの者が組織する民間の団体、学校(以下「市民等」という。)及び市がそれぞれの役割に応じて環境の保全及び創造に資するよう行動するための指針を定め、これに基づく行動を市民等と協働して推進するものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第10条 市は、環境の保全及び創造に関する施策が効果的に実施されるよう、市民等の参画及び協力を促すため、次に掲げる事項について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を市民等に適切に提供すること。
- (2) 市民等が、環境の保全及び創造に資する活動に参加できるようその機会を設けること。
- (3) 環境の保全及び創造に関する市の施策に市民等の意見を反映させること。
- (4) 市民等が、自発的に行う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に資するための活動を促進するため、必要があると認められるときは、助成その他の措置を行うこと。

資料編

(環境教育等の推進)

第11条 市は、市民等が環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、自発的な環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう、環境の保全及び創造に関する教育及び学習(以下「環境教育等」という。)を推進するものとする。

2 前項の場合において、市は、特に次代を担う子どもたちの環境教育等を積極的に推進するため、必要な措置を行うものとする。

(年次報告書の作成及び公表)

第12条 市長は、毎年、環境の現状及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況等についての年次報告書を作成し、公表しなければならない。

(環境月間等)

第13条 市民等に広く環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲を高めるため環境月間又は環境デーを設けるものとする。

2 環境月間又は環境デーは、市長が別に定める。

3 市は、環境月間又は環境デーの趣旨にふさわしい事業の実施に努めなければならない。

(環境保全協定)

第14条 市長は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、特に必要があると認めるときは、事業者との間で環境の保全及び創造に関する協定(以下「環境保全協定」という。)を締結するものとする。

2 前項の環境保全協定は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 公害の防止に関すること。

(2) 緑化の推進に関すること。

(3) 省エネルギー、再生製品の使用、廃棄物の減量・適正処理、環境に配慮した施設整備その他環境への負荷の低減に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に資する活動に関すること。

第3章 推進体制

(調査研究の実施等)

第15条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に推進するため、必要な調査研究を実施し、環境の状況を的確に把握するとともに、そのために必要な測定、監視、検査等の体制を整備するものとする。

(施策の推進体制の整備)

第16条 市は、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する活動を市民等とともに推進するため、体制の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体等との協力)

第17条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体等と協力し、積極的にその推進に努めるものとする。

第4章 飯塚市環境審議会

(環境審議会の設置)

第18条 本市の環境保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、飯塚市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関し、第8条第3項に規定する事務を処理すること。

(2) 環境保全協定に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議すること。

3 前項に定めるもののほか、審議会は環境の保全及び創造に関する事項に関し、市長に建議することができる。

(審議会の組織等)

第19条 審議会は、環境の保全に関し学識経験を有する者を含む15人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までに、合併前の飯塚市環境基本条例(平成14年飯塚市条例第1号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までに、合併前の穂波町公害防止条例(昭和48年穂波町条例第592号)第7条の規定により締結された「協定等」は、この条例第14条に規定する「環境保全協定」とみなす。

2. 環境審議会名簿

任期：平成21年7月10日～平成23年7月9日

氏名	所属	構成団体	役職
石橋 邦俊	学識経験者	九州工業大学	教授
河津 博文	学識経験者	近畿大学	教授
依田 浩敏	学識経験者	近畿大学	教授
羽野 薫	行政機関	飯塚農林事務所	林業振興課長
井尻 潤	行政機関	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	環境長
佐藤 博志	行政機関	遠賀川河川事務所	飯塚出張所長
青山 守克	市民(公募)		
石橋 喜太郎	市民(公募)		
井手 克行	市民(公募)		
地頭所 孝子	市民(公募)		
林田 匡史	市民(公募)		
福田 清一	市民(公募)		
本川 ヤエ子	市長が認める者	穂波川を愛する会	会長
岩本 洋	市長が認める者	飯塚市筑穂自然環境対策住民会議	企画委員
近藤 哲司	市長が認める者	NPO法人 こすみんず	監事
合計		15名	

任期：平成23年7月10日～平成25年7月9日

氏名	所属	構成団体	役職
石橋 邦俊	学識経験者	九州工業大学	教授
依田 浩敏	学識経験者	近畿大学	教授
菅野 憲一	学識経験者	近畿大学	准教授
梶原 秀康	行政機関	飯塚農林事務所	林業振興課長
大野 一郎	行政機関	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	環境長
佐藤 博志	行政機関	遠賀川河川事務所	飯塚出張所長
後藤 ようこ	市民（公募）		
西谷 とも子	市民（公募）		
遠座 寛	市民（公募）		
梅野 政則	市民（公募）		
井上 節子	市民（公募）		
長谷部 純子	市民（公募）		
本川 ヤエ子	市長が認める者	穂波川を愛する会	会長
岩本 洋	市長が認める者	飯塚市筑穂自然環境対策住民会議	企画委員
近藤 哲司	市長が認める者	NPO 法人 こすみんず	監事
合計		15名	

3. 飯塚市環境基本計画について（答申）

平成24年3月7日

飯塚市長 齊藤 守史 様

飯塚市環境審議会
会長 依田 浩敏

第2次飯塚市環境基本計画について（答申）

平成23年7月29日、貴職から諮問を受けました第2次飯塚市環境基本計画について、飯塚市環境審議会において、慎重に審議を行った結果、適当であるとの結論を得たので、下記の意見を付して答申します。

記

1. 本計画の目標を達成するには、市民、環境団体、事業者、学校の各主体が、本計画に基づく取組に参加する必要がある。そのためには本計画の各主体に対する周知、普及について、最大限の努力を払われたい。
2. 本計画の推進にあたっては、推進組織である「いいつか環境会議」の組織的整備はもとより、飯塚市環境プラン推進会議、飯塚市環境審議会を適時に的確に開催し、施策及び事務・事業の進捗状況の把握と点検・評価を確実に行われたい。

4. 環境基本計画策定の経緯

- H22. 8. 31 策定業務の委託契約 (H24. 3. 31 まで)
- H22. 10. 25 環境意識調査アンケートの実施 (H22. 11. 10 まで)
- H22. 12. 22 環境審議会開催 (平成 22 年度第 1 回)
- H23. 2. 1 ワークショップメンバーの募集 (H23. 2. 28 まで)
- H23. 3. 10 第 1 回ワークショップ開催
- H23. 3. 24 環境審議会開催 (平成 22 年度第 2 回)
- H23. 3. 24 第 2 回ワークショップ開催
- H23. 3. 31 基礎調査報告書作成
- H23. 4. 11 第 3 回ワークショップ開催
- H23. 4. 28 第 4 回ワークショップ開催
- H23. 5. 17 第 5 回ワークショップ開催
- H23. 5. 31 第 6 回ワークショップ開催
- H23. 6. 13 第 7 回ワークショップ開催
- H23. 6. 28 第 8 回ワークショップ開催
- H23. 7. 12 環境プラン推進会議開催
- H23. 7. 29 環境審議会開催 (平成 23 年度第 1 回)
- H23. 10. 13 環境審議会開催 (平成 23 年度第 2 回)
- H23. 11. 14 環境審議会開催 (平成 23 年度第 3 回)
- H23. 11. 25 環境プラン推進会議開催
- H23. 12. 12 市民意見の募集 (H24. 1. 6 まで)
- H24. 1. 26 環境審議会開催 (平成 23 年度第 4 回)
- H24. 2. 1 市民意見の回答縦覧 (H24. 2. 21 まで)
- H24. 2. 27 環境審議会開催 (平成 23 年度第 5 回)
- H24. 3. 7 環境審議会答申
- H24. 3. 19 環境プラン推進会議開催

5. 重点プロジェクト（市の取組）の実施状況

重点プロジェクトⅠ 親しみのある水辺再生プロジェクトに関する施策

ACTION1 河川の水質保全運動	
公共下水道の整備や浄化槽の設置、コミュニティ・プラントや農業集落排水施設の整備事業などを促進する。	公共下水道整備・接続の普及啓発／浄化槽設置補助／農薬等適正使用の指導／水質管理体制の強化(悪質汚水を排水するおそれのある事業所の把握・監視強化・指導)／法令に該当しない小規模施設の監視・指導／河川水質調査／水路の浚渫 コミュニティ・プラント、農業集落排水施設の整備は、合併以降なし
総合的な水質浄化対策を進めるために、広域的な連携・協議の場をつくる。	遠賀川水系水質汚濁防止連絡協議会による遠賀川水系の自治体との連携／嘉飯山地区推進部会の開催／オイルフェンスの敷設の実地訓練への参加／出水期前の一斉清掃を職員ボランティアで実施
廃食用油のリサイクルシステムづくりを検討する。	廃油回収・BDFの公用車使用／啓発チラシの配布
出前講座などで生活排水の正しい流し方の指導を徹底する。	啓発チラシの作成・隣組回覧／水辺教室
ACTION2 水源となる森林を守る運動	
水源を涵養するための森づくりを進める。	流域育成林整備事業による市有林の間伐
地域の緑化を推進する。	各種制度に基づく環境配慮(開発申請時の指導)／緑地の保全(開発指導要綱に基づく緑地の確保、緑化協定)
森林の保全の施策を講じる。	森林保全のための施策を支援する事業／荒廃森林再生事業(荒廃森林の間伐・枝落とし・侵入竹除伐)
ACTION3 河川の清掃運動	
河川清掃活動の支援を行うとともに、活動の拡大と環境教育としての活用を図る。	I LOVE 遠賀川活動の支援(参加依頼と実施支援)
水辺の自然や環境に関する講習会を実施する。	遠賀川の自然や環境に関する講習会(親子釣り大会と終了後の河川美化活動)／自然とふれあうイベント(バードウォッチング)／アウトドアスクール(野外生活のマナー講座と春の野草採取)
ACTION4 水辺とのふれあい運動	
河川の整備にあたっては、自然景観・生態系への配慮、水辺の生物が生息できる空間の創出に努める。	明星寺南谷地区・大日寺地区の排水路整備工事で水辺の生物が生息できる空間を創出／芳雄橋架け替えに伴う中の島整備に対する要望
河川環境保全団体の活動を支援する。	サケの稚魚放流等を支援
自然とふれあうためのイベントなど(自然散策会)を企画・開催する。	自然とふれあうイベント(バードウォッチング)／アウトドアスクール(野外生活のマナー講座と春の野草採取)
市民が水辺に親しめるような施設を設置するように努力する。	遠賀川市民広場整備事業(幸袋の旧伊藤邸まで回遊できる遊歩道の整備)／遠賀川中の島へ「潜り橋」の設置／遠賀川サイクリングロードの延長要望

重点プロジェクトⅡ ごみ減量・不法投棄防止プロジェクトに関する施策

ACTION5 買い物袋持参運動	
買い物袋持参運動をPRする。	買い物袋持参運動の促進(市ホームページ・市報・啓発チラシへの掲載)
エコ工房で開催される古布リサイクル教室などの利用を促進し、買い物袋持参運動の普及・啓発に努める。	エコ工房の活用推進(エコ工房における古布リサイクル教室の開催等)
買い物袋持参運動参加・協力店の募集、買い物袋持参の全市的・広域的な実施を促進する。	市ホームページ・市報・啓発チラシへの掲載にとどまっている
ACTION6 グリーン購入運動	
庁内事務・事業におけるグリーン調達を徹底する。	グリーン製品・エコ及びリサイクル製品の促進/公共事業における建設副産物の適正処理
グリーン購入指針を策定する。	飯塚市環境物品調達方針を毎年度見直し、環境物品調達を推進
グリーン購入促進のため、市役所玄関でのグリーン製品の展示や各種行事などを通じたPRを行う。	グリーン購入促進のための啓発(環境月間の展示における啓発)
地産地消を促進する。	飯塚市地産地消推進計画を策定/学童農業体験学習の実施/学校給食での地場産物の使用
ACTION7 生ごみの減量化運動	
生ごみの水切り効果を含むエコ・クッキングの説明会や実演会などを開催し、生ごみ減量化運動の普及啓発を行う。	生ごみ減量化運動の普及啓発(エコ工房でのエコ・クッキング教室の開催)
大学や事業所などとの連携・協力により生ごみ活用方法の検討を行う。	未実施
「生ごみ処理容器」や「電動生ごみ処理機」の設置を促進する。	生ごみ処理容器購入に対する補助金交付
エコ工房で開催されるエコ・クッキング教室などの利用を促進し、エコ・クッキングの普及啓発に努める。	生ごみ減量化運動の普及啓発(エコ工房でのエコ・クッキング教室の開催)
ACTION8 デポジット運動	
散乱ごみ防止のためにデポジット制度を考える市民組織を設置し、実現に向けた取組を検討する。	デポジット制度の実現を求める市民団体の活動に協力
国や県に対してデポジット制度の法制化や実現に向けた広域的取組の要請を行う。	同上
空きかん、空きびん持ち帰り運動の普及啓発を行う。	リサイクル活動として回収運動は実施されている
ACTION9 不法投棄防止運動	
関係機関との連携により不法投棄監視体制の強化や有効な不法投棄防止施策を進める。	産業廃棄物の不法投棄の防止(現地確認の上、県に連絡し協力して指導)
マグネット式ステッカーを作製・配布し、不法投棄防止月間を設け、公用車による監視パトロールを強化する。	環境美化係・各支所担当者・シルバー担当者による監視パトロール/県嘉徳・鞍手保健福祉環境事務所、飯塚警察署との連携による環境パトロールの強化 不法投棄防止月間は設けていない
不法投棄などの情報提供を市民に呼びかける。	市民からの通報・情報提供は、随時受け付けており対応している
不法投棄防止のための広報・啓発活動を行うとともに、不法投棄マップの作製を検討し、立て看板設置や監視カメラ設置を検討する。	不法投棄マップの作成/不法投棄防止看板・監視カメラの設置

重点プロジェクトⅢ 地域で取り組む地球温暖化防止プロジェクトに関する施策

ACTION10 ノーマイカー運動	
市職員のノーマイカー通勤を推進するとともに、市民、事業者のノーマイカー運動を促進する。	市職員のノーマイカーデー（毎月第4金曜日）
歩行者や自転車利用者が安心して通行できる道路空間の確保や、放置自転車の有効活用方法を検討する。	国道200号枝国北交差点より嘉徳高校間の自転車、歩行者分離型歩道施工、自転車専用道路の整備を関係機関に要請し、県道大日寺潤野飯塚線の一部で実施
公共交通機関が不便な地域住民の移動の手段として、コミュニティバス事業を拡大する。	公共交通事業者への利便性向上の要望活動（福岡県バス対策協議会での協議、筑豊西部地区バス対策協議会での協議）
公共交通拠点及び周辺の駐車場などを整備することにより、利用者の利便性向上を図る。	新飯塚駅前広場の整備
ACTION11 アイドリング・ストップ運動	
公用車のアイドリング・ストップを推進するとともに、市民や事業者のアイドリング・ストップ運動を促進する。	公用車のアイドリング・ストップ啓発／エコドライブやアイドリング・ストップなど市民への啓発チラシの配布
エコドライブ講習会などを企画・実施する。	公用車にエコドライブ推進啓発用のマグネット・シールの貼付／市職員にエコドライブ講習会を実施
ACTION12 環境家計簿運動	
地球温暖化対策実行計画を策定し、市職員の省エネルギー意識の啓発とクールビズなど環境配慮行動の実践を進めるとともに、庁舎などにおける省エネルギー機器の率先的導入を図り、エネルギー使用量の抑制に努める。	地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定／省エネルギー設備の導入／市職員の省エネルギー行動の率先実行（クールビズ・ウォームビズ／収集車のアイドリング・ストップ／不要な照明の消灯／朝の冷暖房運転の時間差開始）／エコドライブ運動の推進
環境家計簿運動の普及を推進する。	福岡県民版環境家計簿を購入し、環境教育推進大会（エコスタいづか）、I LOVE 遠賀川で市民配布
ACTION13 水資源やものを大切に使う運動	
広報活動を積極的に行い、限りある水資源に対する市民意識の高揚を図る。	限りある水資源についての広報活動（ホームページへの掲載、小学校での水環境に関する出前講座、上水道に関するパンフレットの作成・配布）
もったいない運動（マイ箸持参運動など）を推進し、実践する。	市職員に対する啓発にとどまっている
庁舎などにおいて、節水型設備の利用や節水に努める。	庁舎等における節水 ※節水型設備の導入は将来的に検討
市民・事業者が一体となって3Rを推進するための環境づくりを進める。	資源回収団体補助や啓発チラシの配布にとどまっている
公共事業における雨水浸透枡や透水性舗装などの雨水浸透施設の設置や雨水の流出抑制に努める。	公共事業における雨水の地下浸透の推進
ACTION14 きれいな空気を吸おう運動	
市民などへのクリーンエネルギー導入の自発的活動の促進を図る。	市内の小学校に太陽光発電を導入 住宅用太陽光発電補助は平成23年度から実施
公用車に低公害車の導入を図る。	ハイブリッド車・低燃費低排出ガス車への買い替え／重量車両の廃車
野外焼却に対する指導を徹底する。	小型焼却炉及び小規模施設に対する監視・指導／家庭用焼却炉の回収
公用車にバイオディーゼル燃料を使用する。	廃油回収・BDFの公用車使用／啓発チラシの配布
ACTION15 みどりや花を守り増やそう運動	
公園整備・街路樹などの沿道緑化を推進する。	緑の基本計画の策定・推進／八木山川周辺等植栽事業／八木山花木園設備事業／自然公園・遊歩道整備事業／勝盛公園の再整備／街路樹の剪定／消毒と落葉の路面清掃
空地などの有効活用方法（花壇、市民農園、広場など）について検討する。	緑の基本計画の策定・推進
苗木、花苗などの配布による地域の緑化を促進する。	緑の基本計画の策定・推進／花いっぱい推進事業による種・苗の配布／開発指導要綱に基づく緑地の確保／緑化協定

重点プロジェクトⅣ 継続的な環境教育・学習プロジェクトに関する施策

ACTION16 みんなで学び、人を育てる輪づくり	
地球温暖化防止活動推進員や環境マイスターなどを積極的に活用し、学習会などを開催する。	いいつか環境会議による環境啓発(環境学習会、緑のカーテンエコプロジェクト、打ち水大作戦)
環境教育の副読本や啓発冊子を作成・配布する。	市内小学生の環境保全教育の推進(小学4年生への冊子配布)
環境教育推進大会など環境関連のイベントなどを継続して開催する。	環境教育推進大会における学校、市民、団体などの活動事例発表と表彰
専門性をもったオピニオンリーダーや環境保全アドバイザーを育成する。	環境アドバイザー制度の制定・講師派遣による、環境保全のための人材育成
市内環境関連施設の視察見学会などを継続して実施する。	クリーンセンター施設見学
環境保全に関する情報提供及び学習・体験の場として、エコ工場の活用を図る。	エコ工房における各教室の開催等による市民への啓発
環境教育・学習の人材データベースを作成する。	環境アドバイザー制度を制定するなど人材育成やホームページによる情報提供は行っているが、データベースは未整備
ACTION17 いいつか型環境教育・学習の実践	
大学や民間団体、事業者などと連携・協力して、市民が参加しやすい、出前講座やITを活用した環境教育・学習を行う。	生涯学習事業における自然体験活動や清掃活動/九州工業大学や九州電力等との連携による公開講座
産・官・学・民・団体に環境情報を共有化するための環境情報システムを構築する。	環境情報システムの構築は未実施
インターネットなどを活用した様々な情報提供を行う。そのために必要な各種のシステム構築を促進する。	環境関連のイベントの開催案内や啓発チラシ等のホームページへの掲載は行っているが、システムは未整備
ACTION18 環境を守り、つくる運動の実践	
市内にある諸団体の現在の活動状況を把握し、活動の支援と協力を進める。	環境保全研修会及び環境保全活動への協力/I LOVE 遠賀川への活動の参加依頼/環境教育推進大会における学校、市民、団体などの活動事例発表と表彰 こどもエコクラブは現在4団体で増加していない
「環境の日」を設定するなど、各主体の取組が促進するためのきっかけづくりを行うとともに、他地域の取組を紹介するなどして取組の広域化・ネットワーク化を支援する。	毎月5日を環境デーと定め、各月のテーマにちなんだ啓発情報のホームページ発信
エコ工房などの環境学習の場を提供し、廃食用油を使ったリサイクル石けんづくりなど体験型の環境学習事業を推進する。	エコ工房における古布リサイクル教室や紙すき教室など各種リサイクル教室の実施

6. 市民意見募集での意見と回答

平成 23 年 12 月 12 日（月）から平成 24 年 1 月 6 日（金）までの間に第 2 次飯塚市環境基本計画（案）を縦覧し、広く市民の意見を募集しました。その結果、10 名の市民の方から 23 件のご意見をいただきました。いただいたご意見と回答は次のとおりです。

意見 No.	意見	回答
1	P41 生活排水対策のための普及活動の推進（内容に加える） 飯塚市主催・共催の調理実習や、市の施設を利用する料理教室等においては、排水や洗剤の使用 방법에注意し、食用油の回収への意識向上を図ります。	市の施設における排水対策の追加を検討します。
2	P35、67 環境ポイント制度の導入には賛成です。できるだけ早い時期に取り組んでください。	早期に制度が実現するよう取り組みます。
3	P63(3)各主体の取組（市民）の中に、幼稚園、小中学校で環境教育をすると入れてください。大人になってからの意識改革、モラルの向上はなかなか困難です。保育所、幼稚園の時から小中学校と、日常生活の中で環境意識の向上に取り組む事が大事です。ごみの分別、水を汚さない方法、節水、節電と、子どもの時から身に付いた習慣は大人になっても続いていくと思います。この事は P65 につながっていきます。	ご指摘のとおり、子どもの頃からの教育が、市民の環境意識の向上につながるものと認識しておりますので、P64 に「教育委員会と一体となって、環境教育を継続・拡充」と記載しておりますので、ご理解をお願いします。
4	私は、1986 年チェルノブイリ原発事故後から脱原発の運動をやってきました。今回の福島第一原発事故後も、様々な活動をしています。昨年 4 月には飯塚市に署名とともに要求書を提出もしています。原発事故がたび起きると、環境への影響が起きてきます。今回の福島原発事故ははまだ収束の目途もなく（政府は強引に宣言しましたが）、たとえ収束したとしても今度は除染、廃炉、がれきの問題が出てきます。もともと飯塚近郊には産業廃棄物処理場も多く、「がれき」問題が浮上したとされ、どう対処するかなど、その対応策を検討しておくべきではないかと思っています。あと、放射能の食品汚染についても、市民の側に立って方向性を出していただきたいと思っています。	今回の原発事故は、我が国の環境政策に大きな影響を与えるものであることは認識しています。10 年間の計画期間とする「環境基本計画」には、個々の具体的な事案への対応策を記載することは困難ですが、ご指摘の視点については、今後の取組の参考とさせていただきます。また、P58 に記載している再生可能エネルギーの導入などに取り組むことで、原発に依存しないまちづくりに寄与できるものと考えます。
5	P41 生活排水対策のための普及活動の推進 「市主催や市の施設を利用する料理教室等において、排水や洗剤の種類や使用方法に注意し、食用油の回収への意識向上を図ります。」以上を加えてほしい。	意見 No. 1 の回答をご覧ください。
6	P63(3)各主体の取組（市民）の中に、幼稚園、小中学校での環境教育をしっかり受け～、この部分を「学校・飯塚市の取組にも環境教育をする」と入れてください。	意見 No. 3 の回答をご覧ください。
7	私は嘉麻市在住ですが、飯塚市で活動する「いづか男女共同参画ネットワーク」の会員として、昨年、ネットワークの環境・福祉部会から「飯塚市環境基本計画市民ワークショップ」に参加しましたので、意見を提出します。 ワークショップ提言書は、この基本計画に反映されるということで、参加者から様々な意見が出されました。ワークショップは、まさに東日本大震災の前日 3 月 10 日を第 1 回として、6 月 28 日まで 8 回開催されました。3 月 11 日の震災で、原子力発電所の重大事故により、日本のエネルギー政策の見直しが必要とされるとともに、国内でのエネルギーに関心が高まっています。この震災の年に審議された計画に、環境に大きな影響をもたらしている原発のことがふれられていないのはなぜですか。ワークショップでも何度も意見が出されていたのですから、ぜひ今後の飯塚市環境基本計画にエネルギー問題として踏み込んでほしいと思います。	①原発については、意見 No.4 の回答をご覧ください。 ②産業廃棄物に関することは、県の所管です。市の環境基本計画に記載できる事項として、P44 に「他県の産業廃棄物受け入れ停止の要望」について記載していますが、P35 等に「県との連携による産業廃棄物の適正処理・不法投棄防止」などについて記載することを検討します。 ③P58 や P73 に記載している、再生可能エネルギーの導入などに取り組むことで、原発に依存しないまちづくりに寄与できるものと考えます。 ④②の回答をご覧ください。

	<p>また、ワークショップでは、産業廃棄物処理場の問題についても多くの意見が出されていました。今後、原発事故による放射能を含むガレキの処理にも影響があると考えられます。産廃処分場は、許認可の権限が県にあるとしても、市民が個人レベルで解決できるものではなく、市としてどう取り組んでいくのか、環境問題として計画に明記されるべきだと思います。以下の文に変更してください。</p> <p>P73、具体的行動と目指すべき方向性の2行目 「できることからコツコツと」を、「原子力発電に頼らない、安心安全なエネルギーの推進」に変更してください。</p> <p>P74、プロジェクトの展開の事業者の部分に「産業廃棄物処分場について、事業者は徹底した情報公開と地域住民への説明をしなければならない」を入れてください。</p>	
8	<p>P41 生活排水対策のための普及活動の推進 のところの内容に以下を加えて欲しい。「飯塚市主催・共催の調理実習や市の施設を利用する料理教室等においては、排水や洗剤の使用方に注意し、食用油の回収への意識向上を図ります。」</p>	意見No.1の回答をご覧ください。
9	<p>P50 写真オオキンケイギクについては、花が分かりにくいので、アップした写真を加えて欲しい。</p>	適切な写真に差し替えを検討します。
10	<p>P56 日常生活における省エネルギー行動の実践のところ以下を加えて欲しい。「テレビ等家電製品の待機電力スイッチを切る。」</p>	追加で記載いたします。
11	<p>P58 公共施設への雨水利用施設の導入については、実施時期を後から前にして欲しい。庁舎の建設という大事業を控えているので、早めの実施するべきだと思う。</p>	取組の実施時期を「後」から「前」に修正します。
12	<p>P35、67 環境ポイント制度の導入に賛成。できるだけ早く取り組んで欲しい。</p>	意見No.2の回答をご覧ください。
13	<p>P63 (3) 各主体の取組(市民)のなかに、幼稚園、小、中学校での環境教育をしっかりと受け、とあります。この部分を学校、飯塚市の取組にも環境教育をする、と入れて欲しい。おとなになってからでは遅いと思う。子どもの時から意識し、行動するなど身につけた習慣は、おとなになってからも続きやすいと思う。このことは、P65につながると思う。</p>	意見No.3の回答をご覧ください。
14	<p>P52 第4章 基本目標達成のための取組 4. 基本目標Ⅲ：次世代に誇って継ぐことのできる、自然エネルギーを無駄なく使う低炭素の環境づくり、とあります。確かにここに書かれていることは重要で、ぜひ進めていって欲しいと思いますが、福島原発事故のことを思うと、玄海原子力発電所の存在も視野に入れて、考えることが大切だと思う。放射能が漏れて、飯塚まで及ぶとしたら、この計画どころではなくなると思うからです。</p>	意見No.4の回答をご覧ください。
15	<p>どこに該当するのかわかりませんが、産業廃棄物のことが非常に気になります。去年、潤野小学校の体育館であった説明会に出席しましたが、潤野小学校近辺の環境、特に子どもへの影響が心配になりました。対策が出せなくて申し訳ないのですが、産業廃棄物に対する市の姿勢をこの計画の中で示していただきたいと思いました。</p>	意見No.7の②の回答をご覧ください。
16	<p>原子力発電所の事故による影響は広範囲に及びます。事故の多くの場合は「想定外」ということで免罪符のように言われるのですが、「想定外」だけに、その対策はお粗末で、昨年の福島原発の事故時にも県境を越えて多くの人々が無為無策のために無用の被曝を強いられました。ここ飯塚市は、佐賀県、玄海原発から75~80kmのところに位置しています。しかも風下です。事故があれば2~3時間で放射能が到達することがわかっています。市に対して、放射能から市民を守るための対策をお願いします。</p>	意見No.4の回答をご覧ください。なお、万一の事故の際の対応については、平成25年度までに「地域防災計画」を見直す予定であり、この中で、避難などについて検討することとなっております。また県が放射線量を監視するモニタリングポストを市内に設置することが決まっております。

17	過去 10 年間に基本計画に係る予算及び支出について記載がありませんので明確にしてください。	環境基本計画に関わる事務・事業は、市の施策全体にわたっており、どの事業費が環境基本計画に関わる事業費か、という区分での集計作業を行っていませんので、過去 10 年間の予算については把握できておりません。しかし費用対効果の測定が必要となることも考えられますので、今後の課題とさせていただきます。
18	表紙にある～人＋自然＋やさしいまち＝いいづかを目指して～となっていますが、現在、飯塚市では暴力団により「やさしいまち」となっていません。逆に住みにくいまちとなっているのではないかと思います。暴力団追放を明記すべきではないかと思えます。暴力団と警察の関係も明確に通じているところがあると思えます。	市では、まちづくりに関する最上位計画として「第 1 次飯塚市総合計画」があり、色々な面からみたまちづくりの基本方針を定めています。この「環境基本計画」は、「総合計画」で定められた基本方針の一つである「自然と人が織りなす快適環境のまちづくり」という側面からの計画であるため、P22 の表のように、その対象分野を「生活環境」「自然環境」「地球環境」「環境教育」としていません。したがって、ご指摘のような内容は対象分野としておりません。ご指摘の内容は、防犯や暴力追放といった分野で取り込まれるものですのでご了承ください。
19	私たちの住んでいる潤野線の道路では大型トラック、ダンプの往来が激しく、自動車、歩行者の往来が困難な状況です。通行人、小学生、お年寄りが安心して通行できるように（お年寄りが診療所、スーパーに行くのに遠回りをして行くような状況です）、人に対する配慮が足りないと思えます。また、明星寺の産廃の工事が行われていますが、中止をしてください。付近の住民も大変迷惑しています。	（内容：苦情）ご指摘の状況は、市でも把握しております。市の権限では「中止」ということはできませんが、粉塵や騒音、交通安全の問題などに対する、住民の皆さまの不安な気持ちは十分に認識いたしております。このような不安を払拭し、生活環境を守るため、県とも連携を取り、適切な事業活動が行われるよう、指導に努めてまいります。
20	以上のことから、自然に対する環境もありますが、人に対する環境が最も大事なことと思えますが、この計画には、このところの記載がありません。	質問No.18 の回答をご覧ください。
21	たまたま今回この計画を目にすることができたが、市民に意見を求めるどころではないと思われる。まず 10 年間も何をしていったかと一市民として言いたい。民間企業ではなくとも、某大臣に仕分けされるべきである。税金、時間の無駄と言いたい。次に意見を求めるのではなく、市民に周知させるのが先ではないだろうか。この計画を市民のどれくらいが知っているのか調べるのが先。はっきり言ってほとんど知らないだろう。市役所のホームページ自体が非常に見にくいので、いくらアップロードしたところで市民の目にとまらない。自分も以前見つけ、しばらく経った後この提出用紙をダウンロードしようと再度アクセスしたが、なかなか見つけられず困りました。4つの重点プロジェクトで数値目標をあげられているが、数値目標として使えるのは、河川水質の BOD くらいのもので、他はいらない。意味がない。まず、市民のマナーやモラルがなっていないのだから、この計画をいかに知ってもらうのが先で、意見の反映しようがない。例えば無駄に過ごした 10 年間、小学 1 年生からなら高校 1 年生になるまで、学校にて、この計画について色々行動できたはず、子どもからアクション起こされれば、大人は変わらざるを得ないだろう。大学生なら半年、1 年、計画に参加すれば単位を与えるといい。民間企業も巻き込んで排水	序章「本計画のあらまし」において、10 年間の振り返りと反省点、それを踏まえての今回の見直しについて記載し、今回の第 2 次基本計画では、市民の方々へのアピール度が高く、かつもっとも効果的と思われるものとして、重点プロジェクトを 4 つに絞り込みました。ご指摘のように、計画の周知及び計画推進に係る啓発が非常に重要であることは認識しておりますので、広報の方法等も検討し、市民の皆さんに取組が浸透するよう、更に力を入れて参ります。

	<p>の水質など環境に関わる因子について 10 年間の推移のデータを取る、また改善できなければ市として何らかの対応をとるなどできたのではないだろうか。自分が見る限り、最初の計画書を見たが良い事は書いてあると思う。それを改定する必要はない。この計画を如何に市民に知らしめるかが必要だ。市民のマナーを、モラルを、意識を変え、市民をこの計画に引きずり込み、その後具体的に数値目標を挙げないと、また 10 年無駄に過ごすのではないだろうか。非常にわかりにくいホームページにアップロードするだけで終わりではなく、もっと市民に周知していただけることを切に願います。</p>	
22	<p>P33 不法投棄対策について 5 年程前に、不法投棄を何度回収してもなかなか減らず苦慮していたところ、ボランティア環境団体と協議し、一つのアイデアとして手作りの鳥居をつくり、その両端に竹等を植え、それにしめ縄を付け、しめ縄に御幣を取り付け、その場所に設置したところ、不法投棄がなくなりました。計画（案）に対する意見ではありませんが、ちょっとしたアイデアで不法投棄がなくなり、それに伴い、野犬等がいなくなり、病害虫も発生せず、環境も良くなりました。参考までに。</p>	<p>不法投棄防止のアイデアをご提案いただきありがとうございます。今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
23	<p>3.11 の東日本大震災後、全国的にいろいろな支援が行われ、私もできる限り参加しました。そして、今一番気にかかることは福島県の子どもたちです。朝日新聞の切り抜きを添付します。少なくともこれからの春休み、夏休みを利用して、この自然豊かな飯塚のまちに福島県の子どもたちを集団疎開させたらどうでしょうか。詳しくは知りませんが、無責任なこととは承知ですが、かつて旧筑穂町内野では山村留学が何年間かありました。その時の経験を活かすことができるのではないのでしょうか。では私宅に一人でも預かることができるかと問われれば、孫二人を何日か面倒みるだけでも、すぐに音をあげます。でも何とか行政や市民の方の良いアイデアを出し合えば、少しでも体内被曝にさらされているかもしれない児童たちの汚染度を下げることができるのではないかと思います。どうぞ、市で取り組んでください。</p>	<p>「環境基本計画」に、個々の具体的な事案への対応策をすべて記載することは困難ですし、「環境基本計画」が対象とする分野ではない部分も含まれていますが、ご提案の内容は、東日本大震災飯塚市支援対策本部へ伝えます。</p>

7. 環境基本計画ワークショップ

計画策定において、「市民の視点による地域の環境課題の把握」、「市民のニーズを踏まえた重点プロジェクト及び市民・事業者の行動計画に関する提言を受け、わかりやすくかつ市民に身近な計画づくりを目指すこと」、「メンバーに、計画策定後の推進役を担ってもらうこと」をねらいとして、市民ワークショップ（以下、WS）を開催しました。

WS メンバー

WS に参加したメンバーとして、日頃から飯塚市の環境問題に率先して取り組んでおられる方、身近なところから知恵を絞って、コツコツと取り組まれている方、これから環境のことについて勉強してみたい方など、15 名の方にご参加頂きました。

有吉 直子、石橋 喜太郎、井手 克行、入江 康男、荻本 勝由、窪山 邦彦、
小出 美知代、後藤 ようこ、白瀧 登美子、中村 眞弓、野中 栄子、原 てつひこ、
福田 清一、本川 八重子、森川 昭登

※公募による市民参加者。50 音順、敬称略。



WSの開催状況

区分	開催日等	WSの内容
第1回	平成23年3月10日 18:30～ 立岩公民館2階研修室	◆市職員紹介、コンサルタント紹介 ◆WSの進め方について ◆WSメンバーの自己紹介 ◆今日のテーマ ～環境に関する問題点、課題の抽出～ 自然環境、生活環境、地球環境、その他 ◆次回以降の予定について
第2回	平成23年3月24日 18:00～ 立岩公民館2階研修室	◆新規WSメンバーの紹介 ◆今日のテーマ ～環境課題の整理～ 第1回に抽出した課題の整理 その他の課題の追加 第3回以降の進め方について
第3回	平成23年4月11日 18:00～ 立岩公民館2階研修室	◆今日のテーマ ～生活環境～ 課題の改善に向けてできること
第4回	平成23年4月28日 18:00～ 立岩公民館2階研修室	◆今日のテーマ ～自然環境～ 課題の改善に向けてできること
第5回	平成23年5月17日 18:00～ 立岩公民館2階研修室	◆今日のテーマ ～地球環境、環境教育～ 課題の改善に向けてできること
第6回	平成23年5月31日 18:00～ 立岩公民館2階研修室	◆今日のテーマ ～生物環境、将来像～ 課題の改善に向けてできること 将来像に関する意見
第7回	平成23年6月13日 18:00～ 立岩公民館2階研修室	◆今日のテーマ ～提言書(案)について～
第8回	平成23年6月28日 18:00～ 立岩公民館2階研修室	◆今日のテーマ ～提言書の最終確認・修正・承認～

8. アンケート調査

飯塚市環境基本計画を策定するにあたって、環境に対する市民や事業者のみなさまの考えや行動、省エネ対策を把握することを目的として実施しました。

アンケート調査は、下表に示す要領で実施しました（集計結果は、基礎調査報告書を参照）。

市民アンケート実施概要

項目	内容
調査期間	平成22年10月25日送付、平成22年11月30日回収〆切
調査方法	郵送法（中間時期11/2にお礼状を送付）
調査対象	市内に在住する20歳以上の市民から2,000人
対象者抽出方法	無作為抽出
回収数	980サンプル
有効回収数	979サンプル
有効回収率	49.0%

事業者アンケート実施概要

項目	内容
調査期間	平成22年10月25日送付、平成22年11月30日回収〆切
調査方法	郵送法（中間時期11/2にお礼状を送付）
調査対象	市内の事業者300社
対象者抽出方法	業種別に抽出
回収数	113サンプル
有効回収数	113サンプル
有効回収率	37.7%

9. 担当課別事務事業一覧

担当課	環境目標	取組の方向性	事業名	内容	実	前	後
環境整備課	ごみ減量化	ごみの発生抑制のための取組の普及	買い物袋（マイバッグ）持参運動の促進	ホームページ・市報掲載により、買い物袋（マイバッグ）持参を全市的に広報します。	●	→	→
			生ごみ処理容器等の普及促進	生ごみ処理容器及び生ごみ処理機（手動式を含む）の普及を促進し、生ごみの減量化を進めます。	●	→	→
			生ごみ減量化運動の普及・啓発	エコ工房でのエコ・クッキング教室や、食生活改善推進会との連携、学校・保育所で食べ残しを出さないように指導を行うこと、コンポスト化の学習を行うことなどにより、生ごみの減量化を啓発します。	●	→	→
			ごみ減量に関する啓発冊子・DVDの作成・配布	ごみ減量に関する知恵を示した啓発冊子・DVDを作成し、市民に配布します。	●	→	→
			デポジット制度の実現に向けた活動	デポジット制度の実現に向け、活動団体等の支援を行います。	●	→	→
		不法投棄防止のための美しい環境整備	ポイ捨て禁止モデル地区の検討	ポイ捨て禁止モデル地区の設定を検討します。	●	→	→
			産業廃棄物の適正処理	産業廃棄物の不適正処理や不法投棄を防止するため、関係機関と連携して、事業者を指導します。	●	→	→
			ペットの糞害防止	ペットの糞害を防止するために、具的対策を検討します。	●	→	→
			環境美化活動の促進	衛生自治連合会による環境美化活動を促進します。	●	→	→
			市民一斉ごみ拾い日等、市民参画の促進	市民一斉清掃日の実施	市民一斉清掃日を設定・実施し、ごみを捨てさせない環境づくりを進めます。	●	→
	環境配慮市民、事業所の表彰制度の創設と運用	ごみ拾いボランティアの紹介	ボランティアでごみ拾いを実施している事例を広報等で紹介し、啓発します。	●	→	→	
		環境優良者表彰制度の創設と運用	市民やボランティア団体、事業者で優良な取組を行っている方への表彰を行い、意欲を高めます。	●	→	→	
		環境ポイント制度の導入	環境イベントや学習会への参加に対するポイント制度を導入します。ポイントはごみ袋等に交換できることが望ましいですが、まずは高ポイント取得者を市の環境イベントなどで発表するなど、やり甲斐感の促進を図ります。	●	→	→	
	分別の徹底	リサイクル率向上のための施策	ごみ分別・リサイクルの啓発	リサイクルの目的やごみ分別の必要性・方法などを市民に理解しやすい内容で啓発します。また、学校では廃棄物の再利用・リサイクルに取り組むとともに、循環型社会づくりにむけた学習を行います。	●	→	→
			ごみ減量化・リサイクル推進啓発事業	啓発チラシの配布やイベントなどにより、リサイクルに関する啓発を行います。	●	→	→
			資源回収に対する補助と指導	資源回収団体に対する補助を行うとともに、活動のない団体への呼びかけを行います。	●	→	→
			グリーン購入の推進	飯塚市環境物品調達方針に基づき、グリーン購入を進めるとともに、市民や事業者のグリーン購入を啓発します。	●	→	→
		生ごみの資源としての活用	フリーマーケットやエコ工房事業の拡大	誰でも参加しやすいフリーマーケットやエコ工房事業を拡大します。	●	→	→
			生ごみ処理容器の普及促進	生ごみ処理容器及び生ごみ処理機（手動式を含む）の普及を促進し、生ごみの減量化を進めます。	●	→	→
	河川等水質の改善	排水の指導と意識啓発	生活排水対策のための普及活動の推進	啓発チラシの隣組回覧や水辺教室の開催、市施設での料理教室における啓発、学校での水質汚濁に関する授業や子ども達の河川水質保全活動への積極的な参加の促進など、様々な場面で生活排水への意識向上を図ります。	●	→	→
小規模施設の監視・指導			法令に該当しない小規模施設に関する監視・指導を強化します。	●	→	→	
下水道普及率（接続率）の向上と未整備区域への対応		浄化槽の設置に対する補助	浄化槽の設置に対する補助金交付を行います。	●	→	→	
森や川の保全	森や川の回復や保全、適正な保護	廃食用油の資源としての活用	廃食用油のリサイクル	廃食用油の回収、BDFの公用車への利用を促進・拡大します。	●	→	→
		自然を学ぶ機会の充実	自然を学ぶ機会の充実	市民が現地の自然環境をみて気づく機会を増やし、自然環境保全意識の向上を図ります。	●	→	→
		河川の浄化対策	河川の浄化対策	石や竹炭を利用した河川浄化対策を進めます。	●	→	→
		水質浄化実験に基づく有効な対策の活用	水質浄化実験に基づく有効な対策の活用	公園の池などを利用して水質浄化実験を行い、有効な対策は水質浄化に活用します。	●	→	→
	里地・里山の保全	遠賀川流域の環境の保全	遠賀川流域の環境の保全	遠賀川流域の自治体と連携して、環境の保全を進めます。	●	→	→
		他県の産業廃棄物受け入れ停止の要望	他県の産業廃棄物受け入れの停止について要望を検討します。	●	→	→	
農村と市街地との交流と地産地消の推進	里地・里山の保全	荒廃林対策	森林環境税の活用などにより、荒廃した人工林の再生を進めます。	●	→	→	
	開発時の適正な評価と保全措置	自然環境保全条例に基づく指導	自然環境保全条例に従った適正な開発を指導します。	●	→	→	
在来種を保全する活動の実践	水質の改善と自然配慮型への再整備	農村と市街地との交流を図る取組	自然とのふれあいに関する副読本の作成・充実	大学や地元専門家と協力して自然とのふれあいに関する副読本を作成し、適宜見直し・充実を行います。	●	→	→
		在来種の保全に関する普及啓発	在来種の保全に関する普及啓発	在来種の保全に関する情報等を提供し、自然環境保全意識の向上を図ります。	●	→	→
		自然環境調査の実施	自然環境調査の実施	地元専門家等と連携して、定期的に自然環境調査を実施し、現状を把握します。	●	→	→
		遠賀川流域環境の保全【再掲】	遠賀川流域の自治体と連携して、環境の保全を進めます。	●	→	→	

実施時期 実：現在実施中
前：5年以内を目処に実施するもの
後：計画期間内に実施するもの

担当課	環境目標	取組の方向性	事業名	内容	実	前	後
環境整備課	外来生物対策の実践	「入れない・捨てない・拡げない」対策の徹底	正しい情報の発信	市民に関心を持ってもらうため、外来生物に関する様々な情報発信を行います。	●	→	→
			定期的な現状把握の実施	地元で調査をされている専門家などとタイアップした、定期的な現状把握を行います。	●	→	→
			外来生物分布マップの作成	市民や専門家からの情報提供に基づき外来生物の分布状況マップを作成し、生息域を拡げないための施策を検討します。	●	→	→
			学習会、現地観察会の開催	専門家と協力して、外来生物に関する学習会、現地観察会を行い、市民に正しい知識と対応方法を啓発します。	●	→	→
	地球温暖化防止の取組の実践	省エネ行動の普及・啓発	クールビズ等の実施	クールビズ等を実施し、省エネに努めます。	●	→	→
			省エネ意識啓発	省エネは経費の削減にもつながるため、各種取組と、削減経費の目安を広報などで啓発します。	●	→	→
			身近な省エネの実践	節電やエコドライブ、公共交通機関・徒歩・自転車利用、学校における児童・生徒の省エネ行動の促進など、身近な省エネの啓発活動を行います。	●	→	→
			雨水有効利用	雨水の有効性などの普及啓発を進めます。	●	→	→
		バイオマスエネルギー利用	木質バイオマスエネルギー利用	放置竹林や、人工林や農地へ侵入している竹を伐採して竹炭化し、エネルギーとして活用できる仕組みを創ります。	●	→	→
			BDF（バイオディーゼル燃料）の利用推進	廃食用油を回収し、BDFを公用車で使用します。廃食用油の回収については、市民の回収活動を拡大します。	●	→	→
		太陽光発電システム等の機器導入による再生可能エネルギー利用普及	太陽光発電システムの市民への普及	家庭での太陽光発電システム設置補助金を行います。	●	→	→
			高効率給湯器等の市民への普及	高効率給湯器等の設置に対する補助制度を検討します。	●	→	→
		緑のカーテン運動の継続と拡充	公共施設で緑のカーテンを実施し、効果を公表栽培法など農家との連携	公共施設で緑のカーテンを実施し、効果（室温など）をHP上で追跡・公表します。緑のカーテン普及に際し、栽培法など農家との連携を図ります。	●	→	→
			緑のカーテンエコプロジェクトの推進・拡大	緑のカーテン運動について、いづか環境会議、事業者と連携し、苗を配布するなど全市民を巻き込みます。	●	→	→
	異常気象に伴う災害等に備えた雨水貯留タンク・雨水浸透枡等の普及促進など適応策の検討	適応策の検討	地球温暖化の緩和策とともに、適応（気候変動の影響に対し自然・人間システムを調整することにより、被害を防止・軽減し、あるいはその便益の機会を活用すること）策を検討・整理します。	●	→	→	
	温室効果ガス削減量や省エネ効果の見える化	省エネナビ等「見える化」ツールの学校等への導入	見える化ツールの紹介	市民、事業者に対するスマートメーター、省エネナビ等の各種システム、ツールを紹介しします。	●	→	→
			環境活動レポートの公表の推進	ISO14001やEA21の認証取得、CSRへの取組と活動報告書の公表を促進し、エネルギーやCO ₂ 排出量の定量化を図ります。	●	→	→
		広報による、CO ₂ 等削減状況に関する情報提供	市報による削減量データ提供	省エネへの取組によるCO ₂ 削減量や金額等を、定期的に市民に向けて発信します。	●	→	→
			ごみ焼却に要するエネルギー等のデータの公表	行政の率先行動によるCO ₂ 削減量、省エネ効果の定量的把握と取組成果を公開し、市民、事業者へ働きかけます。市内で発生するごみ量のデータや、焼却に必要なエネルギーなどの情報を開示します。子ども向けの情報発信として、環境読本などに盛り込みます。	●	→	→
	環境教育・学習の充実	飯塚市の特性を活かした環境教育・学習と実践活動の充実	教育委員会との連携	教育委員会と一体となって、環境教育を継続・拡充し、進めていきます。	●	→	→
			大学や企業と連携した環境教育の実施	学園都市、情報産業都市、IT特区といった特徴を活かし、環境情報を共有するためのサイトの構築や、e-Learningシステムの構築など大学や企業と連携した環境教育を進めていきます。	●	→	→
			環境アドバイザー制度の強化と活用	環境アドバイザー制度を強化し、知識と経験を活用した環境学習を拡大します。	●	→	→
			環境団体の活動情報の広報	既存の環境団体との連携を深め、知られていないような小さな活動まで内容を広報し、より多くの市民の参加を促します。	●	→	→
			家庭でできる実践活動の啓発	家庭（身近なところから）で出来る、取り組みやすいことがらの啓発を実施します。	●	→	→
			環境基本計画の周知	環境基本計画を周知し、意識を高めて、環境教育を推進します。	●	→	→
			こどもエコクラブの推進	こどもエコクラブの登録を促進し、飯塚市の自然を活用した様々な環境教育に参加する機会を増やします。	●	→	→
		学校や公民館などの学習の場の利便性向上	公民館等での環境講座の開催・拡充	公民館等での環境講座を開催・拡充し、飯塚市の自然を活用した様々な環境教育に参加する機会を増やします。	●	→	→
	エコ工房の利便性向上		エコ工房を環境活動拠点として活用するための交通手段の整備を行います。	●	→	→	
	市民の環境意識の向上	自治会や公民館の活用による地域コミュニティの活性化	公民館等の活用	公民館等を活用した、積極的な社会教育（まずは環境整備課主導）を行います。環境アドバイザーによる自治会での講演など、積極的な公民館の活用を進め、多くの市民の参加を促します。	●	→	→
			環境に関する公開イベントの開催	地元市民、専門家、事業者等を講師に招いた環境に関する公開イベントを、各地区の公民館で開催することを検討します。	●	→	→
誰もが参加できるイベントによるコミュニケーションの向上		毎月5日の環境デー活用	毎月5日の環境デーに、啓発活動を実施し、市民、環境団体、事業者とともに活動します。	●	→	→	
		環境団体活動支援拡充	環境団体が開催する活動に積極的に参加するとともに、成果の公表や、より多くの市民の参加を促します。	●	→	→	

実施時期 実：現在実施中
前：5年以内を目処に実施するもの
後：計画期間内に実施するもの

担当課	環境目標	取組の方向性	事業名	内容	実	前	後	
環境整備課	市民の環境意識の向上	マナー、モラルに関する大人の意識改革	大人のマナー向上啓発	環境標語の募集などを行い、大人に対して、マナー向上の啓発を推進します。	●			
			糞害の防止	糞害対策のため、飼い主のマナーを高める啓発を行います。			●	
			マナーキャラクター募集	河川敷等でマナーアップキャンペーンを開催し、公募型で環境マナー向上のためのキャラクターを募集し、意識改革に努めます。	●			
		自分の生活と環境問題とのつながりが見える機会の拡充	自分の生活と環境とのつながりを示す資料の作成	自分の生活と環境とのつながりが見える資料を作成し、啓発します。	●			→
			環境負荷源に関する情報提供	身の回りの環境負荷源に関する情報提供をし、それがどのように環境に影響があるかわかるよう啓発事業を行います。	●			→
			環境基本計画ダイジェスト版作成	子どもも読める環境基本計画ダイジェスト版を作成し、配布します。	●			
			環境情報システム等の構築	産・官・学・民・団体が環境情報を共有化するための環境情報システムや環境学習システムを構築します。				●
		環境配慮市民、事業所の表彰制度の創設と運用	環境優良者表彰制度の創設と運用【再掲】	市民やボランティア団体、事業者で優良な取組を行っている方への表彰を行い、意欲を高めます。	●			→
			環境ポイント制度の導入【再掲】	環境イベントや学習会への参加に対するポイント制度を導入します。ポイントはごみ袋等に交換できることが望ましいですが、まずは高ポイント取得者を市の環境イベントなどで発表するなど、やり甲斐感の促進を図ります。				●
情報推進課	環境教育・学習の充実	飯塚市の特性を活かした環境教育・学習と実践活動の充実	大学や企業と連携した環境教育の実施	学園都市、情報産業都市、IT特区といった特徴を活かし、環境情報を共有するためのサイトの構築や、e-Learningシステムの構築など大学や企業と連携した環境教育を進めていきます。	●	→	→	
	市民の環境意識の向上	自分の生活と環境問題とのつながりが見える機会の拡充	環境情報システム等の構築	産・官・学・民・団体が環境情報を共有化するための環境情報システムや環境学習システムを構築します。			●	
総務課	地球温暖化防止の取組の実践	異常気象に伴う災害等に備えた雨水貯留タンク・雨水浸透枡等の普及促進など適応策の検討	適応策の検討	地球温暖化の緩和策とともに、適応（気候変動の影響に対し自然・人間システムを調整することにより、被害を防止・軽減し、あるいはその便益の機会を活用すること）策を検討・整理します。	●			
契約課	分別の徹底	リサイクル率向上のための施策	グリーン購入の推進	飯塚市環境物品調達方針に基づき、グリーン購入を進めるとともに、市民や事業者のグリーン購入を啓発します。	●	→	→	
農林課	河川等水質の改善	排水の指導と意識啓発	農薬・化学肥料の適正使用の促進	農薬や化学肥料の適正使用について、農協への指導、通知を行います。	●	→	→	
	森や川の保全	里地・里山の保全	森林の保全・農業の振興	森林や農地の多面的機能を発揮させるため、森林の保全・農業の振興を進めます。	●	→	→	
	農村と市街地との交流と地産地消の推進	農村部と都市部との交流を図る取組	自然とのふれあいに重点を置いた環境整備	自然とのふれあいを重視して農村部における環境整備を進めます。	●			→
			直売所の整備	地元産の農産物や製品などを販売する直売所の整備を検討します。				●
			農業体験学習の充実	生産者と協力し、米づくりを通じて水の循環について学ぶ機会を提供します。	●	→	→	
	地球温暖化防止の取組の実践	異常気象に伴う災害等に備えた雨水貯留タンク・雨水浸透枡等の普及促進など適応策の検討	学校等における地場食材の利用促進	生産者、農協、流通事業者等と連携し、小中学校や幼稚園、保育所での地場食材の利用を促進します。	●			→
			農畜産物情報の提供（食の安全）、地産地消のPR	旬の農産物や農産物直売所等の情報提供を行い、地産地消をPRします。	●			→
地球温暖化防止の取組の実践	異常気象に伴う災害等に備えた雨水貯留タンク・雨水浸透枡等の普及促進など適応策の検討	耕作放棄地対策	災害防止や地球温暖化防止のため、田に水をためるなど、休耕田や耕作放棄地の有効利用（事業者とタイアップ）を促進します。	●			→	
環境教育・学習の充実	学校や公民館などの学習の場の利便性向上	農業体験学校の設立	JA等や、農村部との連携により、水の循環と、食料となる米ができるまでの一連の流れを認識できる仕組みづくりを進めます。	●	→	→		
環境施設課	ごみ減量化	ごみの発生抑制のための取組の普及	施設見学会の実施	クリーンセンター施設見学を行い、ごみ減量意識の向上を図ります。	●	→	→	
			ごみ出しルールの徹底	事業者に対する指導	ごみの適正排出について訪問及びチラシの配布により、事業者を指導します。	●	→	→
				ごみの分け方・出し方の作成・配布	「家庭ごみの分け方・出し方」、「事業ごみの分け方・出し方」を作成・配布します。	●	→	→
		ごみ出しルールの啓発		自治会や公民館を通じて、ごみ出しルールの徹底を図ります。	●			→
		不法投棄防止のための美しい環境整備	ポイ捨て禁止モデル地区の検討	ポイ捨て禁止モデル地区の設定を検討します。	●			→
			監視パトロールの強化	関係機関との連携により、監視パトロールを強化します。	●	→	→	
			監視カメラ・不法投棄防止看板の設置	不法投棄多発地点に監視カメラや不法投棄防止看板を設置します。	●	→	→	
			産業廃棄物の適正処理	産業廃棄物の不適正処理や不法投棄を防止するため、関係機関と連携して、事業者を指導します。	●	→	→	
		市民一斉ごみ拾い日等、市民参画の促進	市民一斉清掃日の実施	市民一斉清掃日を設定・実施し、ごみを捨てさせない環境づくりを進めます。	●			→
		分別の徹底	リサイクル率向上のための施策	ごみ分別・リサイクルの啓発	リサイクルの目的やごみ分別の必要性・方法などを市民に理解しやすい内容で啓発します。また、学校では廃棄物の再利用・リサイクルに取り組むとともに、循環型社会づくりにむけた学習を行います。	●	→	→
ごみ減量化・リサイクル推進啓発事業	啓発チラシの配布やイベントなどにより、リサイクルに関する啓発を行います。			●	→	→		
分別の細分化の検討	リサイクル率の向上や処理場での作業員の安全面を考慮しつつ、分別の細分化を検討します。			●				
拠点ボックスのさらなる活用	拠点回収ボックスの利用促進			拠点回収ボックスを周知するとともに、有効に活用されるための方策を検討します。	●			→

実施時期 実：現在実施中
前：5年以内を目処に実施するもの
後：計画期間内に実施するもの

担当課	環境目標	取組の方向性	事業名	内容	実	前	後	
施設環境課	温室効果ガス削減量や省エネ効果の見える化	広報による、CO ₂ 等削減状況に関する情報提供	ごみ焼却に要するエネルギー等のデータの公表	市内で発生するごみ量のデータや、焼却に必要なエネルギーなどの情報を開示します。子ども向けの情報発信として、環境読本などに盛り込みます。		●	→	
保育課	農村と市街地との交流と地産地消の推進	地産地消の活性化による農業の振興・食の安全の確保	学校等における地場食材の利用促進	生産者、農協、流通事業者等と連携し、小中学校や幼稚園、保育所での地場食材の利用を促進します。		●	→	
	環境教育・学習の充実	学校や公民館などの学習の場の利便性向上	校庭（園庭）の緑化、ビオトープ整備	校内（園内）に自然を感じることができる緑地やビオトープを整備します。		●	→	
健康増進課	ごみ減量化	ごみの発生抑制のための取組の普及	生ごみ減量化運動の普及・啓発	エコ工房でのエコ・クッキング教室や、食生活改善推進会との連携、学校・保育所で食べ残しを出さないように指導を行うこと、コンポスト化の学習を行うことなどにより、生ごみの減量化を啓発します。	●	→	→	
	河川等水質の改善	排水の指導と意識啓発	生活排水対策のための普及活動の推進	啓発チラシの隣組回覧や水辺教室の開催、市施設での料理教室における啓発、学校での水質汚濁に関する授業や子ども達の河川水質保全活動への積極的な参加の促進など、様々な場面で生活排水への意識向上を図ります。	●	→	→	
管理土木課	地球温暖化防止の取組の実践	異常気象に伴う災害等に備えた雨水貯留タンク・雨水浸透枡等の普及促進など適応策の検討	透水性舗装への切り替え	舗装の工夫による地面保水効果を向上させます。			●	
建設土木課	分別の徹底	リサイクル率向上のための施策	公共事業におけるリサイクルの推進	公共事業における建設副産物のリサイクルや資材・設備への環境配慮型製品の導入を進めます。	●	→	→	
住宅建築課	分別の徹底	リサイクル率向上のための施策	公共事業におけるリサイクルの推進	公共事業における建設副産物のリサイクルや資材・設備への環境配慮型製品の導入を進めます。	●	→	→	
都市計画課	農村と市街地との交流と地産地消の推進	自然とふれあうための景観要素や場所の整備	自然とのふれあいの場、機会の充実 花いっぱい推進事業の拡大	自然とのふれあいに重点をおいた環境整備を進めます。 ボランティア団体との協力により、花いっぱい推進事業の取組を広げていきます。			●	
	地球温暖化防止の取組の実践	異常気象に伴う災害等に備えた雨水貯留タンク・雨水浸透枡等の普及促進など適応策の検討	雨水貯留タンク・雨水浸透枡等の市民への普及	「雨水貯留タンク」設置補助制度（H23から実施）等を実施します。	●	→	→	
農業土木課	分別の徹底	リサイクル率向上のための施策	公共事業におけるリサイクルの推進	公共事業における建設副産物のリサイクルや資材・設備への環境配慮型製品の導入を進めます。	●	→	→	
	河川等水質の改善	下水道普及率（接続率）の向上と未整備区域への対応	農業集落排水事業の推進	公共下水道未整備地域における農業集落排水事業を推進します。	●	→	→	
	森や川の保全	森や川の回復や保全、適正な保護	源流環境の保全	源流域に広葉樹を植樹するなど、源流の環境の保全を推進します。		●	→	→
			適切な森林の管理	森林組合と連携して、植林・間伐など適切な森林管理を進めます。		●	→	→
			森林の保全・農業の振興	森林や農地の多面的機能を発揮させるため、森林の保全・農業の振興を進めます。		●	→	→
	里地・里山の保全	荒廃林対策	森林環境税の活用などにより、荒廃した人工林の再生を進めます。		●	→	→	
農村と市街地との交流と地産地消の推進	農村部と都市部との交流を図る取組	森を守る活動の仕組みづくり	団体と連携して森を守る活動の仕組みづくりを行います。		●	→		
下水道課	河川等水質の改善	排水の指導と意識啓発	水質管理体制の強化	汚水を排水するおそれのある事業所の把握に努めるとともに、違反した場合は厳重に指導します。	●	→	→	
		下水道普及率（接続率）の向上と未整備区域への対応	公共下水道整備の推進 公共下水道へ接続による水洗化の普及促進	飯塚市汚水処理基本構想に基づき、公共下水道整備を推進します。 市報や冊子による啓発を行うとともに、戸別訪問により、公共下水道接続の普及促進を図ります。	●	→	→	
総務教育課	温室効果ガス削減量や省エネ効果の見える化	省エネナビ等「見える化」ツールの学校等への導入	見える化ツールの学校への導入	見える化ツールを学校へ導入し、エネルギーへの関心を深めます。		●	→	
施設教育課	温室効果ガス削減量や省エネ効果の見える化	省エネナビ等「見える化」ツールの学校等への導入	見える化ツールの学校への導入	見える化ツールを学校へ導入し、エネルギーへの関心を深めます。		●	→	
学校教育課	ごみ減量化	ごみの発生抑制のための取組の普及	生ごみ減量化運動の普及・啓発	エコ工房でのエコ・クッキング教室や、食生活改善推進会との連携、学校・保育所で食べ残しを出さないように指導を行うこと、コンポスト化の学習を行うことなどにより、生ごみの減量化を啓発します。	●	→	→	
			施設見学会の実施	クリーンセンター施設見学会を行い、ごみ減量化意識の向上を図ります。	●	→	→	
	分別の徹底	リサイクル率向上のための施策	ごみ分別・リサイクルの啓発	リサイクルの目的やごみ分別の必要性・方法などを市民に理解しやすい内容で啓発します。また、学校では廃棄物の再利用・リサイクルに取り組むとともに、循環型社会づくりにむけた学習を行います。	●	→	→	
	河川等水質の改善	排水の指導と意識啓発	生活排水対策のための普及活動の推進	啓発チラシの隣組回覧や水辺教室の開催、市施設での料理教室における啓発、学校での水質汚濁に関する授業や子ども達の河川水質保全活動への積極的な参加の促進など、様々な場面で生活排水への意識向上を図ります。	●	→	→	
	森や川の保全	森や川の回復や保全、適正な保護	自然を学ぶ機会の充実	市民が現地の自然環境をみて気づく機会を増やし、自然環境保全意識の向上を図ります。		●	→	
	農村と市街地との交流と地産地消の推進	自然とふれあうための景観要素や場所の整備	花いっぱい推進事業の拡大	ボランティア団体との協力により、花いっぱい推進事業の取組を広げていきます。	●	→	→	
	在来種を保全する活動の実践	地産地消の活性化による農業の振興・食の安全の確保	農業体験学習の充実	生産者と協力し、米づくりを通じて水の循環について学ぶ機会を提供します。	●	→	→	
	外来生物対策の実践	水質の改善と自然配慮型への再整備	「入れない・捨てない・拡げない」対策の徹底	在来種の保全に関する普及啓発 正しい情報の発信	在来種の保全に関する情報等を提供し、自然環境保全意識の向上を図ります。 市民に関心を持ってもらうため、外来生物に関する様々な情報発信を行います。	●	→	→

実施時期 実：現在実施中
前：5年以内を目処に実施するもの
後：計画期間内に実施するもの

担当課	環境目標	取組の方向性	事業名	内容	実	前	後
学校教育課	地球温暖化防止の取組の実践	省エネ行動の普及・啓発	身近な省エネの実践	節電やエコドライブ、公共交通機関・徒歩・自転車利用、学校における児童・生徒の省エネ行動の促進など、身近な省エネの啓発活動を行います。	●	→	→
	温室効果ガス削減量や省エネ効果の見える化	省エネナビ等「見える化」ツールの学校等への導入	見える化ツールの学校への導入	見える化ツールを学校へ導入し、エネルギーへの関心を深めます。		●	→
	環境教育・学習の充実	飯塚市の特性を活かした環境教育・学習と実践活動の充実	教育委員会との連携	教育委員会と一体となって、環境教育を継続・拡充し、進めていきます。	●	→	→
給食課	農村と市街地との交流と地産地消の推進	地産地消の活性化による農業の振興・食の安全の確保	学校等における地場食材の利用促進	生産者、農協、流通事業者等と連携し、小中学校や幼稚園、保育所での地場食材の利用を促進します。		●	→
学習生涯課	森や川の保全	森や川の回復や保全、適正な保護	自然を学ぶ機会の充実	市民が現地の自然環境をみて気づく機会を増やし、自然環境保全意識の向上を図ります。		●	→
公民館 中央	農村と市街地との交流と地産地消の推進	農村部と都市部との交流を図る取組	公民館活動等における自然とのふれあいの充実	団体等と協力して公民館活動等での自然とのふれあいの機会を増やします。		●	→
	環境教育・学習の充実	学校や公民館などの学習の場の利便性向上	公民館等での環境講座の開催・拡充	公民館等での環境講座を開催・拡充し、飯塚市の自然を活用した様々な環境教育に参加する機会を増やします。		●	→
事業所管課	森や川の保全	開発時の適正な評価と保全措置	公共事業における環境配慮の推進	多自然型護岸等、公共事業の際には環境配慮を常に意識し、事業を実施します。		●	→
	在来種を保全する活動の実践	水質の改善と自然配慮型への再整備	公共工事における環境影響の評価 公共事業における環境配慮の推進【再掲】	大型の公共工事における環境影響を事前評価し、情報を公開します。 多自然型護岸等、公共事業の際には環境配慮を常に意識し、事業を実施します。		●	→
施設所管課	地球温暖化防止の取組の実践	太陽光発電システム等の機器導入による再生可能エネルギー利用普及	公共施設への再生可能エネルギー設備等の導入	公共施設に、太陽光発電システムや太陽熱温水器の設置を促進します。	●	→	→
		異常気象に伴う災害等に備えた雨水貯留タンク・雨水浸透枳等の普及促進など適応策の検討	公共施設への雨水利用施設の導入	公共施設の新規建造物がある時は、雨水利活用を行う施設を積極的に導入します。		●	→

実施時期 実：現在実施中
前：5年以内を目処に実施するもの
後：計画期間内に実施するもの

10. 評価指標一覧

基本目標Ⅰ：限りある資源をしっかりと循環させる、ごみゼロの社会づくり			
環境目標	ごみ減量化	1人1日あたりごみ排出量（現状：1,004g/人・日、2010年度現在）	904g/人・日以下
	分別の徹底	リサイクル率（現状：23.7%、2010年度現在）	33.7%以上
		資源回収量（現状：4,416 t/年、2010年度現在）	4,858 t/年以上
基本目標Ⅱ：命の源である森や水を守り、自然とともに暮らす、うるおいのある環境づくり			
環境目標	河川等水質の改善	廃食用油の年間回収量（現状：4,800L、2010年度現在）	48,000L以上
		汚水処理人口普及率（現状：72.2%、2010年度現在）	81.1%以上
	森や川の保全	再生した森林の面積（現状：421.49ha、2010年度現在）	2,000ha以上
	農村と市街地との交流と地産地消の推進	花いっぱい推進事業による緑化カ所数（現状：122カ所、2011年度現在）	132カ所以上
		給食での地場食材の占める割合（現状：学校12.3%、保育所12.2%、2011年度現在）	18%以上
	在来種を保全する活動の実践	現地観察会の開催回数（現状：0回、2010年度現在）	2回/年以上
外来生物対策の実践	現地観察会の開催回数（現状：0回、2010年度現在）	2回/年以上	
基本目標Ⅲ：次世代に誇って継ぐことのできる、自然エネルギーを無駄なく使う低炭素の環境づくり			
環境目標	地球温暖化防止の取組の実践	公共施設、学校等への太陽光発電システムの設置（現状：7件、2010年度現在）	30件以上
		2030年度までに、温室効果ガス排出量を、1990年度の水準まで減少（現状：933千t-CO ₂ /年、2008年度現在）	727千t-CO ₂ /年以下
	温室効果ガス削減量や省エネ効果の見える化	見える化ツールの設置学校数（現状：3校、2010年度現在）	全校
基本目標Ⅳ：豊かな資源（自然・人材等）や地域コミュニティを活かした人づくり			
環境目標	環境教育・学習の充実	飯塚市役所ホームページの、環境に関するページへの年間アクセス件数	対前年度比で増加
		子どもエコクラブ登録団体数（現状：4団体、2010年度現在）	10団体以上
		環境アドバイザー派遣件数（現状：1件、2010年度現在）	50件/年以上
	市民の環境意識の向上	ペットの糞害苦情件数（現状：17件、2010年度現在）	0件/年
		エコ工場の来館者数（現状：4,271人/年、2010年度現在）	8,000人/年以上
		環境基本計画の市民の認知度（現状：11.8%、2010年度現在）	対前年度比で増加
	環境アドバイザーの公民館等への派遣件数（5-1「環境アドバイザー派遣件数」の内数）（現状：0件、2010年度現在）	25件/年以上	

11. 温室効果ガスの現況推計

11-1. 対象とする温室効果ガス

飯塚市環境基本計画では、地球温暖化防止のため、市内から排出される温室効果ガスの削減を目指し、市民、事業者、行政の協働による地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を併せてつくりました。

本計画が対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン類です。

11-2. 推計方法

温室効果ガス排出量は、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）、環境省」に沿って、最新の統計資料（活動量データ）を収集整理して排出量実態を推計しました（集計結果は、基礎調査報告書を参照）。

二酸化炭素排出量の算定方法

部門	区分	計算式	使用データ
家庭部門	灯油	福岡市2人以上世帯あたり年間灯油購入量×世帯人員補正係数÷飯塚市の世帯数×単位発熱量×二酸化炭素排出係数 ※世帯人員補正係数=(飯塚市2人以上世帯数+飯塚市単身世帯数)×単身世帯購入費÷2人以上世帯購入費÷飯塚市世帯数	●福岡市2人以上世帯あたり年間灯油購入量：「家計調査」総務省 ●飯塚市世帯数：「市区町村別住民基本台帳人口」ふくおかデータウェブ ●飯塚市2人以上世帯数、飯塚市単身世帯数：「国勢調査人口」ふくおかデータウェブ
	L P ガス	福岡市2人以上世帯あたり年間L P ガス購入量÷(1-福岡市都市ガス普及率)×世帯人員補正係数×飯塚市世帯数×(1-飯塚市都市ガス普及率)×単位発熱量×二酸化炭素排出係数 ※世帯人員補正係数=(飯塚市2人以上世帯数+飯塚市単身世帯数)×単身世帯購入費÷2人以上世帯購入費÷飯塚市世帯数	●福岡市2人以上世帯あたり年間L P ガス購入量：「家計調査」総務省 ●福岡市の都市ガス普及率：「福岡市統計書」福岡市 ●飯塚市都市ガス普及率：「飯塚市統計書」 ●飯塚市世帯数：「市区町村別住民基本台帳人口」ふくおかデータウェブ ●飯塚市2人以上世帯数、飯塚市単身世帯数：「国勢調査人口」ふくおかデータウェブ
	都市ガス	飯塚市家庭用都市ガス消費量×単位発熱量×二酸化炭素排出係数	●飯塚市家庭用都市ガス消費量：「ガス事業年報」資源エネルギー庁
	電力	福岡県内の家庭用電力消費量×(飯塚市世帯数÷福岡県世帯数)×二酸化炭素排出係数	●福岡県内の家庭用電力消費量：「都道府県別エネルギー消費統計」資源エネルギー庁 ●福岡県、飯塚市世帯数：「市区町村別住民基本台帳人口」ふくおかデータウェブ
業務部門	重油	福岡県の石油製品消費量×全国重油消費量÷全国石油製品消費量×飯塚市業務部門建物床面積÷福岡県内各市町村業務部門建物床面積×二酸化炭素排出係数	●福岡県の石油製品消費量：「都道府県別エネルギー消費統計」資源エネルギー庁 ●全国重油消費量、全国石油製品消費量：「総合エネルギー統計」資源エネルギー庁 ●飯塚市業務部門建物床面積：「統計いいづか2009」飯塚市 ●福岡県業務部門建物床面積：「市町村別家屋床面積（木造家屋、木造以外の家屋）」ふくおかデータウェブ ※業務部門建物床面積とは、「木造家屋に関する調査」のうち、旅館・料亭・ホテル、事務所・銀行・店舗・病院・公衆浴場と「木造以外の家屋に関する調査」のその他の床面積の合計
	灯油	福岡県の石油製品消費量×全国灯油消費量÷全国石油製品消費量×飯塚市業務部門建物床面積÷福岡県内各市町村業務部門建物床面積×二酸化炭素排出係数	●福岡県の石油製品消費量：「都道府県別エネルギー消費統計」資源エネルギー庁 ●全国灯油消費量、全国石油製品消費量：「総合エネルギー統計」資源エネルギー庁 ●飯塚市業務部門建物床面積、福岡県内各市町村業務部門建物床面積：「市町村別家屋床面積（木造家屋、木造以外の家屋）」ふくおかデータウェブ
	L P ガス	(飯塚市家庭・業務用L P ガス消費量-家庭部門のL P ガス消費量)×二酸化炭素排出係数	●飯塚市家庭・業務用L P ガス消費量：(社)福岡県L P ガス協会資料
	都市ガス	飯塚市商業用都市ガス消費量×単位発熱量×二酸化炭素排出係数	●飯塚市商業用都市ガス消費量：「ガス事業年報」資源エネルギー庁
	電力	福岡県内の業務用電力消費量×(飯塚市業務部門系建物床面積÷福岡県業務部門系建物床面積)×二酸化炭素排出係数	●福岡県内の業務用電力消費量：「都道府県別エネルギー消費統計」資源エネルギー庁 ●飯塚市業務部門建物床面積、福岡県内各市町村業務部門建物床面積：「市町村別家屋床面積（木造家屋、木造以外の家屋）」ふくおかデータウェブ
産業部門	製造業	全国の製造業業種別エネルギー消費量×(飯塚市の業種別製造品出荷額÷全国の業種別製造品出荷額)×単位発熱量×二酸化炭素排出係数	●全国の業種別製造業エネルギー消費量：「総合エネルギー統計」資源エネルギー庁 ●業種別製造品出荷額：「工業統計調査」経済産業省
	建設業・鉱業	福岡県の建設・鉱業エネルギー消費量×(飯塚市の就業者数÷福岡県の就業者数)×単位発熱量×二酸化炭素排出係数	●福岡県の建設業・鉱業エネルギー消費量：「都道府県別エネルギー消費統計」資源エネルギー庁 ●建設業・鉱業就業者数：「福岡県の事業所・企業」ふくおかデータウェブ
	農林水産業	福岡県の農林水産業エネルギー消費量×農林水産業生産額の飯塚市の比率×単位発熱量×二酸化炭素排出係数	●福岡県の農林水産業エネルギー消費量：「都道府県別エネルギー消費統計」資源エネルギー庁 ●農林水産業生産額 ●農業：「市町村別農業産出額」ふくおかデータウェブ、「生産農業所得統計」農林水産省 ●水産業：「漁業種類別生産額」ふくおかデータウェブ、「漁業生産額」農林水産省
運輸部門	自動車	業種別車種別燃料消費量(九州地方運輸局分、全国分)÷車種別・業種別・燃料別保有台数(九州地方運輸局分)×飯塚市車種別燃料種別保有台数×単位発熱量×二酸化炭素排出係数	●業種別車種別燃料消費量(九州地方運輸局、全国)：「自動車輸送統計年報」国土交通省 ●車種別・業種別・燃料別保有台数(九州地方運輸局)：「自動車保有車両数」(財)自動車検査登録情報協会 ●飯塚市車種別保有台数：「市町村自動車保有車両数」ふくおかデータウェブ
	鉄道	J R 九州のエネルギー消費量×営業キロ数の飯塚市内割合×単位発熱量×二酸化炭素排出係数	●J R 九州のエネルギー消費量：「鉄道統計年報」国土交通省鉄道局 ●J R 九州の営業キロ数全路線：「鉄道統計年報」国土交通省鉄道局 ●営業キロ数の飯塚市内割合：図上計測
廃棄物部門	①一般廃棄物の直接焼却量×廃プラスチックの焼却割合×二酸化炭素排出係数 ②一般廃棄物の直接焼却量×合成繊維くずの焼却割合×二酸化炭素排出係数	●一般廃棄物の直接焼却量：飯塚市資料 ●廃プラスチック、合成繊維くずの焼却割合：「日本の廃棄物処理(平成15年度版)」環境省 「温室効果ガス排出量算定に関する検討結果(平成18年8月)」環境省	

メタン排出量の算定方法

部門	区分	計算式	使用データ
運輸部門	自動車	燃料別・車種別自動車走行量×メタン排出係数 ※燃料別・車種別自動車走行量＝車種別・業態別・燃料別自動車保有車両数（飯塚市）×実働1日1車あたり走行キロ（全国）×365日 ※特殊用途車は福岡県の燃料別・業態別自動車数の割合を使って按分	●飯塚市特殊用途車、軽自動車台数：「飯塚市統計書」 ●特殊用途車の燃料別・業態別自動車数（福岡県）：「自動車保有車両数」（財）自動車検査登録情報協会 ●実働1日1車あたり走行キロ（全国）：「自動車輸送統計年報」国土交通省
廃棄物	廃棄物の焼却	一般廃棄物の焼却量×メタン排出係数	●市内一般廃棄物の焼却量：「福岡県における一般廃棄物処理の現況」福岡県
	排水処理<産業排水の処理>	産業排水中の有機物量×メタン排出係数 ※産業排水中の有機物量＝県の製品処理用水量×排水処理割合×業種別有機物濃度÷1,000×市内製造品出荷額÷県内製造品出荷額	●県の製品処理用水量及び洗浄用水量、製造品出荷額：「工業統計表」経済産業省 ●製造品出荷額：「市区町村別産業中分類別事業所数、従業者数及び製造品出荷額等」ふくおかデータウェブ ●排水処理割合：「温室効果ガス排出量算定に関する検討結果 第4部 廃棄物分科会報告書」環境省 ●業種別有機物濃度：「流域別下水道整備総合計画調査 指針と解説 平成11年版」社団法人日本下水道協会 ※産業細分類の平均値を採用
	排水処理<生活・商業排水の処理>	①終末処理場の下水処理量×メタン排出係数 ②し尿処理施設の汚泥処理量×メタン排出係数 ③その他のし尿処理施設の処理対象人員×メタン排出係数 ※既存単独処理浄化槽、浄化槽、くみ取り便槽	●終末処理場の下水処理量：「一般廃棄物処理実態調査結果」環境省 ●し尿処理施設の汚泥処理量：「福岡県における一般廃棄物処理の現況」福岡県、「一般廃棄物処理実態調査結果」環境省 ●処理対象人員：「福岡県における一般廃棄物処理の現況」福岡県、「一般廃棄物処理実態調査結果」環境省
	排水処理<生活排水の自然界における分解>	処理人口×生活雑排水のBOD原単位÷1,000×365日×メタン排出係数 ※単独処理浄化槽、くみ取り便槽、自家処理人口	●処理人口：「福岡県における一般廃棄物処理の現況」福岡県、「一般廃棄物処理実態調査結果」環境省 ●生活雑排水のBOD原単位：「温室効果ガス排出量算定に関する検討結果 第4部 廃棄物分科会報告書」環境省
農業	水田	水田作付面積×メタン排出係数	●水田作付面積：「市区町村別穀物類作付面積及び収穫量」ふくおかデータウェブ、「農林水産関係市区町村別データ」農林水産省
	家畜の飼養	市内の家畜飼養頭数×メタン排出係数	●家畜飼養頭数：「家畜飼養頭数」福岡県
	家畜の排せつ物の管理	①乳用牛、肉用牛、豚、鶏のふん尿中の有機物量×メタン排出係数 ※ふん尿中の有機物量＝飼養頭羽数×年間排せつ物排出量×有機物含有率×分離・混合処理の割合×管理区分の割合 ②馬、めん羊の飼養頭数×メタン排出係数	●家畜飼養頭数：「家畜飼養頭数」福岡県 ●年間排せつ物排出量、有機物含有率、分離・混合処理の割合、管理区分の割合：「温室効果ガス排出量算定に関する検討結果 第3部 農業分科会報告書」環境省
	農業廃棄物の焼却	農作物生産量×野焼き率×メタン排出係数	●農作物生産量：「福岡農林水産統計年報」九州農政局 ●野焼き率：「温室効果ガス排出量算定に関する検討結果 第3部 農業分科会報告書」環境省

一酸化二窒素排出量の算定方法

部門	区分	計算式	使用データ
運輸部門	自動車	燃料別・車種別自動車走行量×一酸化二窒素排出係数	●メタン排出量に同じ
廃棄物	廃棄物の焼却	一般廃棄物の焼却量×一酸化二窒素排出係数	●メタン排出量に同じ
	排水処理<産業排水の処理>	産業排水中の窒素量×一酸化二窒素排出係数 ※産業排水中の窒素量＝県の製品処理用水量×排水処理割合×業種別窒素濃度÷1,000×市内製造品出荷額÷県内製造品出荷額	●メタン排出量に同じ ●業種別窒素濃度：「流域別下水道整備総合計画調査 指針と解説 平成11年版」社団法人日本下水道協会 ※産業細分類の平均値を採用
	排水処理<生活・商業排水の処理>	①終末処理場の下水処理量×一酸化二窒素排出係数 ②し尿処理施設の汚泥処理量×汚泥に含まれる窒素含有量×一酸化二窒素排出係数 ③その他のし尿処理施設の処理対象人員×一酸化二窒素排出係数 ※既存単独処理浄化槽、浄化槽、くみ取り便槽	●終末処理場の下水処理量：「一般廃棄物処理実態調査結果」環境省 ●し尿処理施設の汚泥処理量：「福岡県における一般廃棄物処理の現況」福岡県、「一般廃棄物処理実態調査結果」環境省 ●処理対象人員：「福岡県における一般廃棄物処理の現況」福岡県、「一般廃棄物処理実態調査結果」環境省 ●汚泥に含まれる窒素含有量：「温室効果ガス排出量算定に関する検討結果 第4部 廃棄物分科会報告書」環境省
	排水処理<生活排水の自然界における分解>	処理人口×生活排水の窒素原単位÷1,000×365日×一酸化二窒素排出係数 ※単独処理浄化槽、くみ取り便槽、自家処理人口	●処理人口：「福岡県における一般廃棄物処理の現況」福岡県、「一般廃棄物処理実態調査結果」環境省 ●生活排水の窒素原単位：「温室効果ガス排出量算定に関する検討結果 第4部 廃棄物分科会報告書」環境省
農業	家畜の排せつ物の管理	①乳用牛、肉用牛、豚、鶏のふん尿中の有機物量×一酸化二窒素排出係数 ※ふん尿中の有機物量＝飼養頭羽数×年間排せつ物排出量×有機物含有率×分離・混合処理の割合×管理区分の割合 ②馬、めん羊の飼養頭数×一酸化二窒素排出係数	●メタン排出量に同じ
	農業廃棄物の焼却	農作物生産量×野焼き率×一酸化二窒素排出係数	●メタン排出量に同じ
	耕地における肥料の使用	耕地面積×一酸化二窒素排出係数	●耕地面積：「福岡農林水産統計年報」九州農政局

代替フロンの算定方法

部門	区分	計算式	使用データ
HFCs	使用時の漏えいに伴う排出	①世帯あたりの機器（冷蔵庫、ルームエアコン）保有台数（全国値） ×飯塚市世帯数×HFCs排出係数 ②自動車保有台数×HFCs排出係数	●世帯あたりの機器保有台数：「消費動向調査」内閣府 ●自動車保有台数：「飯塚市統計書」

第2次飯塚市環境基本計画
(地球温暖化対策実行計画【区域施策編】含む)

平成24年3月

発行 飯塚市 市民環境部 環境整備課

〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩5番5号

電話 0948-22-5500

FAX 0948-21-2066

URL <http://www.city.iizuka.lg.jp/>

